

第6章 誘導施設

6-1 誘導施設設定の考え方

誘導施設とは、「都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定」するものとして、都市再生特別措置法第 81 条に規定されています。届出制度により、都市機能誘導区域内外における誘導施設の動向を把握します。

誘導施設設定の考え方は以下が示されています。

誘導施設設定の考え方

○誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、

- ・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・集客力があり、まちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設等を定めることが考えられます。

留意すべき事項

○都市機能誘導区域外において、当該誘導施設が立地する際には、届出を要することに留意し、誘導施設が都市機能誘導区域内で充足している場合等は、必要に応じて誘導施設の設定を見直すことが望ましい。また、誘導施設が都市機能誘導区域外に転出してしまうおそれがある場合には、必要に応じて誘導施設として定めることも考えられます。

○誘導施設の種類に応じて、福祉部局、商業部局等の関係部局と調整を図った上で設定することが望ましい。なお、例えば医療施設を誘導施設として定めようとするときは、医療計画の策定主体である都道府県の医療部局との調整が必要となる等、都道府県と調整することが必要となる場合があることにも留意が必要です。

資料：「第 13 版 都市計画運用指針」(令和 7 年3月 国土交通省)

◆ 誘導施設のイメージ

機能	中心拠点	地域・生活拠点
行政機能	■中枢的な行政機能 例：本庁舎	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例：支所、福祉事務所等の各地域事務所
介護福祉機能	■市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：総合福祉センター	■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例：地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等
子育て機能	■市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：子育て総合支援センター	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例：保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例：相当規模の商業集積	■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例：延床面積●m²以上の食品スーパー
医療機能	■総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能 例：病院	■日常的な診療を受けることができる機能 例：延床面積●m²以上の診療所
金融機能	■決済や融資等の金融機能を提供する機能 例：銀行、信用金庫	■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例：郵便局
教育・文化機能	■住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例：文化ホール、中央図書館	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例：図書館支所、社会教育センター

資料：立地適正化計画作成の手引き【基本編】（令和 7 年 4 月改定 国土交通省）

6-2 誘導施設

先に示す都市施設設定の考え方を踏まえ、本町における誘導施設について整理します。

誘導施設の選定にあたっては、「住民アンケート調査」のうち、「住民が充実してほしい施設」に示される施設も生活利便性を高める上で必要となる施設として踏まえることとします。

※アンケート回答結果：「食料品、日用品店舗（スーパー等）」（21.0％）、「飲食店」（15.8％）、「総合病院、医院（クリニック）、診療所」（14.7％）

<設定と配置>

誘導施設はその役割に応じて、拠点周辺への集約配置が必要な施設と、暮らしを守るため町内に分散させて、適正配置を図ることが必要な施設となります。本町に必要な都市機能と各施設別の配置の方針を示したうえで、誘導施設を設定します。

◆ 誘導施設の設定

★【誘導】今後誘導を図る施設（誘導施設）

■【維持】区域内に立地があり、区域外への転出・流出を防ぐ施設（誘導施設）

○【維持努力】区域内に立地があり維持を図るが、誘導施設としない施設

△【維持努力】区域外であり機能の補完が必要であるが、誘導施設としない施設

都市機能	一般的な名称	各施設の配置の方針	都市機能 誘導区域 (役場周辺)	都市機能 誘導区域 (吉原周辺)	都市機能誘 導区域外
1.行政機能	役場等	・住民が利用しやすいよう都市機能誘導区域に配置	■		△
2.介護福祉 機能	地域包括支援センター	・関連施設と連携をとりつつ、継続的包括的な支援が必要であるため、中心拠点に配置	○		
	地域福祉センター	・日常生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置			△
	通所系施設			○	△
	訪問系施設			○	△
	入所系施設	・高齢者等が容易に利用できるよう町内の必要箇所に適正配置		○	△
	小規模多機能型施設			○	△
3.子育て 機能	こども家庭センター	・関連施設と連携をとりつつ、継続的包括的な支援が必要であるため、中心拠点に配置	■		
	子育て支援センター		■		
	保育園	・日常生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置			△
	幼稚園				△
	認定こども園				△

都市機能	一般的な名称	各施設の配置の方針	都市機能誘導区域 (役場周辺)	都市機能誘導区域 (吉原周辺)	都市機能誘導区域外
4.商業機能	中規模商業施設(店舗面積1,000㎡以上)	・町の活性化やにぎわいの創出のため、中心拠点に配置	■		△
	食品スーパー(店舗面積250㎡以上)	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置	★		△
	商業施設(商業機能を有する施設、飲食店等)	・食品や日用雑貨、お土産品等多数の品種を扱う小規模な店舗 ・地場産品等による飲食店	★		
5.医療機能	病院	・全住民及び高齢者等が容易に活用できるように中心拠点に配置	★	■	
	診療所	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置	○		△
6.金融機能	信用金庫	・窓口業務(決済、融資等)による金融サービスを提供する施設であり、都市機能誘導区域に配置	■		
	郵便局	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置			△
	農業協同組合等の金融機関		○		△
	ATM		○		△
7.教育・文化機能	公立公民館	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置	○		△
	図書館	・町の活性化やにぎわいの創出のため、都市機能誘導区域に配置	■		
	博物館	・町の活性化やにぎわいの創出のため、都市機能誘導区域に配置	■		
	小中学校	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置	○		△

◆ 誘導施設の定義

都市機能	一般的な名称	法的根拠
1.行政機能	役場	地方自治法第 4 条に定める事務所
2.介護福祉機能	地域包括支援センター	介護保険法第 115 条の 46 第1項に定める施設
	地域福祉センター	地方自治法第 244 条に定める施設であって、鏡野町福祉センター条例に定める施設
	通所系施設	介護保険法第 8 条に定める施設であって、通所を目的とする施設
	訪問系施設	介護保険法第 8 条に定める施設であって、訪問を目的とする施設
	入所系施設	介護保険法第 8 条に定める施設であって、入所を目的とする施設
	小規模多機能型施設	介護保険法第 8 条第 19 項に定める小規模多機能型居宅介護
3.子育て機能	こども家庭センター	児童福祉法第 10 条の 2 に定めるこども家庭センター
	子育て支援センター	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に定める地域子育て支援拠点事業を実施する施設であって、鏡野町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例に定める施設
	保育園	児童福祉法第 39 条第 1 項に定める施設
	幼稚園	学校教育法第 1 条に定める施設
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 1 項の認定を受けた施設
4.商業機能	中規模商業施設(店舗面積 1,000 ㎡以上)	商品を総合的に揃えた施設で、大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積 1,000 ㎡以上の商業施設(総合スーパー、専門スーパーを含む)
	食品スーパー(店舗面積 250 ㎡以上)	食品スーパーマーケット等 店舗面積 250 ㎡以上で、生鮮食品を扱う店舗が含まれる複合施設。又は、店舗面積 250 ㎡以上の食料品スーパーマーケット
	商業施設(商業機能を有する施設、飲食店等)	小売店、飲食店(日本標準産業分類に定める中分類「56 各種商品小売業」「58 飲料品小売業」「76飲食店」に分類される事業所)
5.医療機能	病院	医療法第 1 条の 5 第 1 項に定める病院
	診療所	医療法第 1 条の 5 第 2 項に定める診療所
6.金融機能	信用金庫	信用金庫法の規定に基づく信用金庫及び信用金庫連合会
	郵便局	日本郵便株式会社法第 2 条第 4 に定める郵便局
	農業協同組合等の金融機関	農林中央金庫法に基づく金融機関
	ATM	現金の引出・振込・預入について、無人のサービス対応が可能なATM設置箇所(銀行ATMコーナー、コンビニエンスストア等)
7.教育・文化機能	公立公民館	社会教育法第 21 条に定める市町村が設置する公民館
	図書館	図書館法第 2 条第 2 項に定める公立図書館
	博物館	博物館法の適用を受けない博物館類似施設
	小中学校	学校教育法第 1 条に定める小学校、中学校

第7章 誘導施策

7-1 誘導施策の考え方

7-1-1 誘導施策の考え方

立地適正化計画は、行政自らが行う都市施設の計画・整備や土地利用規制によるものではなく、財政・金融・税制等の経済的インセンティブにより、医療・福祉・商業・住宅といった民間等の都市施設を居住誘導区域内や都市機能誘導区域内に誘導する計画であり、計画制度と財政・金融・税制等による支援措置とを結びつける役割を果たすものです。

立地適正化計画においては、国が直接行う施策、国の支援を受けて本町が行う施策、本町が独自に講じる施策をとおり、広義の都市計画制度である立地適正化計画を活用することとしています。

7-1-2 誘導施策の体系

立地適正化計画の目指す将来都市構造の実現に向けたまちづくりの方針及び課題解決のための施策・誘導方針に基づき、取り組むべき誘導施策を設定します。

◆ 施策の体系(まちづくりの方針と誘導施策の関係)

分野	まちづくりの方針 (ターゲット)	居 住	都 市	交 通	防 災	施策・誘導方針
暮らし	方針1 誰もが定住できる 住みやすいまちづくり					【1】若者が転出しないまち、 移住定住のための居住環境の充実
	【居住誘導の方針】 【公共交通ネットワークの 方針】					【2】身近な道路・交通の改善
						【3】健康になる暮らし、 身近なレクリエーション空間の活用
						【4】高齢者及び少子化対応の充実
環境	方針2 自然を大切にする まちづくり(持続可能な循環型社会)					【5】脱炭素先行地域の形成
	【都市機能誘導の方針】 【公共交通ネットワークの 方針】					【6】自然エネルギーへの転換
						【7】地域の自然(環境)の保全
						【8】農業経営の継続
経済・交流	方針3 にぎやかで活気のあるまちづくり(産業振興・交流)					【9】土地利用による活力向上
	【都市機能誘導の方針】 【公共交通ネットワークの 方針】					【10】産業・観光に資する交通の充実
						【11】雇用の創出
						【12】産業・観光による経済力向上
						【13】交流人口、関係人口の創出
						【14】小さな望みをかなえるまちの実現
魅力・自然	方針4 山や川や歴史を活かすまちづくり (地域資源・文化)					【15】地域資源の観光利用、 培われてきた歴史・文化の保全・活用
	【都市機能誘導の方針】					【16】新たな魅力づくり
						【17】自然再興(ネイチャーポジティブ)、 自然資源の観光利用
安全・安心	方針5 安全・安心なまちづくり ※防災指針に展開					【18】暮らしの安全・安心
	【防災の方針】					【19】災害に強いまちづくり

※(居住)居住誘導に係る施策、(都市)都市機能誘導に係る施策、(交通)公共交通ネットワークに係る施策、(防災)防災に係る施策

7-2 誘導施策

7-2-1 居住誘導に係る施策

居住誘導の方針(まちづくりの方針1より)

定住する住みやすいまちづくりに向けた居住誘導

<居住誘導のための施策>

○若者が転出しないまち、移住・定住のための居住環境の充実

○健康になる暮らし、身近なレクリエーション空間の活用

○高齢者及び少子化対応の充実

【1】居住誘導

★重点施策・事業

※具体的な取組(事業等)例の<方針>はまちづくりの方針における位置づけ

誘導施策	取組方針	具体的な取組(事業等)例
若者が転出しないまち、移住・定住のための居住環境の充実	○住宅等の生活基盤整備の推進 ○省エネの推進	・人口減少を視野に入れ、計画的な住宅整備を推進します。 ・農業集落は、自然環境の保全と管理に努めながら、良好な居住環境を形成します。 ★町営住宅の居住促進のため、老朽化と耐震構造を検討します。 ・家庭での省エネ機器等の導入を促進します。 ★居住誘導区域内での省エネ機器等の導入に対して、補助金額の嵩上げを検討します。 <方針1> 施策分野【1】若者が転出しないまち、移住・定住のための居住環境の充実 <方針2> 施策分野【7】地域の自然(環境)の保全 <方針3> 施策分野【9】土地利用による活力向上 <方針2> 施策分野【5】脱炭素先行地域の形成 施策分野【6】自然エネルギーへの転換
	○学校の教育環境の整備・充実	・学校統廃合に係る跡地の有効活用について検討します。 ・ICT環境の整備充実を図ります。 <方針1> 施策分野【1】若者が転出しないまち、移住・定住のための居住環境の充実
	○消防活動の強化・消防設備等の充実	・消防車両・ポンプ車両等の消防設備の充実を図ります。 <方針5> 施策分野【18】暮らしの安全・安心
	○ごみ発生の抑制や分別収集等による循環型社会の形成	・ごみ対策を充実し、循環型社会への転換を進めます。 <方針1> 施策分野【1】若者が転出しないまち、移住・定住のための居住環境の充実

誘導施策	取組方針	具体的な取組(事業等)例
	○移住・定住施策の促進	★田舎ぐらし体験事業により移住体験ツアーや婚活イベント、企業見学バスツアー、人と地域をつなぐ鏡野町案内人事業等の実施により、移住・定住施策を推進します。 <方針1> 施策分野【1】若者が転出しないまち、移住定住のための居住環境の充実
健康になる暮らし、身近なレクリエーション空間の活用	○健康長寿のまちづくりを推進	★都市再生整備計画による「健康づくり事業」等を推進します。 <方針1> 施策分野【3】健康になる暮らし、身近なレクリエーション空間の提供
	○スポーツ施設の整備・管理運営の充実(生涯スポーツの推進)	・老朽化等によるスポーツ施設の計画的な修繕及び設備更新や施設管理を適宜実施するとともに、ユニバーサルスポーツ等の提案を実施し、世代を超えた地域コミュニティの活性化を推進します。 <方針1> 施策分野【3】健康になる暮らし、身近なレクリエーション空間の提供
	○スポーツをはじめ歴史・文化・芸術等による交流・地域づくりを推進	・スポーツ合宿補助金を継続します。 <方針3> 施策分野【13】交流人口、関係人口の創出
	○地区公民館での地域活動の充実	・地区公民館での新規講座の開催等により、地域における交流機会を拡大します。 <方針3> 施策分野【13】交流人口、関係人口の創出
高齢者及び少子化対応の充実	○地域医療の充実★	★鏡野町国民健康保険病院新病院建設事業を推進します。 <方針1> 施策分野【4】高齢者及び少子化対応の充実
	○地域で支えあう健康なまちづくり	・社会福祉協議会と協力し地域づくりを継続するとともに、健康づくり活動を推進します。 <方針1> 施策分野【4】高齢者及び少子化対応の充実
	○健康づくりのための事業推進	・住民の健康課題を把握し、適切な事業の推進及び事業が円滑に実施できる体制づくりを推進します。 <方針1> 施策分野【4】高齢者及び少子化対応の充実
	○地域ぐるみの子育て支援並びに新婚・子育て世帯の定住に向けた経済的負担の軽減★	★子育てに係る経済的な支援を実施します。 ※育児用品購入費助成事業、子ども医療費助成、不妊治療に係る費用、乳幼児健診、育児の相談を実施、妊産婦健診・歯科健診の費用助成、産後ケア事業により安心して出産・育児ができる体制を推進、妊婦のための支援給付金により、出産・子育てに係る費用の支援、育児休業給付金延長の周知 ★親子クラブ、子育て支援センターにより、子育ての情報交換や仲間づくり支援や多様化する保育ニーズへの対応を推進します。 ・女性が活躍できる環境の整備、子育て世代の仕事と家庭が両立できる働き方の実現に向けた支援を実施します。 <方針1> 施策分野【4】高齢者及び少子化対応の充実
	○保健・医療・福祉の推進による健康の確保★	★健康ポイント事業の充実を図ります。 <方針1> 施策分野【3】健康になる暮らし、身近なレクリエーション空間の提供

7-2-2 都市機能誘導に係る施策

都市機能誘導の方針(まちづくりの方針 3 より)

にぎやかで活気のあるまちづくりのための都市機能誘導

<都市機能誘導のための施策>

○土地利用による活力向上(病院整備、学校の統廃合、役場施設の見直し・改善、病院跡地利用、空き地、空き家対策等)

○雇用の創出(農業、病院の専門職、工場、職場環境の改善等)

○産業・観光による経済力向上(インバウンドの活用等)

○小さな望みをかなえるまちの実現(近隣自治体等との交流、関係人口の増加)

【2】都市機能誘導

★重点施策・事業

※具体的な取組(事業等)例の<方針>はまちづくりの方針における位置づけ

誘導施策	取組方針	具体的な取組(事業等)例
土地利用による活力向上	○町の財産である自然の保全と耕作放棄地の適正な活用を推進	・利用権設定促進事業により、耕作放棄地対策を推進します。 ・地域特性を活かした再生可能エネルギーの積極的な活用を図ります。 <方針3> 施策分野【9】土地利用による活力向上 <方針2> 施策分野【7】地域の自然(環境)の保全 施策分野【8】農業経営の継続
	○遠隔医療への対応等による地域医療の充実	★鏡野町国民健康保険病院新病院建設事業を推進します。 ・ICT、医療 MaaS、遠隔医療等を利用した医療サービスの提供を推進します。 <方針3> 施策分野【9】土地利用による活力向上
	○生涯学習施設や設備の整備・充実	・老朽化した公民館の大規模改修、施設の機能充実を引き続き推進します。 ・活動継続のため町から文化協会への補助金の増額を検討します。 <方針3> 施策分野【9】土地利用による活力向上
	○空き家対策による定住環境づくりの推進	★空き家改修補助金の対象及び補助率の拡大を推進します。 ★空き家バンクへの登録促進のため、周知活動を実施します。 ★特定空家等に至るまでの活用や除却を実施します。 <方針3> 施策分野【9】土地利用による活力向上
雇用の創出(農業、病院の専門職、工場、職場環境の改善等)	○多様化する障害者ニーズに対する支援の充実	・鏡野町特別支援教育就学奨励費支給を継続します。 ・福祉的就労の現場や特別支援学校における支援により、障害者の就労移行支援事業の活用を推進します。また、企業と一般就労希望者との仲介・調整を実施します。 <方針3> 施策分野【11】雇用の創出
	○新規就農者への支援	【継続】 ★新規就農奨励事業を充実します。 <方針3> 施策分野【11】雇用の創出 <方針2> 施策分野【8】農業経営の継続

誘導施策	取組方針	具体的な取組(事業等)例
	○創業・起業等の包括的な支援による雇用と新産業の創出	★各種融資制度の活用により既存企業の体質強化、新産業や新ビジネスの創出と起業支援を実施します。(鏡野起業支援事業、工業設備資金利子補給事業、小規模事業者経営改善資金利子補給事業) <方針3> 施策分野【12】産業・観光による経済力向上
	○地域課題の解決に向け、多様な人材の活躍を推進	・起業支援事業や伴走型小規模事業者支援推進事業、林業就業者支援事業、新規就農者奨励事業等の各種支援事業により、多様な人材の活躍を推進します。 ・地域づくり協議会に対し鏡野未来・希望基金で地域課題の解決に向けての支援を実施します。 <方針3> 施策分野【11】雇用の創出 <方針2> 施策分野【7】地域の自然(環境)の保全 施策分野【8】農業経営の継続
産業・観光による経済力向上(インバウンドの活用等)	○拠点施設等を活用した交流拠点の形成	★住民のニーズに応えるため、施設の指定管理導入等の管理運営方法を見直します。 <方針3> 施策分野【12】産業・観光による経済力向上
	○産地ブランドの育成	・産地ブランドの育成を支援し、特産品として支援します。 <方針3> 施策分野【12】産業・観光による経済力向上 <方針2> 施策分野【8】農業経営の継続
	○商工業の振興に向けた事業の拡大	★商工会と連携して事業検討・実施を推進します。(鏡野町小規模企業・中小企業の振興に関する基本条例の促進、事業継続力強化支援計画の共同申請、伴走型小規模事業者支援推進事業、工業設備資金利子補給事業、起業支援事業、小規模事業者経営改善資金利子補給事業) <方針3> 施策分野【12】産業・観光による経済力向上
	○魅力ある商品開発に向けた受入環境整備	・奥津湖周辺での観光総合システムの構築やアドベンチャーツーリズムの推進、ファン創出に向けた施策の展開、広域的な連携の取組等の観光による地域づくりを官民連携で実現します。 <方針3> 施策分野【12】産業・観光による経済力向上
	○地域の伝統芸能・行事、地域文化の継承と活用	・地域文化の継承等に努めている各保存会に補助金を交付し支援を実施します。 <方針4> 施策分野【15】地域資源の観光利用、培われてきた歴史・文化の保全・活用 <方針4> 施策分野【16】新たな魅力づくり
	○農林水産物を核とした6次産業化や農商工連携による農林水産物の成長産業化	★鏡野町商工会等による「6次産業化育成検討委員会」での協議検討を継続し、農林水産物を活用した6次化商品等を重点ブランド化します。 <方針3> 施策分野【12】産業・観光による経済力向上
	○観光・交流資源の効果的な活用	・観光総合システム運営事業、観光団体事業、かがみのアクティビティ推進事業、鏡野観光局による観光戦略会議の設置をとおして、魅力的なエコツーリズムメニューを開発し、地域ブランドを確立します。 <方針3> 施策分野【12】産業・観光による経済力向上 <方針4> 施策分野【17】自然再興・自然資源の観光利用
小さな望みをかなえるまちの実現	○住民参画のまちづくりを推進	・地域づくり協議会の事業の改善図り、地域課題の解決を進めます。(鏡野町未来・希望基金事業の実施) ・小規模小学校の活性化を支援します(奥津小学校を小規模特認校としての指定)。 <方針3> 施策分野【14】小さな望みをかなえるまちの実現

7-2-3 公共交通ネットワークに係る施策

公共交通ネットワーク形成の方針(まちづくりの方針1及びまちづくりの方針 3 より)

拠点間やまちなかの回遊性を高める交通ネットワークの形成

<公共交通ネットワーク形成のための施策>

○身近な道路・交通の改善(人手不足、利用者の便利な交通・路線の見直し、通勤、買い物に便利な歩いて楽しいまち、地域格差の解消)

○産業・観光に資する交通の充実

【3】公共交通ネットワーク

★重点施策・事業

※具体的な取組(事業等)例の<方針>はまちづくりの方針における位置づけ

誘導施策	取組方針	具体的な取組(事業等)例
身近な道路・交通の改善	○生活道路や公共交通等の生活基盤整備の推進	・生活環境向上のため、生活道路や公共交通の生活基盤の整備を計画的に推進します。 <方針1> 施策分野【2】身近な道路・交通の改善
	○カーボンニュートラル(脱炭素社会)の実現に向けての取組	・カーボンニュートラル(脱炭素社会)の実現に向けた取組として公共施設への EV 充電設備の設置や町営バス・福祉バスのクリーンエネルギー導入を検討します。 <方針2> 施策分野【5】脱炭素先行地域の形成 施策分野【6】自然エネルギーへの転換
	○道路網の整備及び適切な維持管理の推進★	★道路の適切な維持管理の推進に向け、長寿命化計画を実行します。 ・暮らしの安全や利便性の向上を目的とした道路改良事業を推進します。 <方針1> 施策分野【2】身近な道路・交通の改善
	○交通弱者の移動手段を確保	★福祉バスを含め、ダイヤ改編等、各路線バスとの乗り継ぎが可能となるよう、路線バスの再編の検討を推進します。 ・通学路・スクールバスの安全対策を予算確保等独自に行う。 ・高齢者等タクシー利用料金助成事業を継続実施します。 <方針1> 施策分野【2】身近な道路・交通の改善
	○歩道の増設等の安全な通学路の整備	★歩道の増設等の安全な歩行環境の整備を推進します。 <方針1> 施策分野【2】身近な道路・交通の改善
産業・観光に資する交通の充実	○公共的交通機関等の利便性の確保・向上による利用の促進	・GTFS データの活用、民間タクシーとの連携等により、デマンドタクシー制度について充実を図る。 <方針3> 施策分野【10】産業・観光に資する交通の充実

7-2-4 防災に係る施策

防災の方針

安全・安心なまちづくり

災害リスクの低いまちづくり⇒減災、生命を守る取組を進めます

○暮らしの安全・安心

○災害に強いまちづくり

災害リスクの低減(減災)

:地震、台風、洪水や土砂災害等の災害リスクに対して、安全な居住環境を形成します。

災害リスクの回避(軽減)

:災害の危険性の高い居住地の抑制、安全な居住地への人口集積を促進し、被害を最小限に軽減します。

【4】防災

★重点施策・事業

※具体的な取組(事業等)例の<方針>はまちづくりの方針における位置づけ

誘導施策		取組方針	具体的な取組(事業等)例
災害に強いまちづくり	災害リスクの低減(減災)	○都市の防災機能の向上 ※地震、台風、洪水や土砂災害等の災害リスクに対して、安全な居住環境を形成	★安全・安心に暮らせる環境を確保します。 (非常時・災害時にも強い鏡野町国民健康保険病院新病院建設事業の実現、鏡野町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金、鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業補助金、鏡野ふれあい運動公園の整備) <方針5> 施策分野【18】暮らしの安全・安心
	災害リスクの回避(軽減)	○災害の危険性の高い居住地の抑制	★災害の危険性の高い居住地の抑制とともに、安全な居住地への人口集積を促進し、被害を最小限に軽減します。(介護施設の災害発生時に備えた避難確保計画及び BCP(業務継続計画)を作成、避難訓練の実施、自主防災組織体制強化への補助) <方針5> 施策分野【19】災害に強いまちづくり
		○自主防災組織の結成及び活性化を推進	★活動支援事業をより一層PRし、自主防災組織の活動を推進します。 <方針5> 施策分野【19】災害に強いまちづくり
		○災害ハザードエリアからの移転促進	★防災移転支援計画を推進します。(市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等) <方針5> 施策分野【19】災害に強いまちづくり

7-2-5 居住誘導・都市機能誘導のインセンティブとなる事業

居住誘導を促進するための特にインセンティブとなる事業を以下に示します。これらは、先に示す「居住誘導に係る施策」「都市機能誘導に係る施策」「防災に係る施策」等として進められる事業を含みます。

◆ 移住・定住に関する支援

事業	概要
移住コンシェルジュ (移住・定住相談窓口)	・本町の魅力を伝え、本町での暮らしを想像してもらえるように移住コンシェルジュを設置し、移住・定住に関することの相談を受け付けています。
鏡野町お試し住宅	・本町への移住・定住を検討している方に、本町での暮らしを体験できるように、家具や家電製品等を揃えた住宅を用意しています。
移住体験ツアー	・本町への移住に興味を持っている方の個々の具体的な要望に応じたオーダーメイド型の移住体験ツアーを実施しています。 ・ご希望に沿ったプランを移住コンシェルジュ(町の案内人)が提案し、ツアー中も移住コンシェルジュが現地を案内します。
鏡野町空き家情報登録制度 (空き家バンク)	・町内に所在する空き家の有効活用を通じて、居住支援の充実、定住人口の増加及び地域の活性化を図るため、鏡野町空き家情報登録制度要綱を運用します。 ・空き家の情報提供から入居決定までの支援を行うとともに、入居者が地域活動に安心して参加できる環境づくり等の支援を行うことを目的としています。
鏡野町定住促進空き家改修 事業補助金	・本町における空き家の有効活用を通して、本町への移住及び定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的として実施しています。
鏡野町空き家片付け推進事 業補助金	・本町の空き家の有効活用による定住促進と流通促進を図るため、空き家の家財処分に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付しています。
鏡野町空き家活用事業所 開設支援事業補助金	・本町では、町内の空き家を有効活用した事業所の新規開設を支援し、働く場の創出及び賑わいの創出を図るため、空き家を活用して新たに事業所を設置する者に対して、改修費等の一部を補助しています。
子育て支援事業	○子育て支援に関する各種手当・助成・制度等(紙おむつ処理用ごみ袋支給、チャイルドシート着用推進補助金、妊産婦歯科健診、新生児聴覚検査事業、おむつ購入費等助成金、子ども医療費助成、児童手当、子育て世帯訪問支援事業(家事・育児代行サービス)、妊婦のための支援給付金) ○ひとり親支援(ひとり親家庭等医療)

【国の制度の活用】 低未利用土地利用等指針(スポンジ化対策)

空き地や空き家等の低未利用地は、地権者の利用動機が乏しく、また、「小さく」「散在する」するため使い勝手が悪く、さらに、所有者の探索に多くの手間と時間がかかります。

今後は、これら「都市のスポンジ化」への対応として、「低未利用土地権利設定等促進計画制度」等を活用し、低未利用地の利用に向けた行政の能動的な働きかけや管理に向けた対策を検討し、本町の実施する空き家、空き地等の低未利用地の活用(上記の居住の誘導のインセンティブとなる関連事業等)を推進します。

【低未利用土地利用等指針】

○低未利用土地利用等指針とは

- ・空き地や空き家等の低未利用土地がランダムに発生し、小さな多数の穴のあるスポンジのように都市の密度が低下する都市のスポンジ化への対応として、低未利用土地の地権者に具体的な対策の進め方を案内し、適正な管理を促すため、低未利用土地の利用及び管理に関する指針

○対象区域

- ・居住誘導区域
- ・都市機能誘導区域

○利用指針

- ・誘導施設の立地や、医療施設、商業施設、広場、駐車場等、地域の利便性を高める施設としての利用を推奨
- ・空き家や空き店舗を活用し、誘導施設やチャレンジショップ、住民活動の拠点となる施設等として整備し、まちの活性化を促進
- ・道路と一体となった低未利用土地を活用し、歩行者の休憩スペースや案内板等の整備により、魅力的な歩行空間を形成

○管理指針

空き地

- ・害虫の発生を予防するため定期的な除草
- ・雑草の繁茂による不法投棄の誘発、犯罪等を防止するため、必要な措置を講じ、適切な管理を実施

空き家

- ・定期的に建物等の確認・清掃を行い、不具合を発見した場合は適切な措置を講ずる等、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理を実施

【国の制度の活用】 まちづくりのための公的不動産の有効活用

厳しい財政状況が続く中、本町では、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことを目的とした鏡野町公共施設等総合管理計画(令和4年3月改訂)を策定しています。

今後は、鏡野町公共施設等総合管理計画(令和4年3月改訂)と連携しながら、以下の方針に基づき、公共施設の維持・集約、跡地の有効活用等、公的不動産の活用方策を検討していきます。

【公的不動産の適正配置・活用方針】

○まちづくりとの連携

- ・本町の目指す集約型都市構造の形成に向け、鏡野町公共施設等総合管理計画(令和4年3月改訂)と連携し、公共機能の再配置について検討
- ・公共施設の再配置に伴い遊休地が発生する場合は、必要となる民間機能(福祉・商業等)の整備にあたって、公的不動産(PRE)の活用を検討

○財政面を考慮した公共サービスのあり方

- ・財政制約を考慮した公的不動産(PRE)の保有量の最適化の考え方について検討
公共施設の統廃合により土地や建物について見直しを図る場合、都市機能や居住を誘導するための受け皿として、売却処分や他用途への転換について検討
- ・維持管理コストの最適化に配慮
受益者負担の導入や民間による公共サービス提供の可能性について検討
- ・公的不動産(PRE)の効果的な維持管理手法について検討
点検・診断、維持管理、耐震化の方針、長寿命化等の方針について検討

○計画の実行にあたっての考え方

- ・再配置計画の実施期間
削減目標設定等は出来る限り長期(40年程度)に設定するとともに、目標達成に向けた具体計画は10年程度のスパンで作成
- ・庁内各部署の連携体制
都市計画等のまちづくり部署、企画部署、施設所管部署等の連携による検討
- ・他市町村等との広域的な連携の考え方
周辺市町村との共同利用等により機能維持とコスト削減について検討
- ・議会や住民との合意形成に向けた取組の考え方
住民への情報提供や対話等の実施について検討
- ・民間との連携に関する考え方
民間との連携のため、公的不動産(PRE)の情報公開や民間対話の実施について検討
- ・計画のフォローアップの考え方
再配置計画の実施にあたっては、定期的な見直しについて検討

◆ 住宅支援に関する助成・補助

施策	概要
【住宅支援】に関する助成・補助	
鏡野町定住促進空き家改修補助金	・町に居住する目的で町内の空き家を購入または、賃借した方が、町内の建築業者を施工業者として改修する場合に対し、費用の一部を助成します。
鏡野町空き家片付け推進事業補助金	・町内に空き家を所有する者または町内の空き家を利用する者の対しその空き家に使用されず放置された状態の家財の処分費用の一部を助成します。
鏡野町ぬくもりの木で家づくり推進事業	・「おかやまの木で家づくり推進事業実施要領」第3に規定する要件を全て満たす方で、町産材を活用して町内に自ら居住するために1戸建て住宅を新築される場合補助します。
鏡野町住宅リフォーム事業費補助金	・町内の建築業者により、既存住宅本体の維持又は機能の向上を目的とする改築や改修を行った場合の経費の一部(5分の1)を補助することにより、住民の住環境の改善の推進はもとより、地域経済の活性化を図り中小企業者の振興に資することを目的とします。(鏡野町定住促進空き家改修補助金との併用は不可)
鏡野町家庭の省エネ機器導入促進補助金	・町内の家庭の省エネルギー化の促進及び温室効果ガスの排出抑制を行う。高効率給湯器・蓄電池等・電気自動車等の購入費用の一部を補助します。
鏡野町お試し住宅	・本町への移住・定住を検討している方に、本町での暮らしを体験できるように、家具や家電製品等を揃えた住宅を用意しています。

◆ 起業に関する支援

施策	概要
【起業】に関する支援(共通:都市機能誘導区域)	
鏡野町商工関係補助金	・町内で新規に起業される方及び小規模事業者経営改善資金の融資を受けた方に対して、予算の範囲内でその経費の一部を補助します。

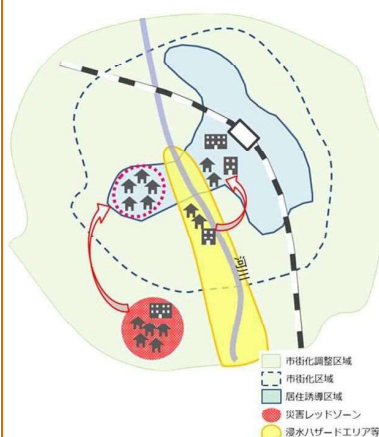
◆ 防災移住支援に関する助成・補助

施策	概要
【防災移住支援】に関する助成・補助	
災害ハザードエリアからの移転促進	・防災移転支援計画を推進します。(移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等) ・集団移転への財政支援

災害ハザードエリアから居住誘導区域への移転を促進することにより、都市における居住の安全確保等を図り、災害による被害の軽減とともに、持続可能な都市構造の実現に向けた都市の再生を推進します。（災害リスクの回避）

○本事業は、災害の発生するおそれのある区域から、居住誘導区域(居住誘導すべき区域)又は、都市機能誘導区域(誘導施設の立地を誘導すべき区域)への防災移転を支援するための仕組みです。

○事業実施にあたっては、地域の状況に応じ、適切な計画内容や事業実施の流れを検討し、立地適正化計画(防災指針)に当該事業の実施について記載し、防災移転支援計画を作成・公告することが必要です。



- 作成主体：立地適正化計画を作成している市町村
- 対 象：災害ハザードエリアから居住誘導区域に住宅又は施設を移転する場合
- 計画内容：市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、以下の事項を記載した計画を作成。

- ① 移転者の氏名、住所
 - ② 移転先の土地建物の内容（住所、面積、建物の構造等）
 - ③ 移転先の土地建物の権利者の氏名、住所
 - ④ 移転先に設定する所有権、賃借権等の種類
 - ⑤ 移転の時期、移転の対価、支払い方法 等
- 法律の効果：市町村が計画を公告することにより、計画に定めた所有権、賃借権等が設定又は移転。また、計画に基づく権利設定を、市町村が一括で登記が可能（不動産登記法の制度）。
- 支援措置：・計画作成に当たって、固定資産税情報等の活用が可能。
 - ・移転に係る不動産鑑定等の費用について、財政支援。
 - ・移転に係る開発許可手数料の減免等。

① 移転者の住宅建設・土地購入費、 ② 移転者の住居の移転費
✓ 補助率：1/2（地方公共団体）

134

◆ 子育て支援に関する支援

施策	概要
【子育て支援】に関する支援	
妊産婦歯科健康診査の助成	・妊産婦の方を対象に産前2回・産後1回(出産から1年以内)の計3回、妊産婦歯科健康診査にかかる費用を全額助成します。
チャイルドシート購入助成	・本町に住所を有する0歳から6歳未満の乳幼児が使用するチャイルドシート(ジュニアシート)を購入した保護者に対し、購入費を助成します。
病児保育への対応	・病児保育は、発熱等の急な病気、体調はよくなったが登園させるのが不安なとき、仕事や病気等で家庭での保育が困難なとき、保護者の方に代わってお子様の保育を行うものです。 ・本町に住所があり、集団保育又は通学が困難な小学校6年生までの児童が対象です。
新生児聴覚検査の助成	・本町に住所を有する赤ちゃんに係る新生児聴覚検査費用を助成します。
育児用品(おむつ購入助成、ごみ袋)の支給	・出生月の翌月から2歳になる月の末日までに、購入又はレンタルされたおむつ(布・紙両方可)、トレーニングパンツ等に要した費用を助成します。
子ども医療費給付制度	・高校卒業までのお子さんに係る保険診療での医療費の自己負担額を全額助成します。
高校生等通学助成金支給制度	・本町に住所を有する20歳までの方で交通手段を問わず本町内の住所地から高等学校等に通学する方及びやむを得ず住所地を離れ、高等学校等に通学する方で第3学年まで在学している方に対して通学助成金を支給しています。

◆ 就職に関する支援

施策	概要
【就職】についての支援	
新卒者等ふるさと就職奨励金	・中学・高校・高専・大学等の新規学卒者等の就職及びUIJターン者の就職に伴う若者の定住を促進し、地域の活性化を図るため、町内又は通勤可能な町外において就職し、就職後 6 ヶ月間勤務を継続し、引き続き本町に定住しようとする者に対して、就職奨励金を交付します。
鏡野町林業就業者支援事業	・本町は、豊かな森林資源の持続的活用、放置森林の解消に向けた森林整備を推進するため、林業の担い手育成・確保に向け、林業の新規就業者、林業事業体の経済・技術支援を目的として、林業新規就業者、林業新規就業希望者及びそれらを雇用する林業事業体に対して補助を行います。
就業奨励金支給事業	・町内において新たに農業に従事し、将来にわたり専業として農業経営を続けていこうとする者に対して、奨励金を支給します。

7-2-6 誘導施設の誘導手法

<基本的な考え方>

公共・公益事業(農林水産物を核とした6次産業化の拠点(マルシェ等の開催による交流促進))とスーパー等との複合施設の誘導により国道 179 号沿道、民間の物販・カフェ施設や夢広場周辺のポテンシャルアップを図るとともに、新病院との回遊性都市構造を形成し、拠点周辺のにぎわい創出とともに、都市機能及び居住誘導を図ります。

(1) 誘導手法1 公共公益事業とスーパー等の複合施設の誘導

★重点施策・事業

地場産業とスーパーの併設した複合施設の建設を促進し、スーパーを核とした中心拠点(地場産業とスーパーの併設した複合施設)を形成

- 都市機能誘導の取組方針「農林水産物を核とした6次産業化や農商工連携による農林水産物の成長産業化★」と合わせ、スーパーを核とした中心拠点(地場産業とスーパーの併設した複合施設)を国道 179 号沿道に誘導
- ・町域全体を一つの農場と捉え、農産物を活用した6次化商品等を統一ブランドとして重点ブランド化を推進
- ・6次化商品等の販売拠点とスーパーの複合施設化により、中心拠点を形成し、これにより、観光客、住民、事業者を誘導
- ・この場合、民間の物販販売・カフェ施設や夢広場周辺で一体となった拠点化を図ることにより、地域の求心力を向上させ、居住を誘導

[想定できる国の支援措置例]

- 農山漁村振興交付金(都市農業機能発揮対策)(農林水産省)
- 居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置(国土交通省)
- 優良建築物等整備事業(国土交通省)

(2) 誘導手法2 国道 179 号沿道の賑わい創出

★重点施策・事業

地域のポテンシャルアップにより、事業者を誘導し、中心拠点の求心力を高める

- 都市機能誘導の取組方針「創業・起業等の包括的な支援による雇用と新産業の創出★」「商工業の振興に向けた事業の拡大★」を活用し、起業、創業を支援し、事業所を誘致
- ・これにより、国道 179 号沿道のにぎわい創出
- ・国道 179 号沿道のポテンシャルアップを図ることにより、民間の物販販売・カフェ施設や夢広場周辺を結ぶ拠点化を図り、居住誘導を推進するとともに、都市機能(スーパー)を誘導
- ・商工業者への支援
- ・魅力ある商品開発と販売の促進

- ・鏡野町小規模企業・中小企業の振興に関する基本条例に基づき商工会と連携して事業検討・実施
- ・事業継続力強化支援計画の共同申請
- ・伴走型小規模事業者支援推進事業

[想定できる国の支援措置例]

- 企業活力強化貸付における企業活力強化資金(経済産業省)
- 官民連携まちなか再生推進事業(国土交通省)

(3) 誘導手法3 地域医療の充実による求心力のある地域の形成

★重点施策・事業

新病院の建設に伴い、求心力のある地域を形成

- 都市機能誘導の取組方針「遠隔医療への対応等による地域医療の充実★」を活用し、国道 179 号沿道の集客力アップを図り、民間の物販・カフェ施設や夢広場周辺との回遊性構造を形成し、地域一帯のにぎわいを創出
- ・鏡野町国民健康保険病院新病院建設事業の推進
- ・院外薬局の整備
- ・その他(新病院に勤務する看護師等の寮の誘導、外来患者や同伴者、お見舞いの方々のための軽食等の誘導による賑わいの創出)

[想定できる国の支援措置例]

- まちなかウォークアブル推進事業(国土交通省)
- 都市構造再編集中支援事業(国土交通省)
- 医療施設等設備整備費補助金(へき地患者輸送車(艇)整備事業)(厚生労働省)
- スマートウェルネス住宅等推進事業(国土交通省)
- 集約都市形成支援事業(コンパクトシティ形成支援事業)(国土交通省)

(4) 誘導手法4 新たな土地利用事業による魅力づくり

新たな土地利用事業

- 病院移転(跡地利用)
- 学校統廃合(大野小学校、香々美小学校)に係る跡地の有効活用
- 役場施設の見直し・改善

[想定できる国の支援措置例]

- 都市構造再編集中支援事業等

第8章 防災指針

8-1 防災指針とは

8-1-1 防災指針の位置づけ

防災指針とは、近年、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画における居住や都市機能の誘導に併せて、都市の防災に関する機能の確保を図るための指針として、改正都市再生特別措置法（令和2年9月施行）において、新たに位置づけられたものです。

コンパクトで安全なまちづくりを推進する立地適正化計画においては、災害リスクの高い地域での新たな立地を抑制し、居住誘導区域から原則除外を図ることが必要となります。

本町は、吉井川水系吉井川や支流の香々美川等が流下しています。これらの河川による洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）は、沿川の広い範囲で床上浸水となる 0.5m 以上の浸水想定区域が広がり、一部には、垂直避難が困難となる 3.0m 以上の区域が存在します。また、土砂災害が発生した場合、危険のおそれのある区域が、特に都市計画区域外に多数存在しており、南海トラフ地震では、山間部の谷部や河川合流部等の河川低平地で、想定最大震度 5 弱が想定されています。

このようなことから、暮らしにおける災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められます。

以上を受け、本町のまちづくりにおいては、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、防災指針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を位置づけます。

8-2 災害ハザード情報の収集、整理

8-2-1 対象とする災害リスク

(1) 対象とする災害リスク(自然災害)

本町において想定される災害等は、法令等に基づきハザードマップが公表されています。これらに基づき、対象とする災害リスクは水災害、土砂災害、大地震(大規模盛土造成地含む)等の自然災害を対象とします。

対象とする災害リスク

- 水災害(洪水、内水)
- 土砂災害
- 大地震(大規模盛土造成地含む)

◆ 災害ハザードエリアの対応

区域	本町におけるハザードエリア	居住誘導区域の指定	(参考)行為規制等
レッドゾーン 住宅等の建築や開発行為等の規制あり	地すべり防止区域 地すべり等防止法	○	定めない 都市再生特別措置法施行令第30条第1項第2号 ●地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第18条第1項) ※のり切り(長さ3m)、切土(直高2m)等
	急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	○	定めない 都市再生特別措置法施行令第30条第1項第3号 ●急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第7条第1項) ※のり切り(長さ3m)、切土(直高2m)等
	土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	○	定めない 都市再生特別措置法施行令第30条第1項第4号 ●特別警戒区域内において、都市計画法第4条第12項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第10条第1項) ※制限用途:住宅(自己用除く)、防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設
イエローゾーン 建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている	浸水想定区域 水防法	○	●なし
	土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	○	●なし
その他	大規模盛土造成地	○	— ●なし

資料:立地適正化計画作成の手引き【基本編】(令和7年4月改定 国土交通省)

◆ 参考：居住誘導区域の設定に係るハザード

居住誘導区域の設定方針	対象とする区域
①居住誘導区域を定めることが考えられる区域	・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域 ・都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
②居住誘導区域に含まないこととされている区域	・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・土砂災害特別警戒区域
④適当ではないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域	・土砂災害警戒区域 ・浸水想定区域
⑤居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域	・工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域
⑥留意すべき事項	・人口減少が見込まれる都市や既に人口減少が進みつつある都市においては、居住誘導区域をいたずらに広く設定するべきではなく、人口動態、土地利用、災害リスク、公共交通の利便性等を総合的に勘案した適切な区域設定が行われるべき ・医療、福祉、商業等の身近な都市機能の特性に応じた一定の利用圏人口を勘案しつつ居住誘導区域を定めることが望ましい ・地域の歴史や合併の経緯等にも十分留意して定めることが望ましい

資料：「第13版 都市計画運用指針」（令和7年3月 国土交通省）

8-3 災害リスクの高い地域等の抽出

建物分布、避難施設、病院・福祉施設等の都市情報と、災害ハザード情報を重ね合わせるにより、人的被害や社会・経済被害等の観点から、災害リスクの高い地域を抽出します。

分析の視点は以下のとおりです。

◆ 災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせと分析の視点

重ね合わせの情報(主要な項目)			分析の視点
水災害 (洪水) ※	洪水浸水深 (想定最大規模降雨)	建物分布	垂直避難で対応できるか
		都市機能(医療施設・福祉施設・子育て支援施設・小中学校等)	施設が継続利用できるか
		避難施設・緊急輸送道路	避難施設・緊急輸送道路が活用可能か
		道路網	避難路として活用可能か
	洪水浸水深 (計画規模降雨)	建物分布	垂直避難で対応できるか
		都市機能(医療施設・福祉施設・子育て支援施設・小中学校等)	施設が継続利用できるか
		避難施設・緊急輸送道路	避難施設・緊急輸送道路が活用可能か
		道路網	避難路として活用可能か
	洪水浸水 継続時間	建物分布	垂直避難で対応できるか 孤立がないか
		都市機能(医療施設・福祉施設・子育て支援施設・小中学校等)	要配慮者の生命維持に危険がないか
		避難施設・緊急輸送道路	避難施設・緊急輸送道路が活用可能か
	家屋倒壊等 氾濫想定区域	建物分布	家屋倒壊の危険性がないか
		避難施設・緊急輸送道路	避難施設・緊急輸送道路が活用可能か
水災害・ 土砂災害	過去の災害実績	建物分布	頻繁に被災する建物がないか
		道路網	道路寸断のおそれはないか
土砂 災害	地すべり防止区域、 急傾斜地崩壊危険 区域、土砂災害(特 別)警戒区域 土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊、 土石流、地すべり)	建物分布	建物に危険がないか
		道路網	道路の寸断、集落の孤立がないか
盛土	大規模盛土造成地	建物分布	宅地形成の過程として当該箇所に建物 がどの程度あるか

※吉井川、香々美川:想定最大規模降雨 1/1,000 年超過確率

※吉井川、香々美川:計画規模降雨 1/100 年超過確率

(1) 洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨)×建物分布

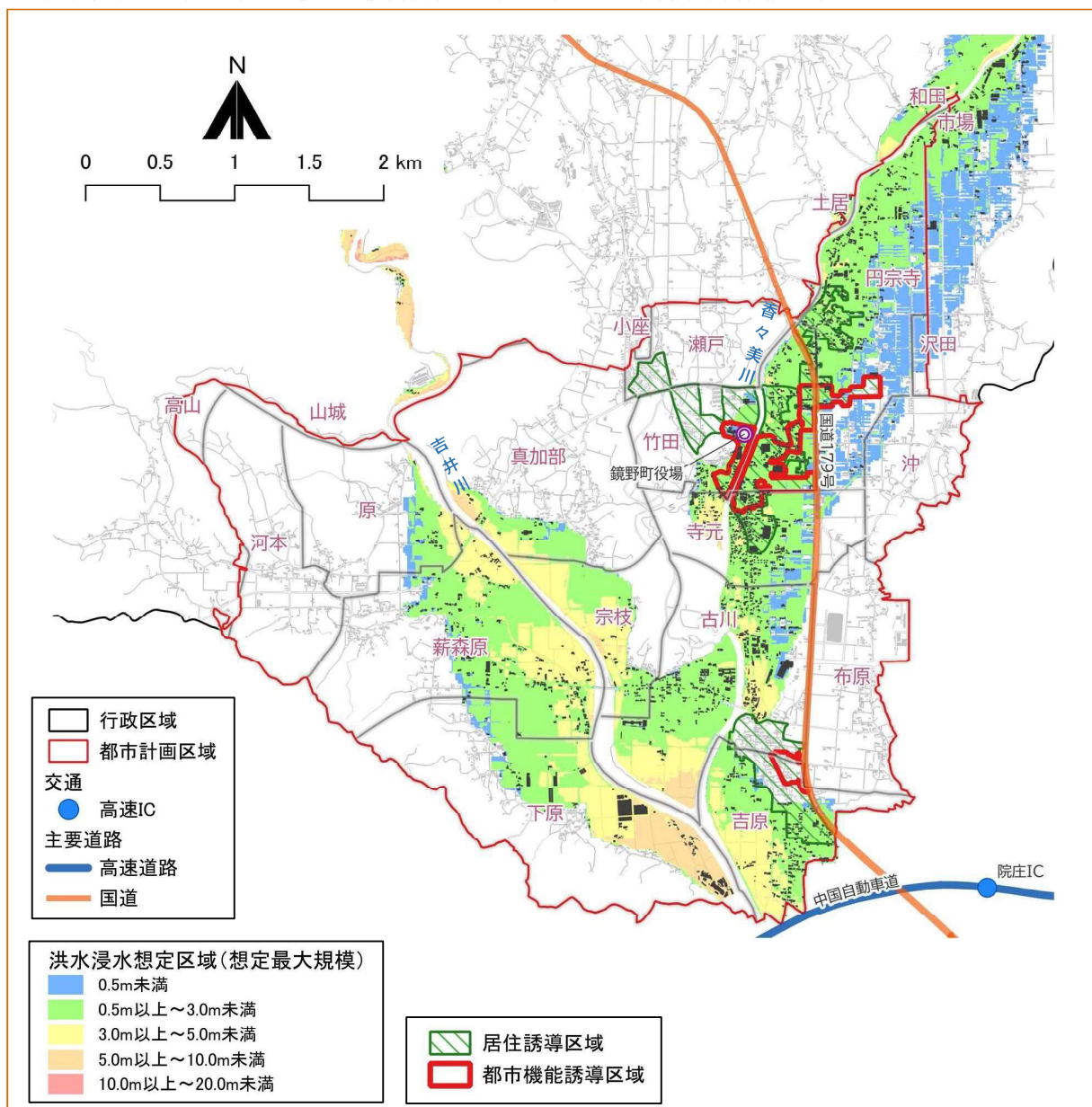
○吉井川、香々美川沿川の床上浸水が想定される浸水深 0.5～3.0m未満の区域に、建物が立地しています。

香々美川沿川では、鏡野町役場周辺を含む国道179号の西側エリア(竹田、寺元、古川等)や、円宗寺に建物が立地しています。

吉井川沿川では、2 階への垂直避難が困難な浸水深 3.0～5.0m未満の区域に、建物の立地が見られます。

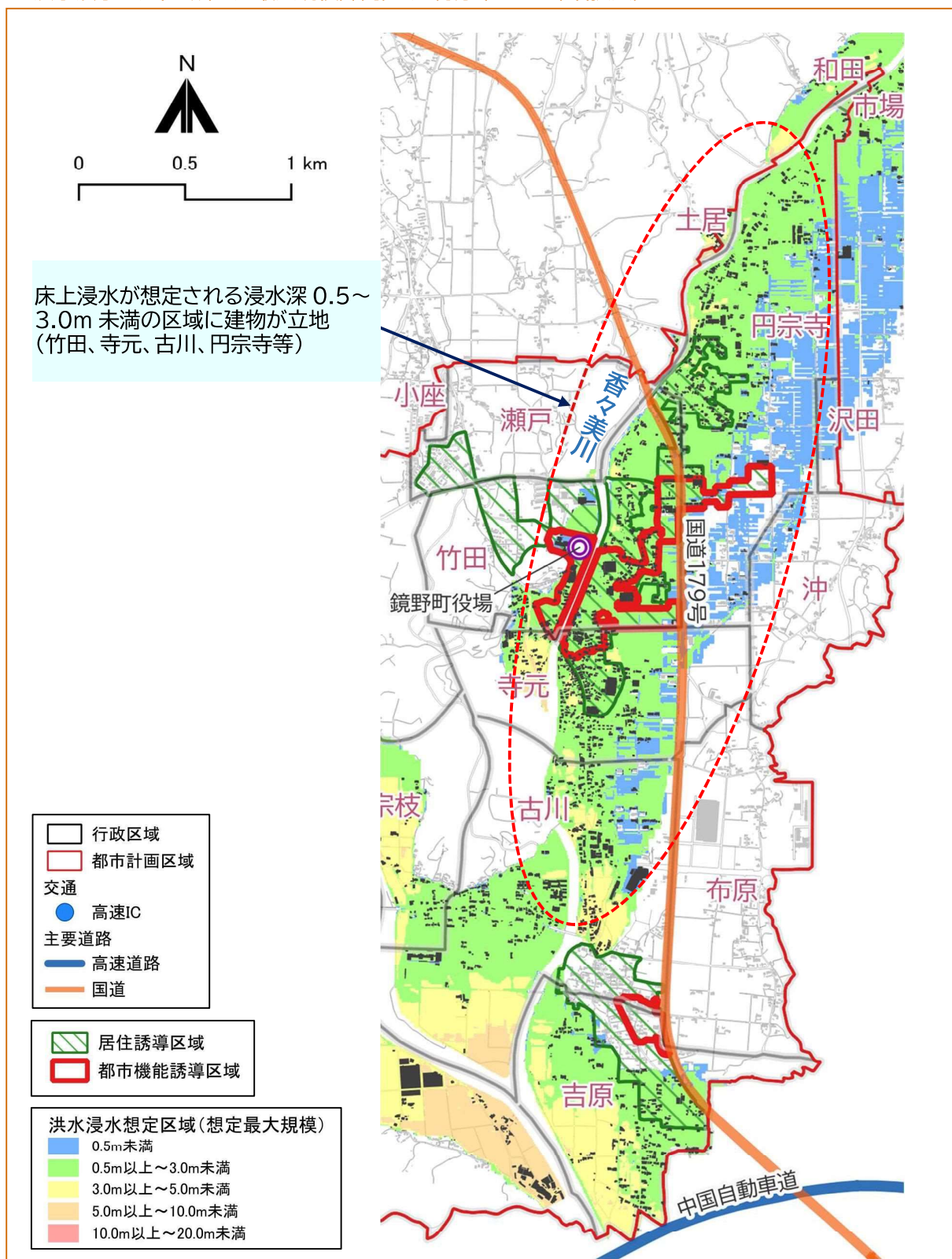
○吉井川、香々美川の合流地点の下原には、3階まで浸水する浸水深 5.0～10.0m未満の区域に、建物の立地が見られます。

◆ 洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨)と建物分布の重ね図(都市計画区域)



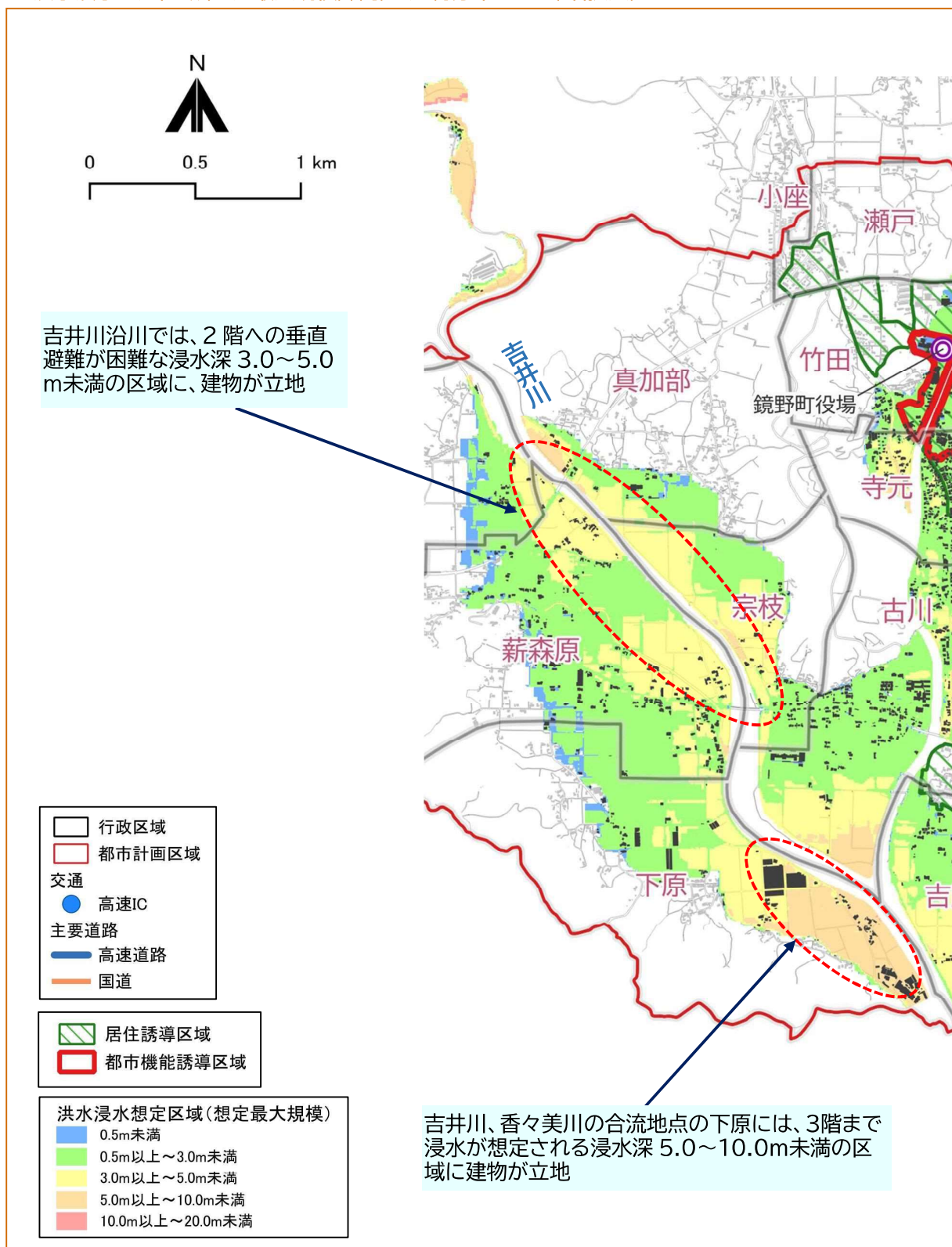
資料:国土数値情報(令和4年)

◆ 洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨)と建物分布の重ね図(拡大)



資料:国土数値情報(令和4年)

◆ 洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨)と建物分布の重ね図(拡大)



資料:国土数値情報(令和 4 年)

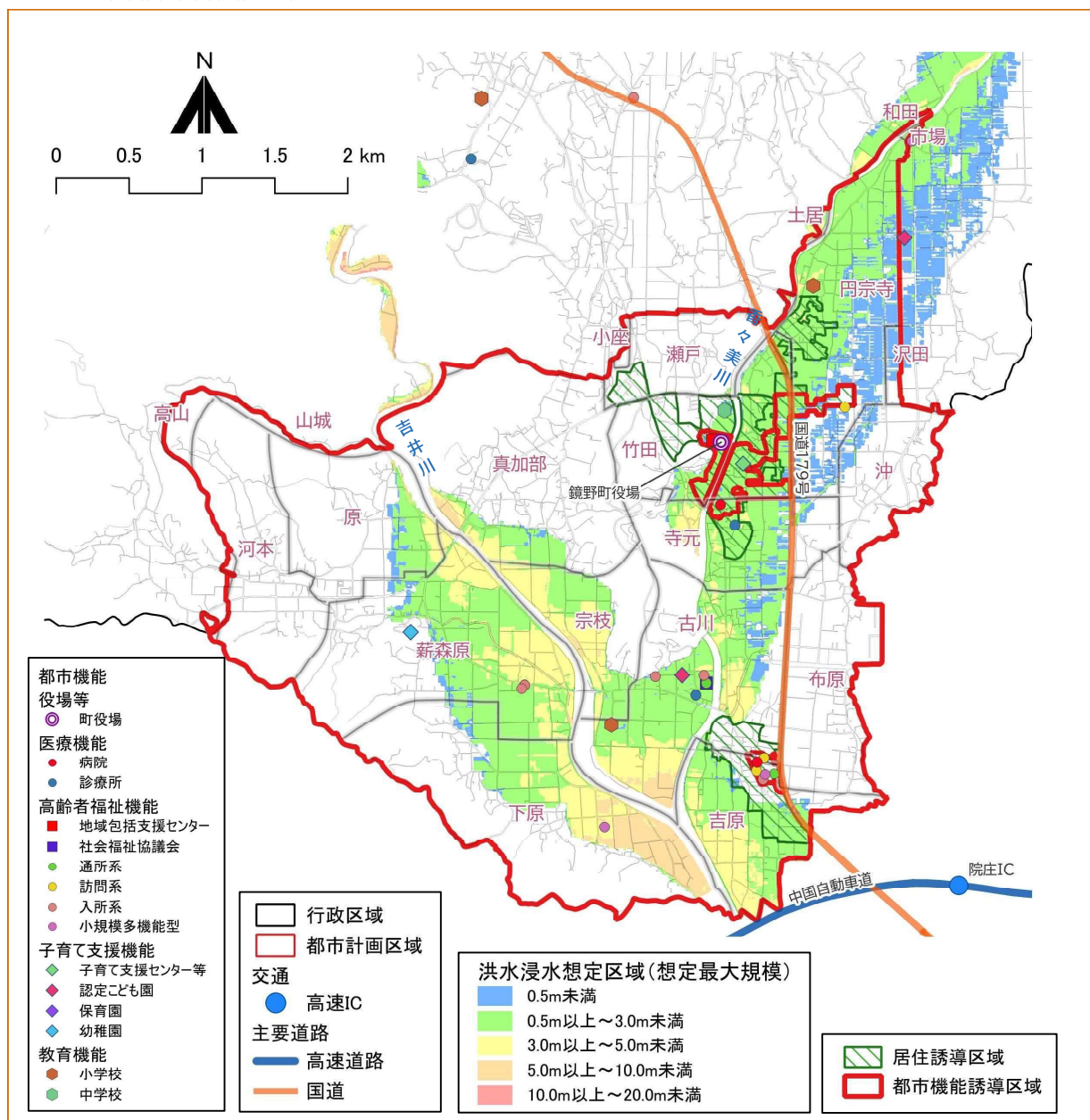
(2) 洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨)×都市機能(医療施設・福祉施設・子育て支援施設・小中学校等)

○吉井川、香々美川沿川の床上浸水が想定される浸水深 0.5～3.0m未満の区域に、都市機能施設が立地しています。

香々美川沿川では、鏡野町役場周辺を含む国道179号の西側エリア(竹田、寺元、古川等)や、円宗寺に医療機能、高齢者福祉機能、子育て支援機能、教育機能の施設が立地しています。

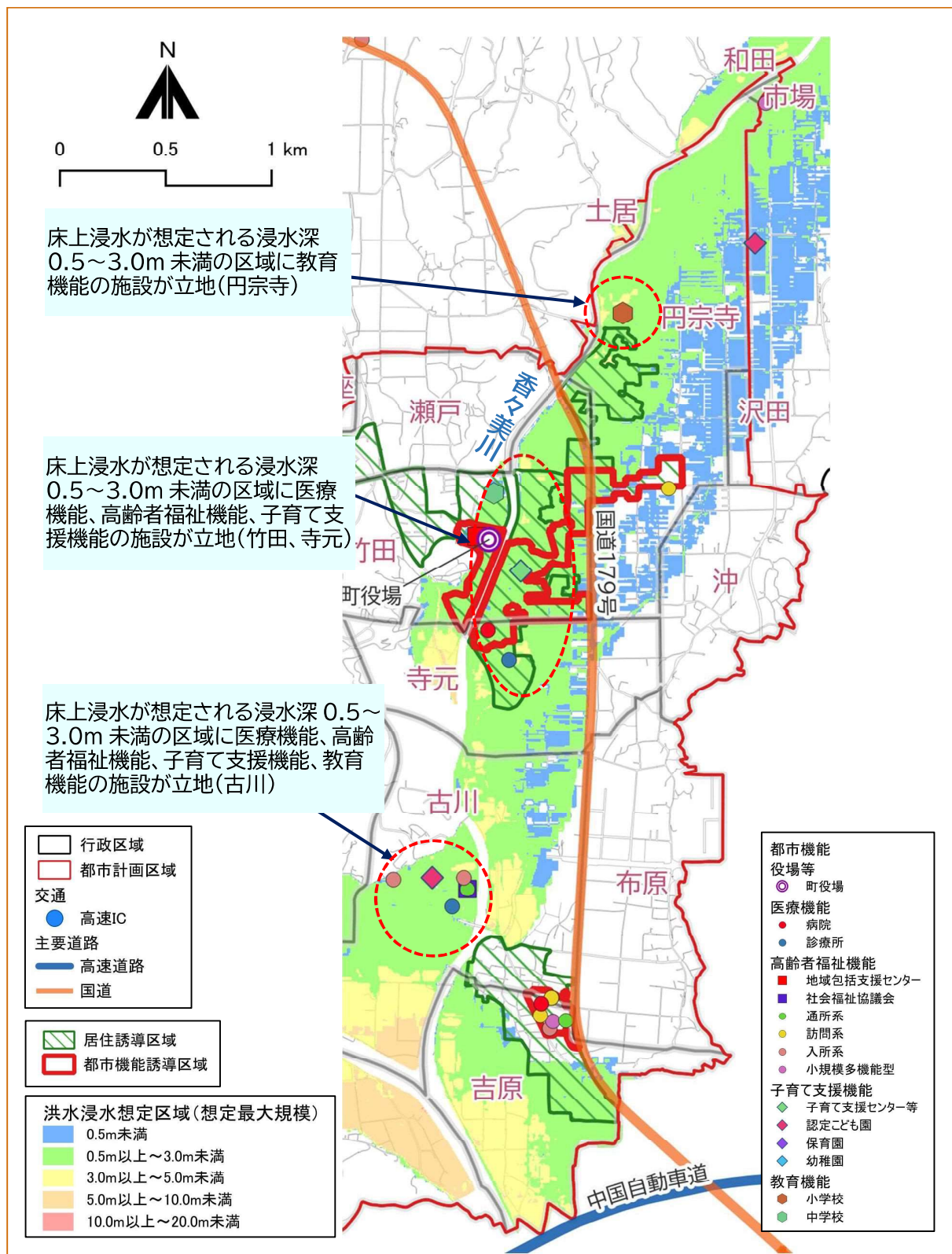
○吉井川、香々美川の合流地点の下原や、吉井川沿川の薪森原には、床上浸水が想定される浸水深 0.5～3.0m未満の区域に高齢者福祉機能の施設の立地が見られます。

◆ 洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨)と都市機能(医療施設・福祉施設・子育て支援施設・小中学校等)の重ね図(都市計画区域)



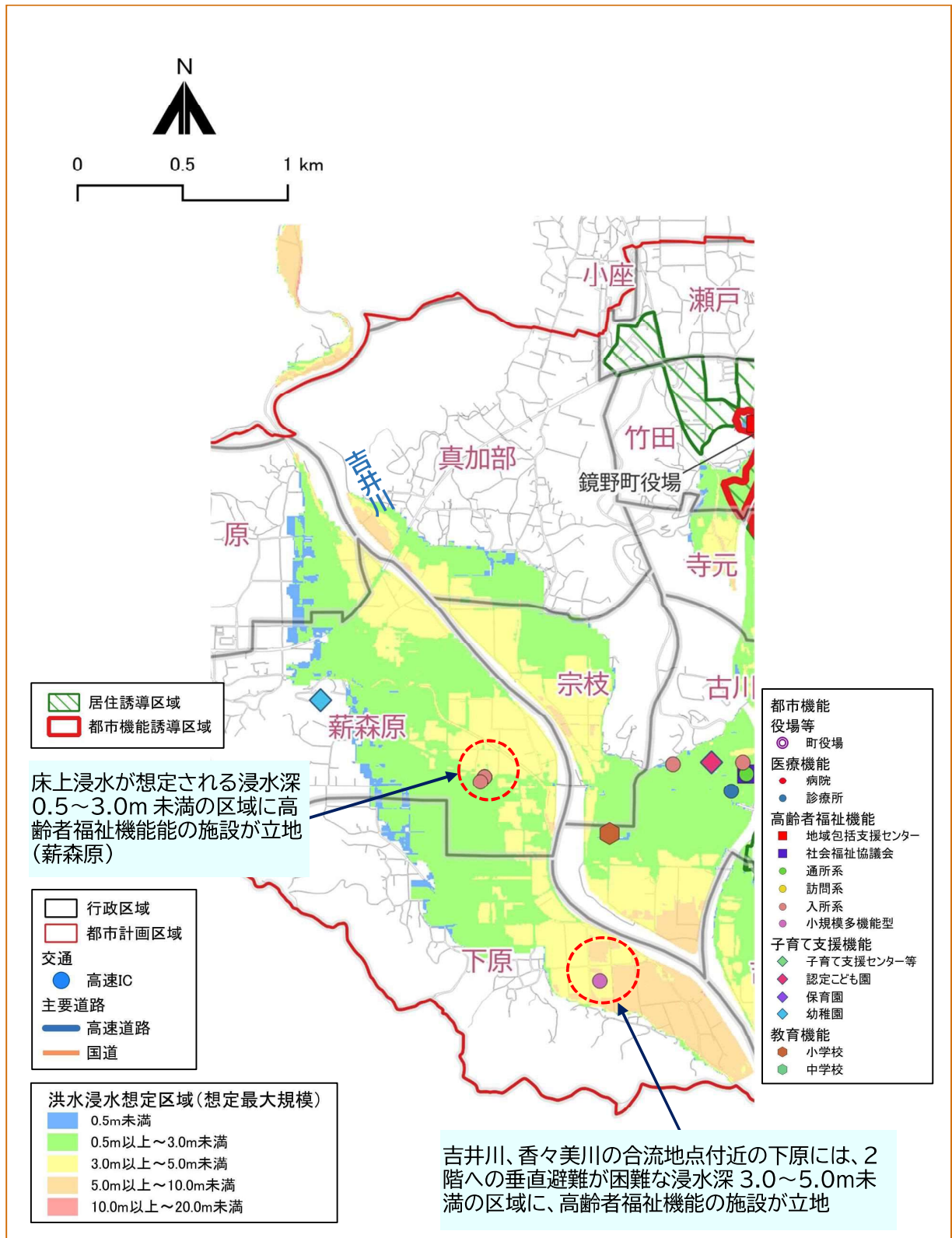
資料:国土数値情報(令和4年)、鏡野町資料

◆ 洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨)と都市機能(医療施設・福祉施設・子育て支援施設・小中学校等)の重ね図(拡大)



資料:国土数値情報(令和4年)、鏡野町資料

◆ 洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨)と都市機能(医療施設・福祉施設・子育て支援施設・小中学校等)の重ね図(拡大)



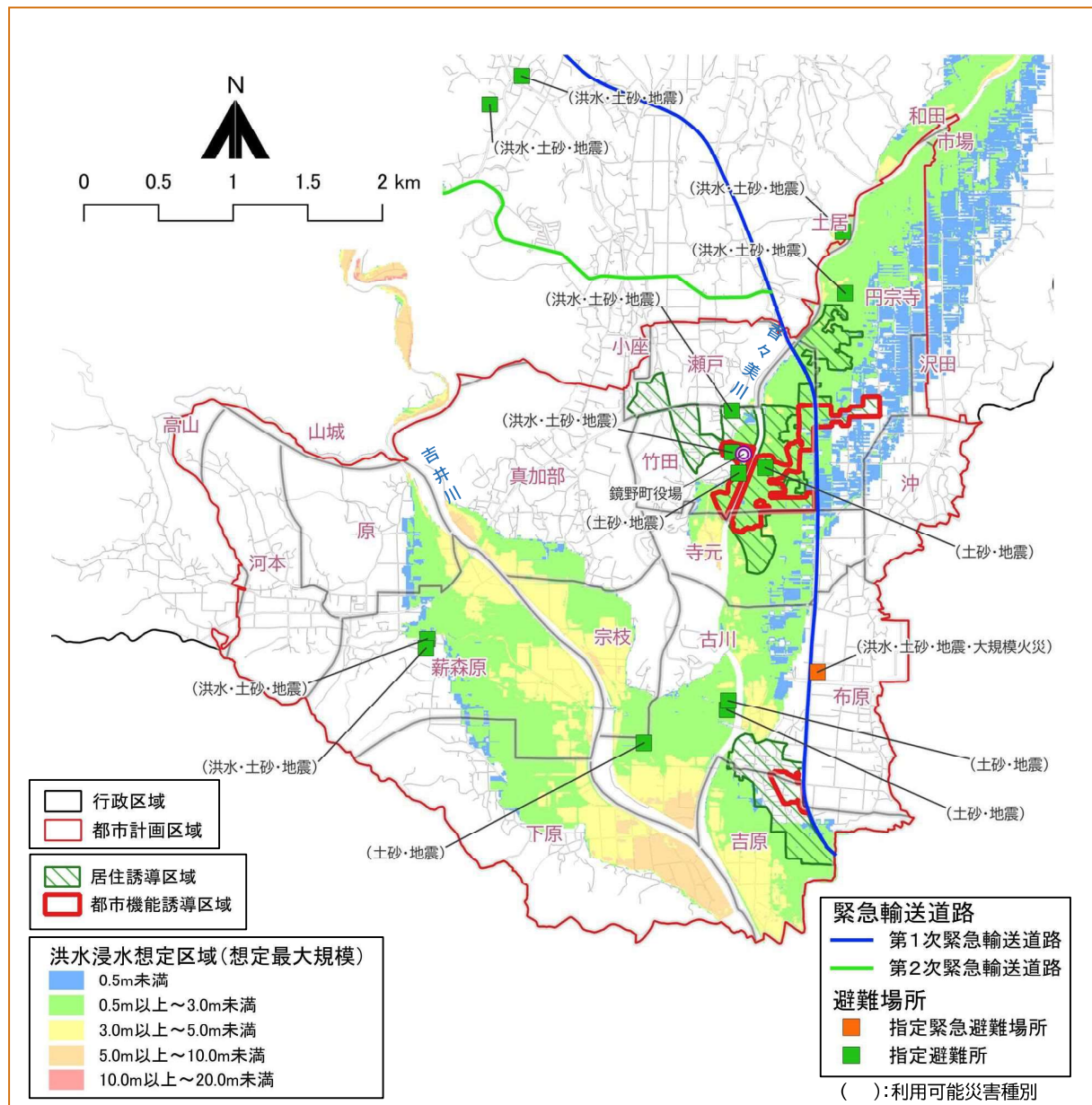
資料:国土数値情報(令和4年)、鏡野町資料

(3) 洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨)×避難場所・緊急輸送道路

○香々美川沿川の浸水深 0.5～3.0m未満の区域に第 1 次緊急輸送道路が通っており、浸水時の通行に支障が出るおそれがあります。

○香々美川沿川では、鏡野町役場周辺を含む国道 179 号の西側エリア(竹田、寺元、古川等)や、円宗寺に指定避難所が立地しています。

◆ 洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨)と避難場所・緊急輸送道路の重ね図(都市計画区域)

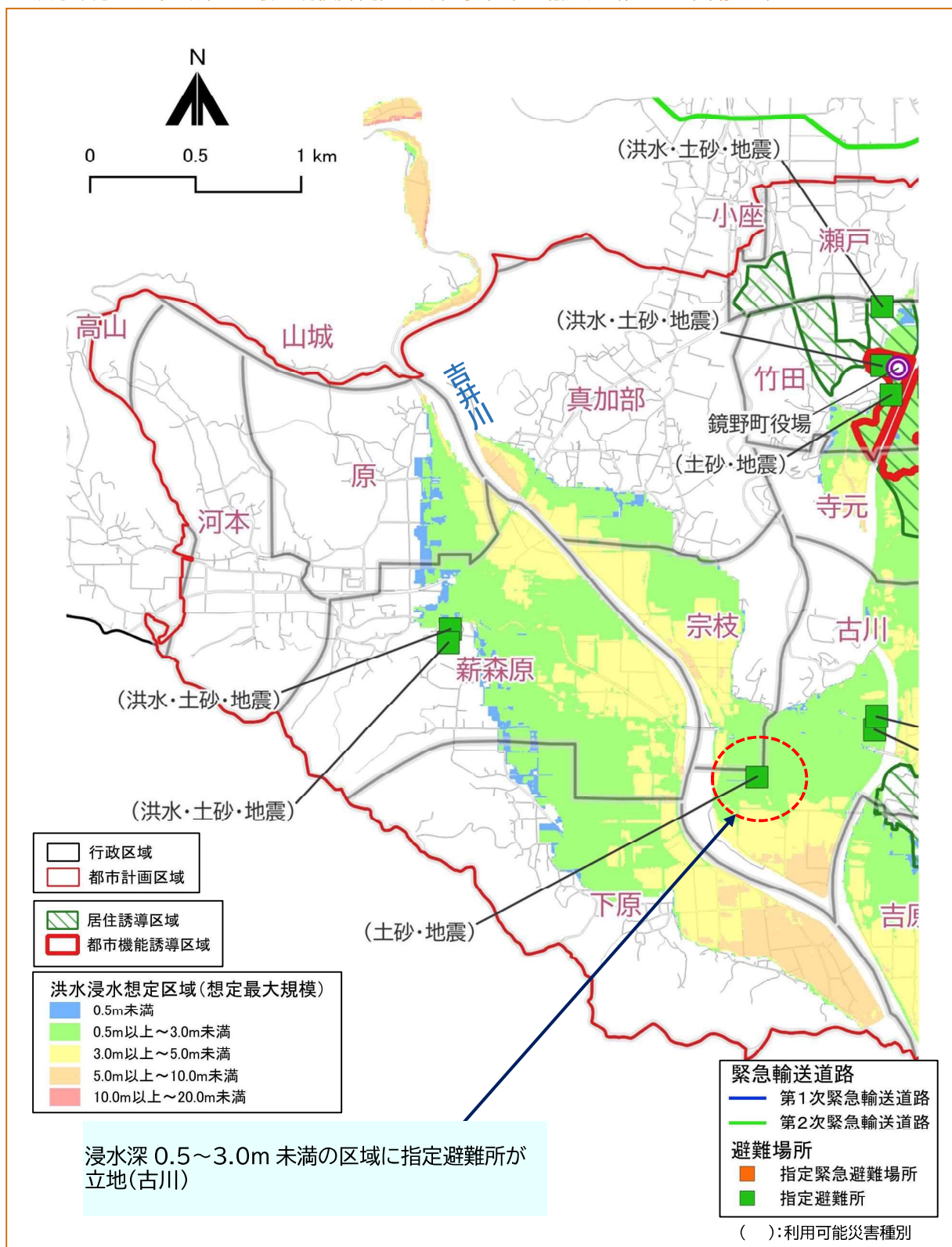


資料:国土数値情報(令和 4 年)、鏡野町資料

[illegible]

151

◆ 洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨)と避難場所・緊急輸送道路の重ね図(拡大)

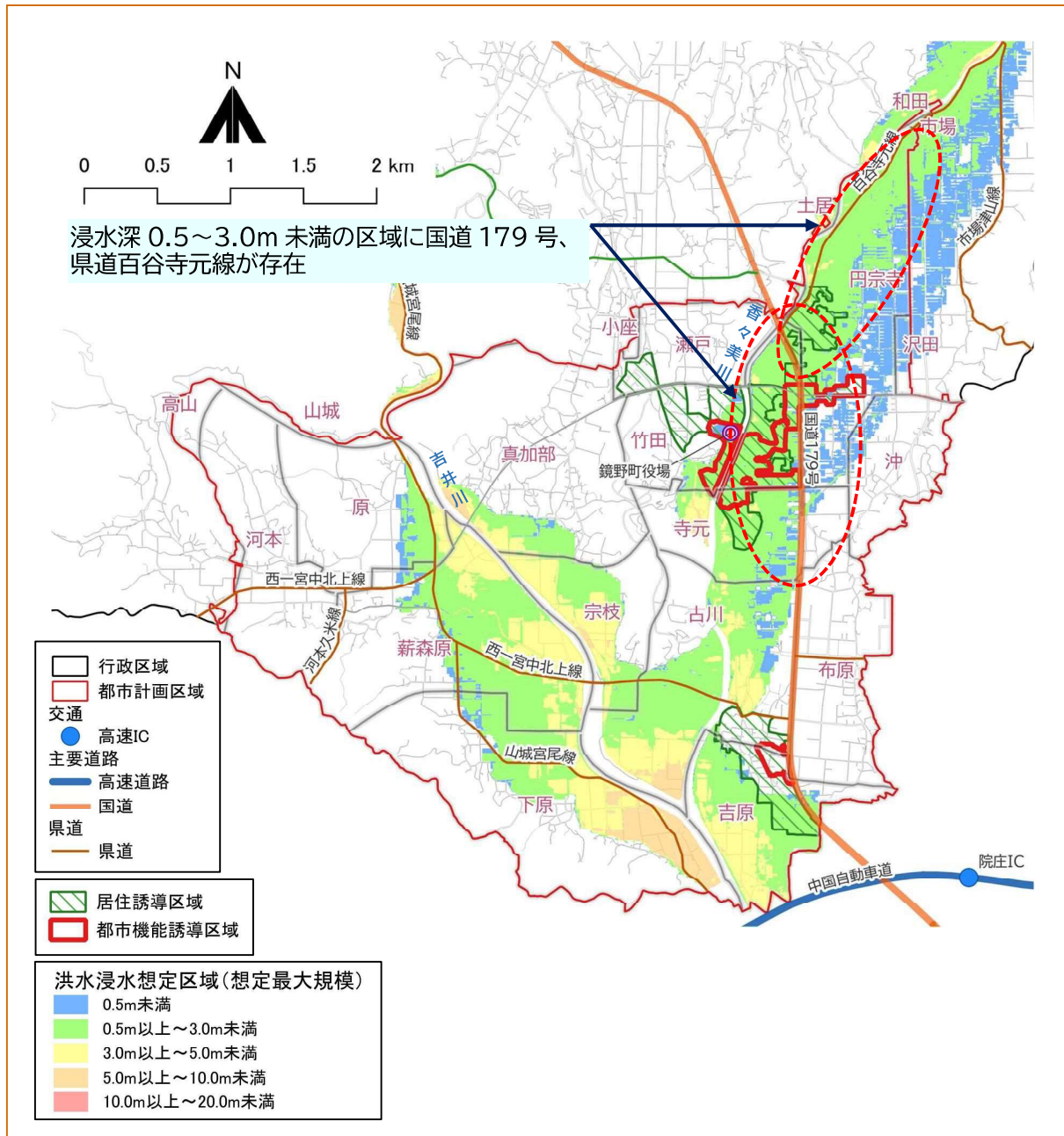


資料:国土数値情報(令和4年)、鏡野町資料

(4) 洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨)×道路網

○香々美川沿川の浸水深 0.5～3.0m 未満の区域に国道 179 号、県道百谷寺元線、西一宮中北上線等が通っており、浸水時の通行に支障が出るおそれがあります。

◆ 洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨)と道路網の重ね図(都市計画区域)

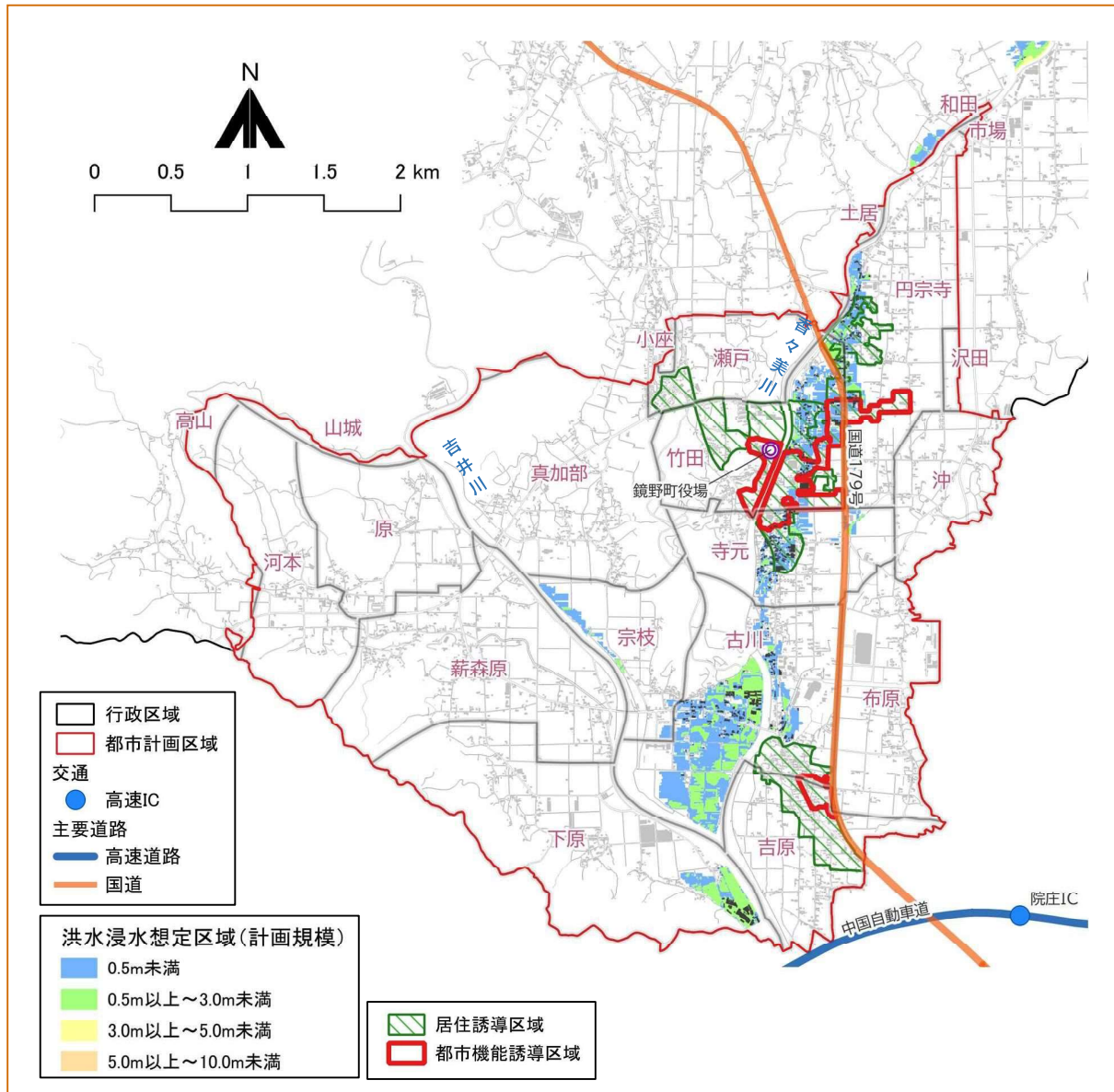


資料:国土数値情報(令和 4 年)

(5) 洪水浸水想定区域(計画規模降雨)×建物分布

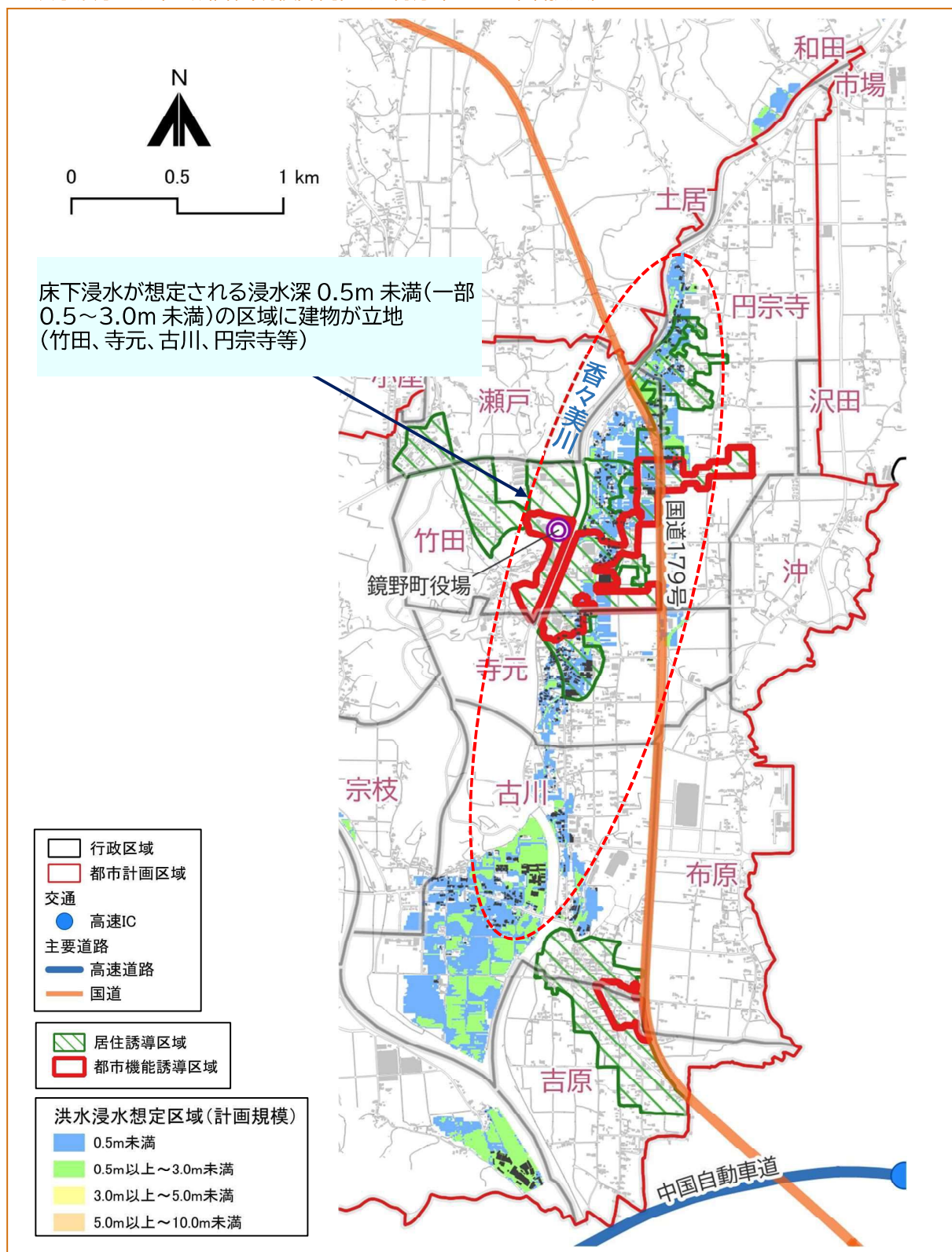
○香々美川沿川及び吉井川、香々美川の合流部付近の下原では、床下浸水が想定される浸水深 0.5m 未満(一部 0.5～3.0m 未満)の区域に建物が立地しています。

◆ 洪水浸水想定区域(計画規模降雨)と建物分布の重ね図(都市計画区域)



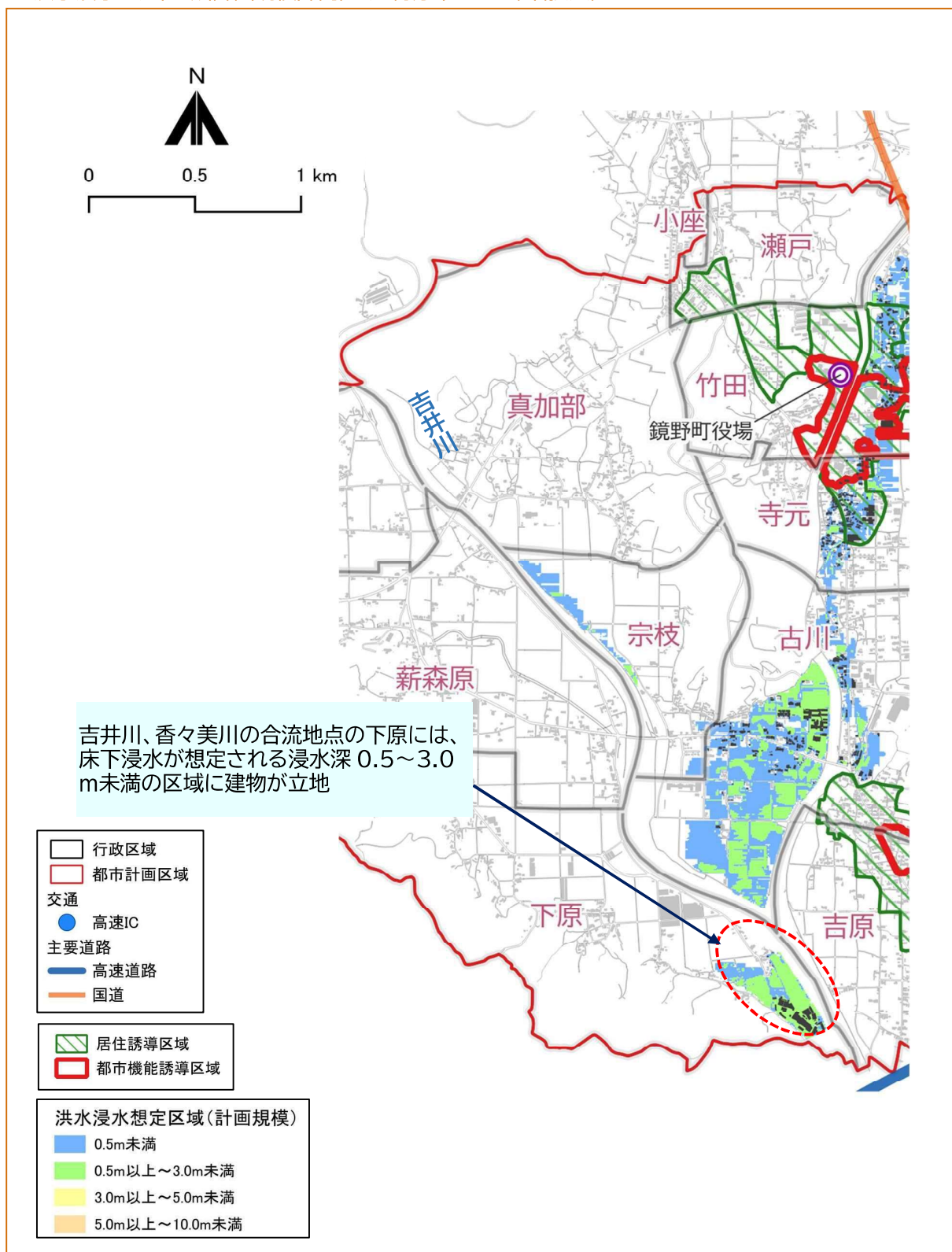
資料:国土数値情報(令和4年)

◆ 洪水浸水想定区域(計画規模降雨)と建物分布の重ね図(拡大)



資料:国土数値情報(令和4年)

◆ 洪水浸水想定区域(計画規模降雨)と建物分布の重ね図(拡大)

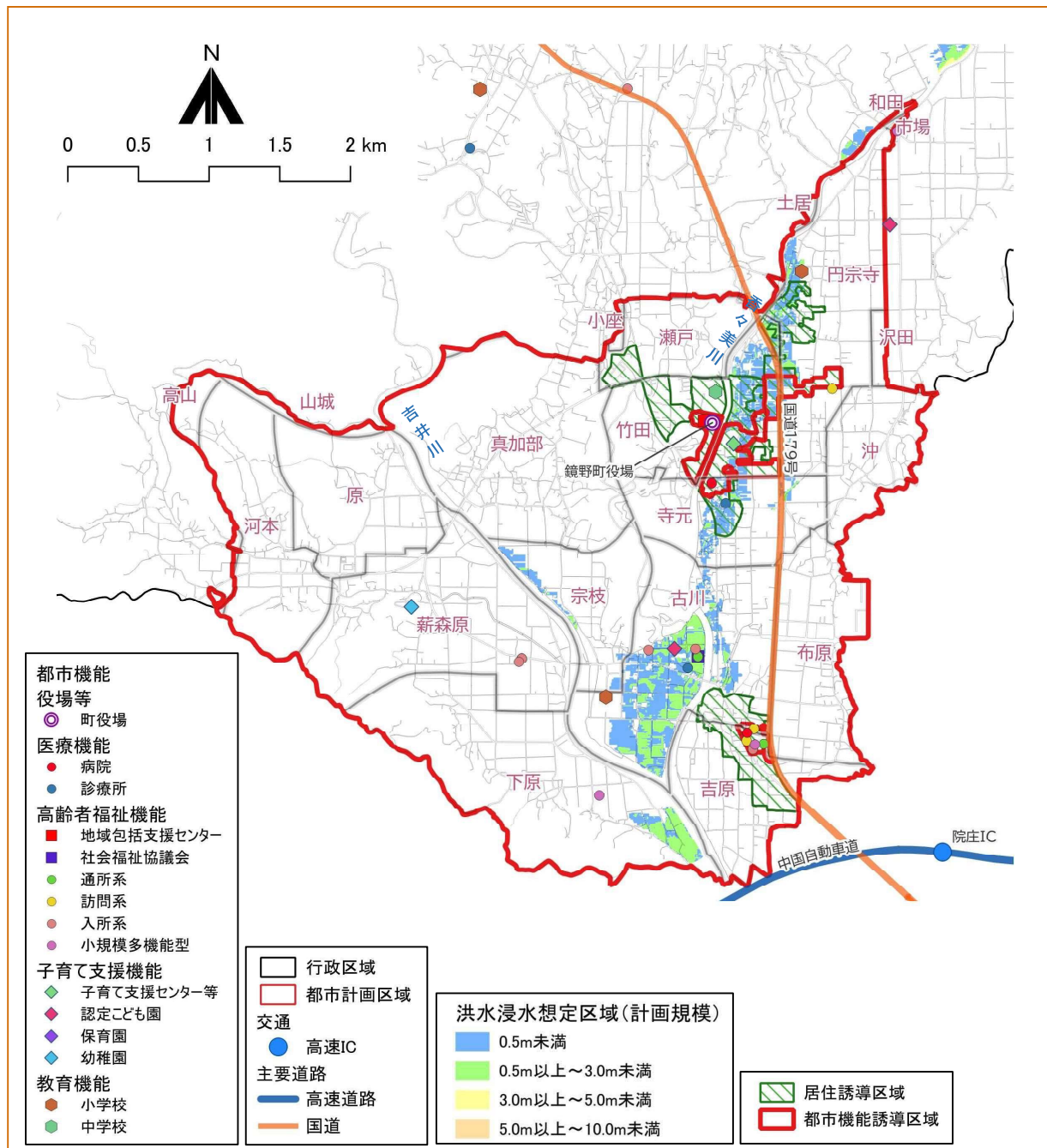


資料:国土数値情報(令和4年)

(6) 洪水浸水想定区域(計画規模降雨)×都市機能(医療施設・福祉施設・子育て支援施設・小中学校等)

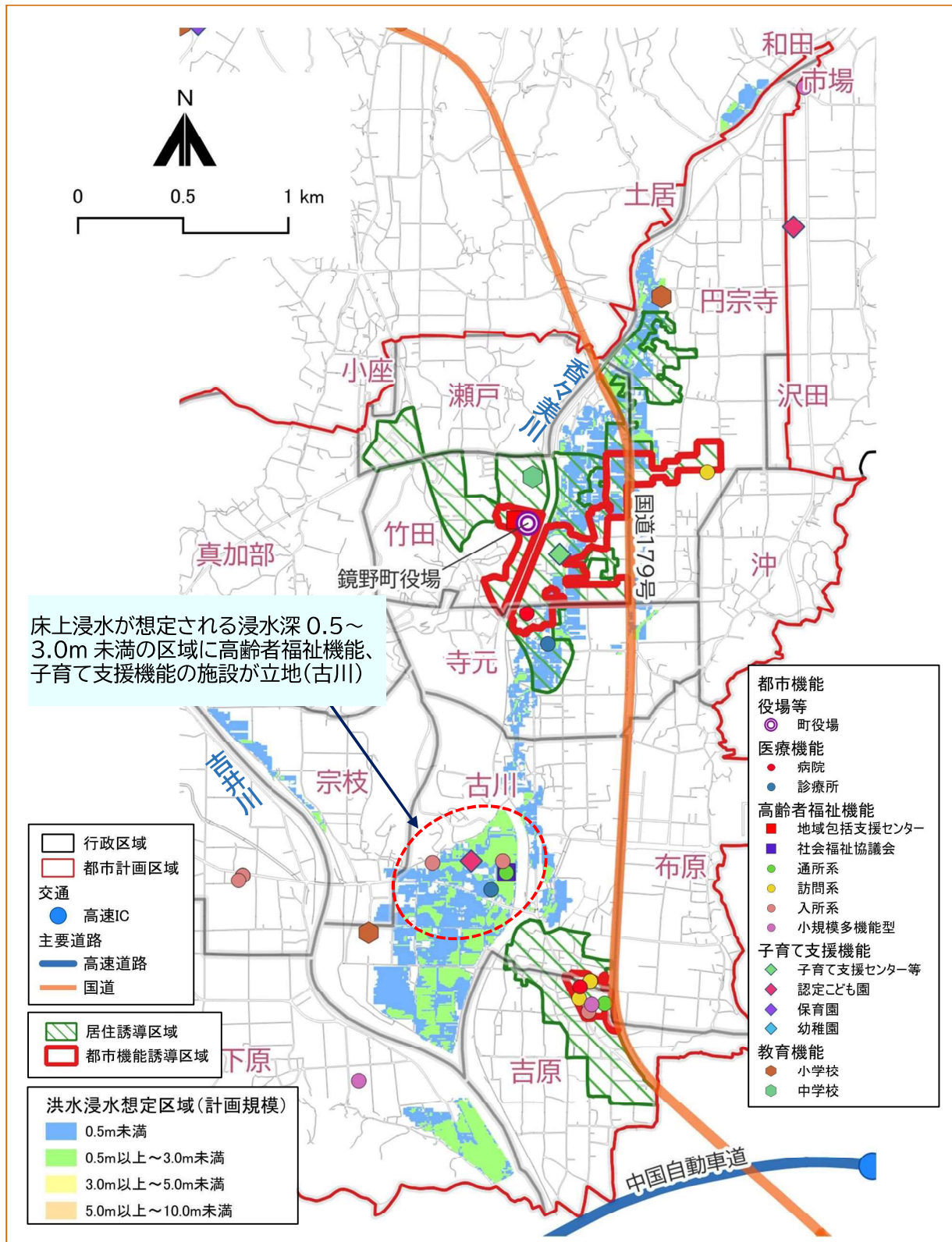
○香々美川沿川の床上浸水が想定される浸水深 0.5～3.0m未満の区域に、高齢者福祉機能、子育て支援機能の施設が立地しています。(古川)

◆ 洪水浸水想定区域(計画規模降雨)と都市機能(医療施設・福祉施設・子育て支援施設・小中学校等)の重ね図(都市計画区域)



資料:国土数値情報(令和4年)、鏡野町資料

◆ 洪水浸水想定区域(計画規模降雨)と都市機能(医療施設・福祉施設・子育て支援施設・小中学校等)の重ね図(拡大)

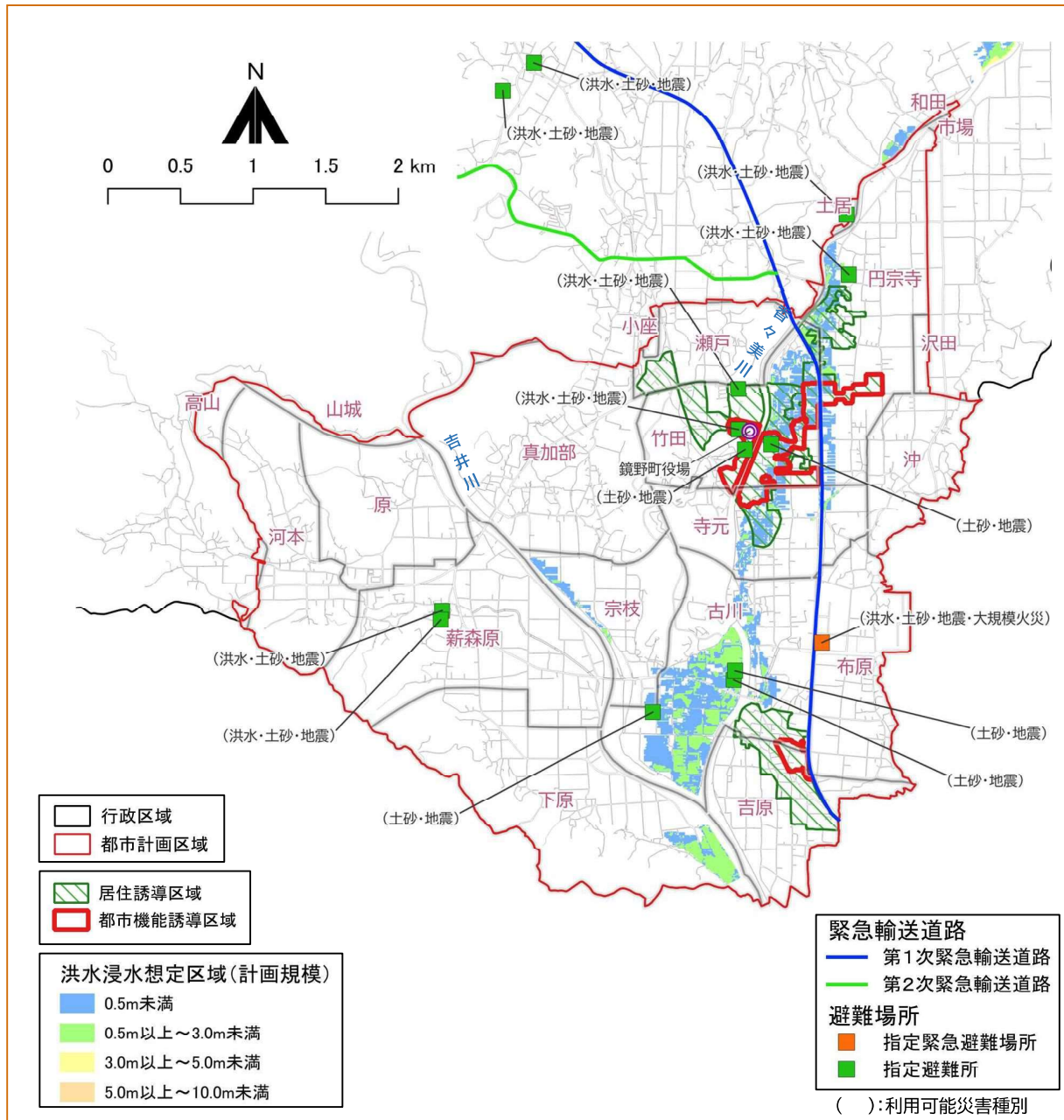


資料:国土数値情報(令和4年)、鏡野町資料

(7) 洪水浸水想定区域(計画規模降雨)×避難場所・緊急輸送道路

○香々美川沿川の浸水深 0.5～3.0m未満の区域に指定避難所(古川)が立地し、第1次緊急輸送道路が通過しています。

◆ 洪水浸水想定区域(計画規模降雨)と避難場所・緊急輸送道路の重ね図(都市計画区域)

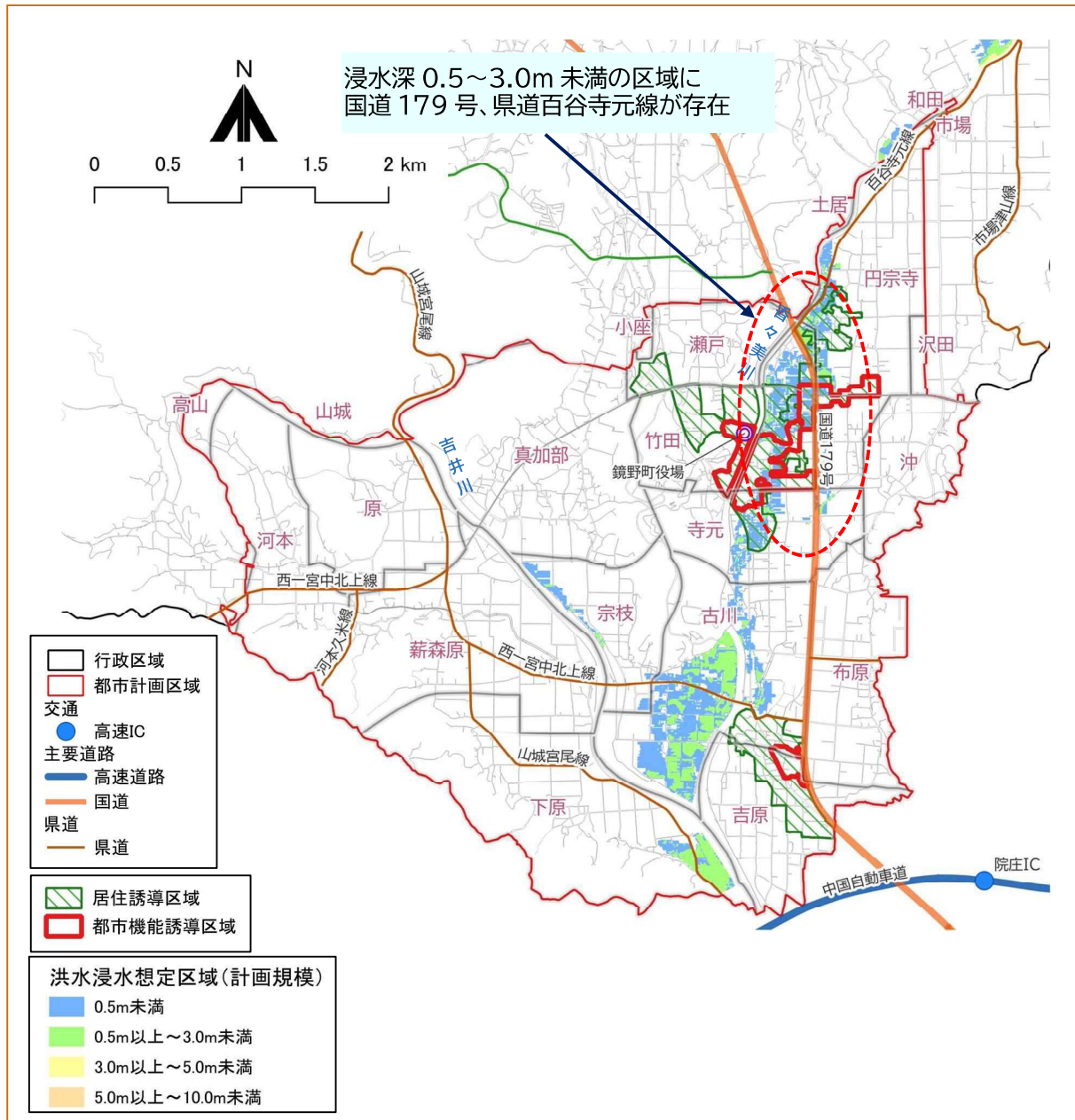


160

(8) 洪水浸水想定区域(計画規模降雨)×道路網

○香々美川沿川の浸水深 0.5～3.0m 未満の区域に国道 179 号、県道百谷寺元線、西一宮中北上線等が通っており、浸水時の通行に支障が出るおそれがあります。

◆ 洪水浸水想定区域(計画規模降雨)と道路網の重ね図(都市計画区域)



資料:国土数値情報(令和 4 年)

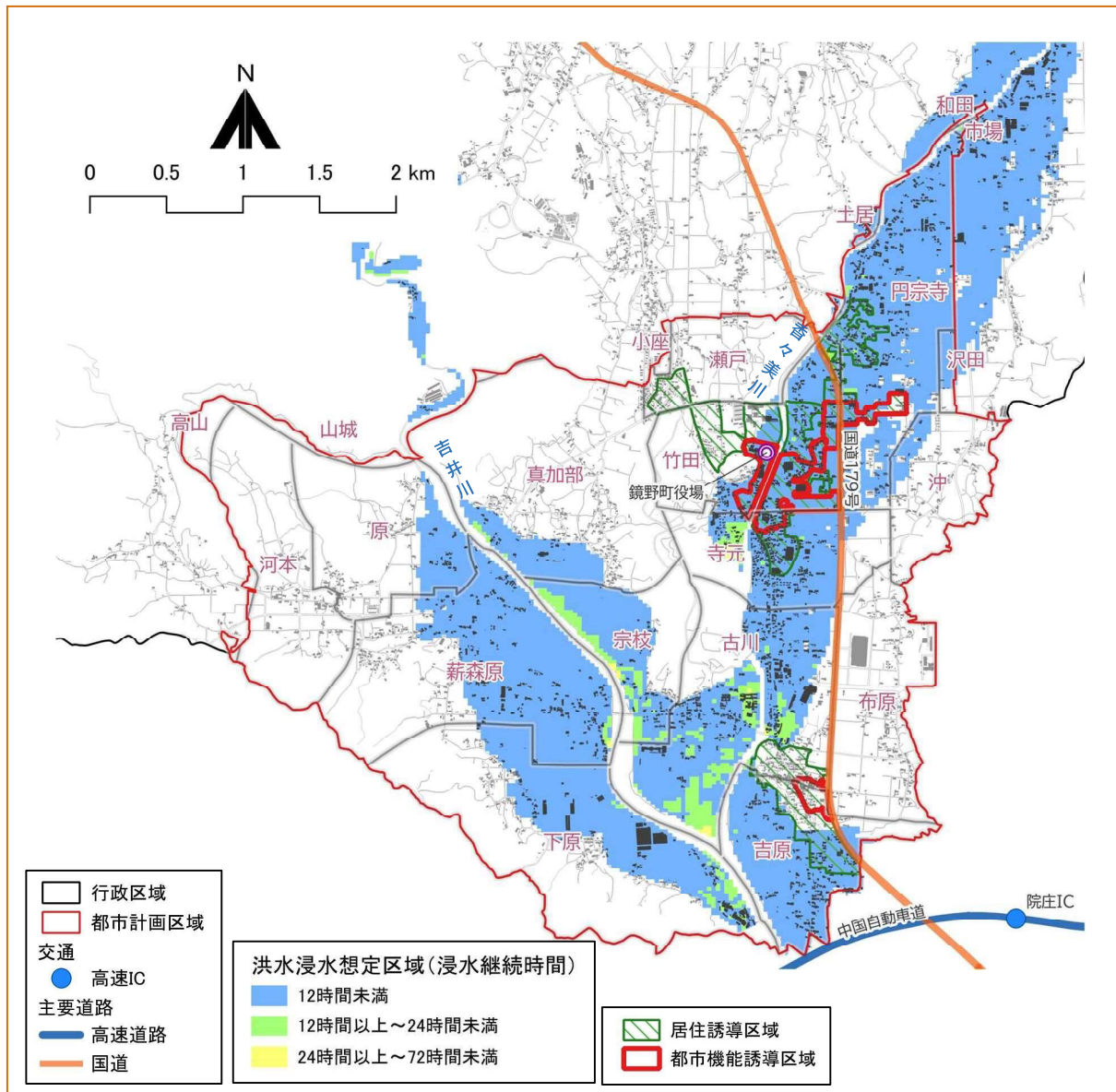
(9) 洪水浸水継続時間×建物分布

○吉井川、香々美川沿川の浸水継続時間 12 時間未満の区域に建物が立地しています。

○寺元や古川、宗枝、下原の一部の地域では浸水継続時間 24 時間未満の区域に建物が立地しています。

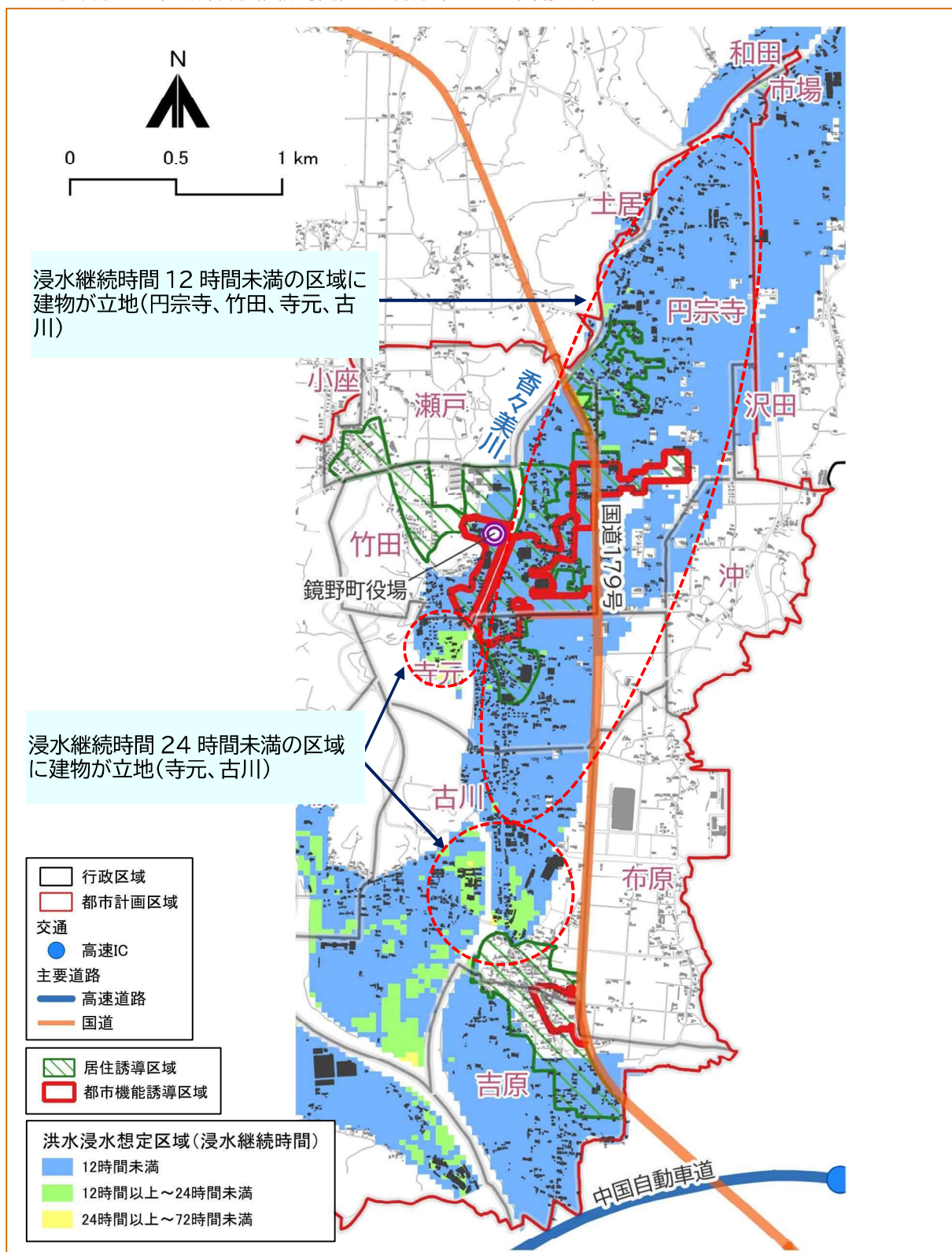
※孤立化が懸念される浸水継続時間 3 日以上（72 時間）以上の区域は存在しません。

◆ 洪水浸水想定区域（浸水継続時間）と建物分布の重ね図（都市計画区域）



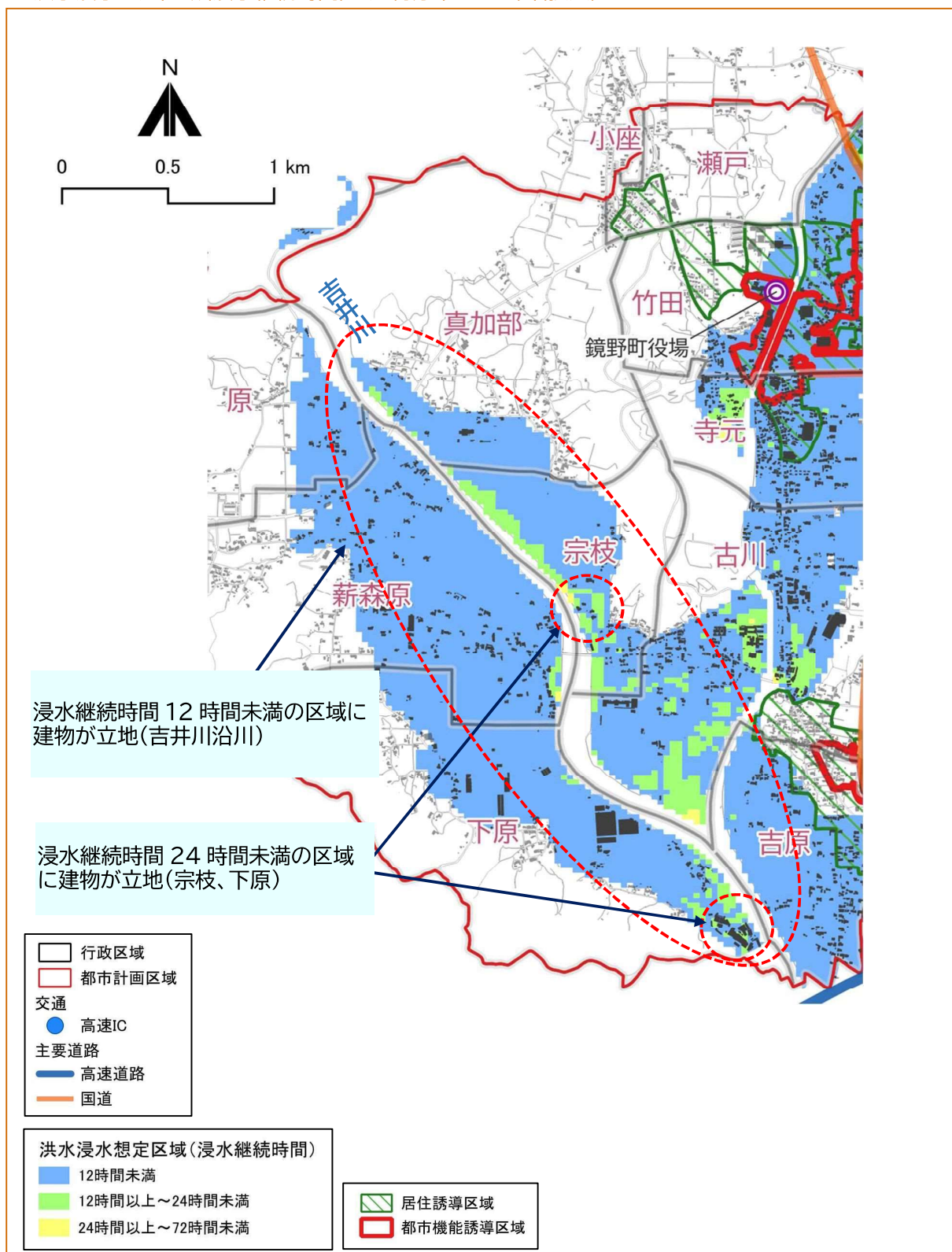
資料：国土数値情報（令和 4 年）

◆ 洪水浸水想定区域(浸水継続時間)と建物分布の重ね図(拡大)



資料:国土数値情報(令和 4 年)

◆ 洪水浸水想定区域(浸水継続時間)と建物分布の重ね図(拡大)



資料:国土数値情報(令和 4 年)

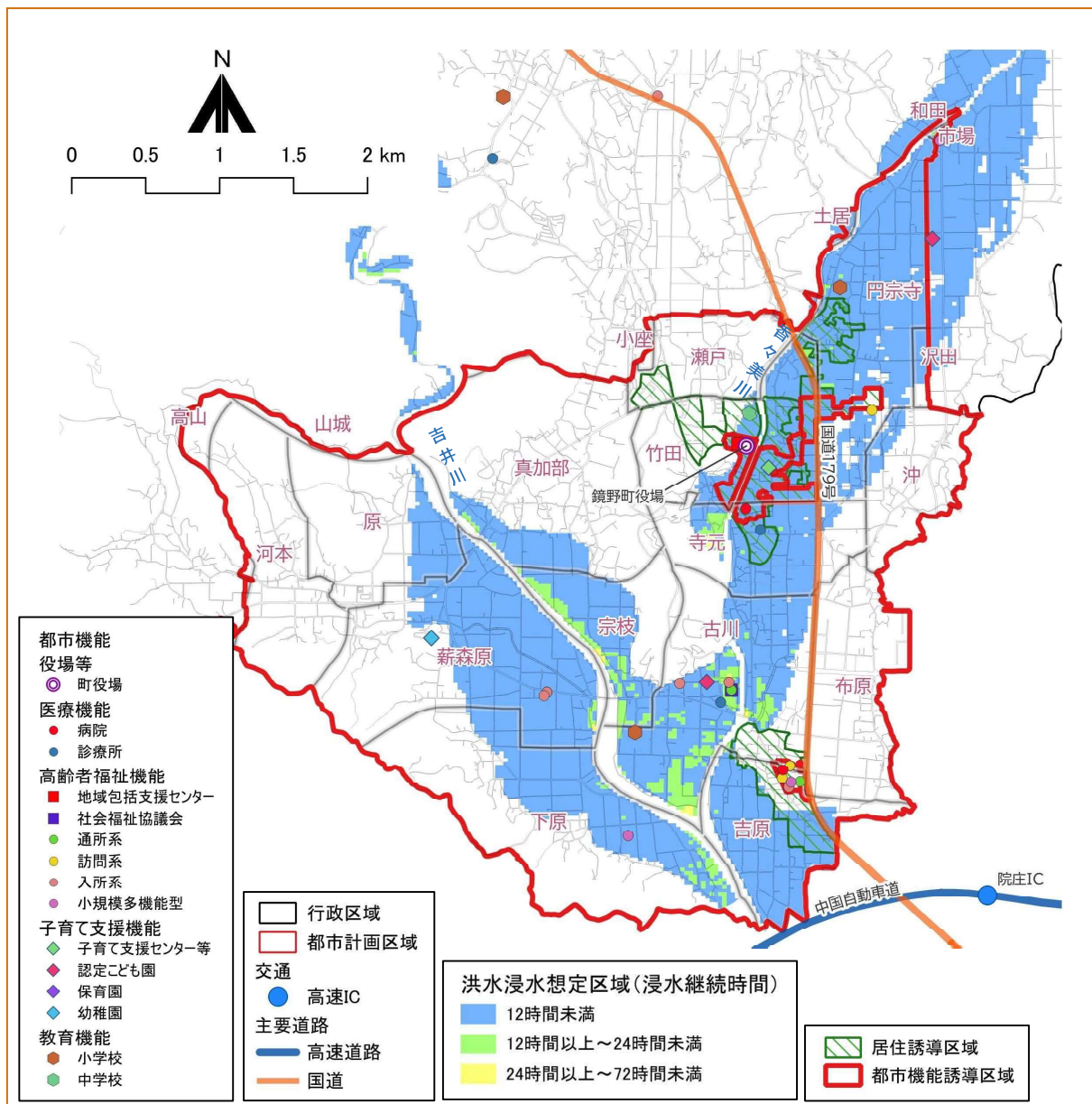
(10) 洪水浸水継続時間×都市機能(医療施設・福祉施設・子育て支援施設・小中学校等)

○吉井川、香々美川沿川の浸水継続時間 12 時間未満の区域に都市機能施設が立地しています。

○香々美川沿川の浸水継続時間 12 時間未満の区域に、医療機能、高齢者福祉機能、子育て支援機能、教育機能の施設が立地しています。

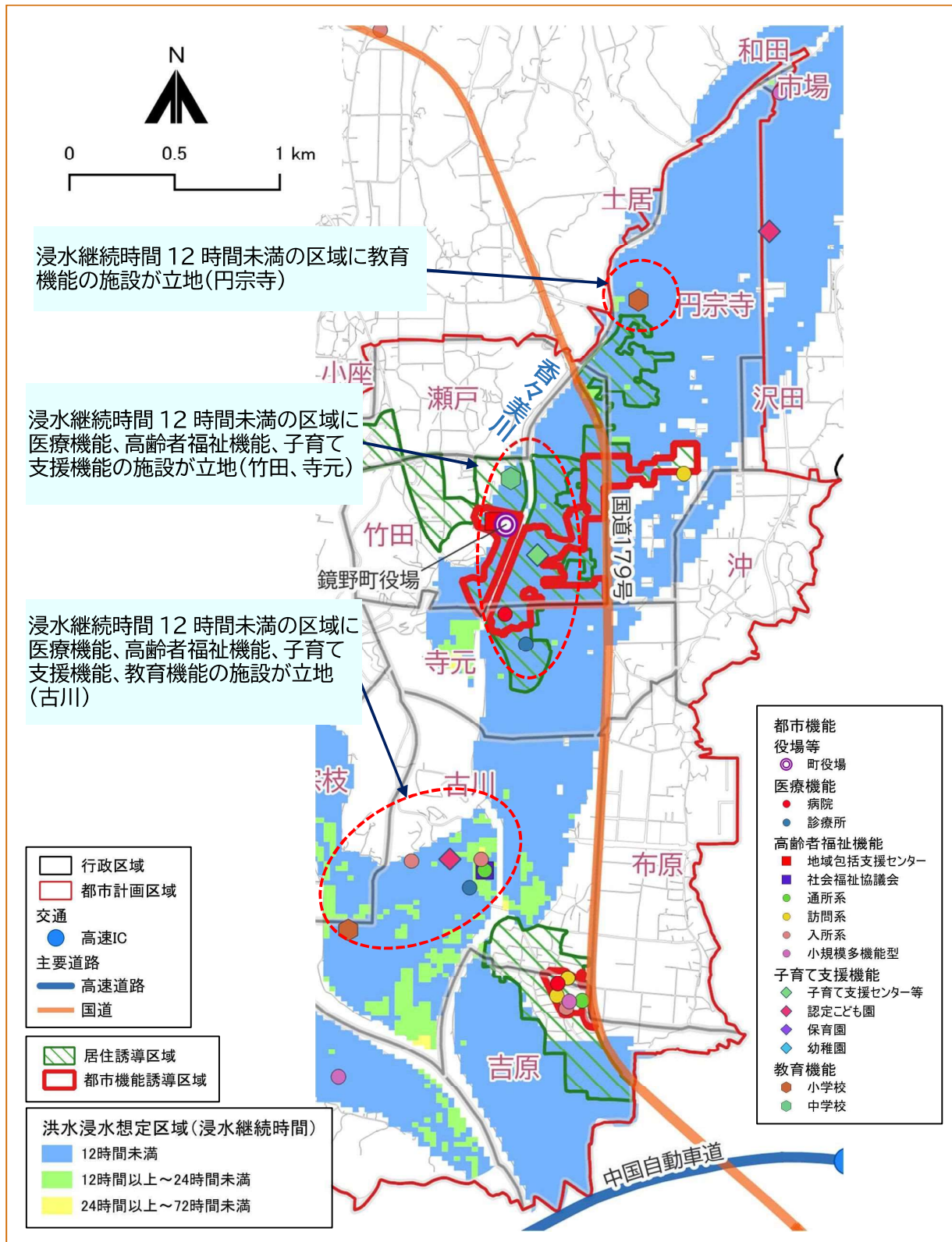
○吉井川、香々美川の合流地点の下原と、吉井川沿川の薪森原には、浸水継続時間 12 時間未満の区域に、高齢者福祉機能の施設の立地が見られます。

◆ 洪水浸水想定区域(浸水継続時間)と都市機能(医療施設・福祉施設・子育て支援施設・小中学校等)の重ね図(都市計画区域)



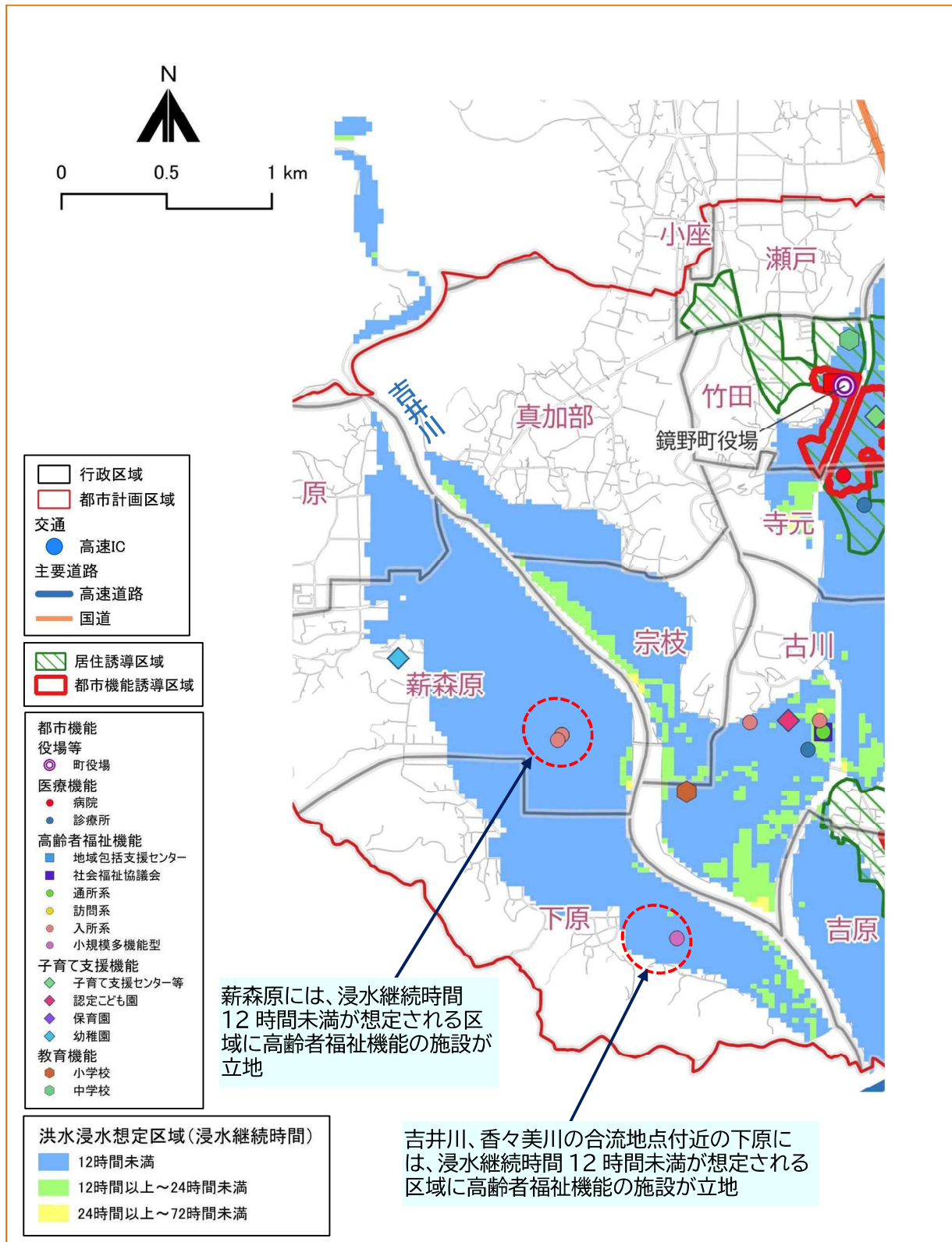
資料:国土数値情報(令和4年)、鏡野町資料

◆ 洪水浸水想定区域(浸水継続時間)と都市機能(医療施設・福祉施設・子育て支援施設・小中学校等)の重ね図(拡大)



資料:国土数値情報(令和4年)、鏡野町資料

◆ 洪水浸水想定区域(浸水継続時間)と都市機能(医療施設・福祉施設・子育て支援施設・小中学校等)の重ね図(拡大)



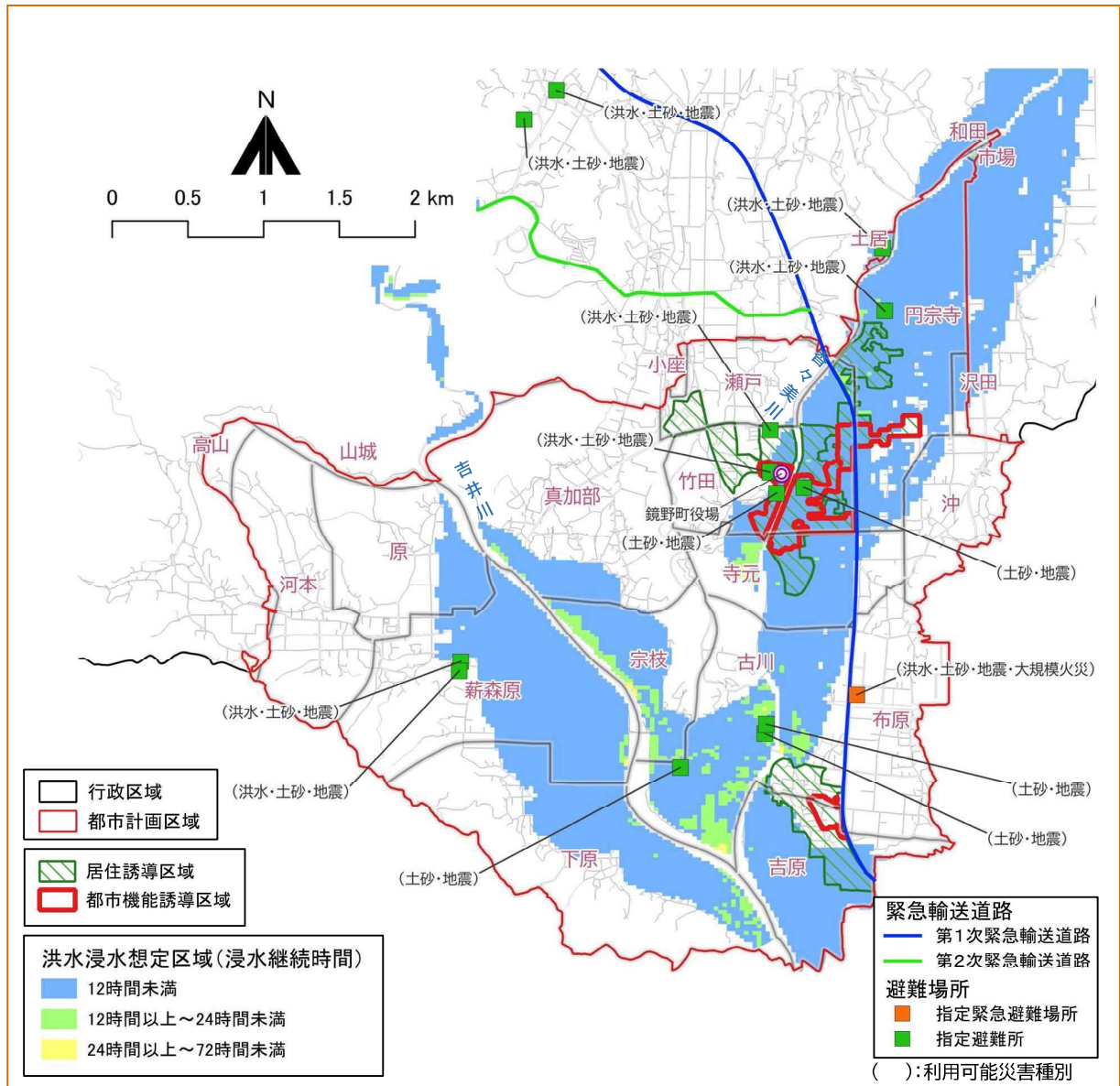
資料:国土数値情報(令和4年)、鏡野町資料

(11) 洪水浸水継続時間×避難場所・緊急輸送道路

○香々美川沿川の浸水継続時間 12 時間未満の区域が想定されている区域を第 1 次緊急輸送道路が通っています。

○鏡野町役場周辺を含む国道 179 号の西側エリア(竹田、寺元、古川等)や、円宗寺に指定避難所が立地しています。

◆ 洪水浸水想定区域(浸水継続時間)と避難場所・緊急輸送道路の重ね図(都市計画区域)



資料:国土数値情報(令和 4 年)、鏡野町資料

Map of the Nagaoka City area showing flood inundation zones, evacuation routes, and disaster-prone areas.

Legend:

- 行政区画 (Administrative District)
- 都市計画区域 (Urban Planning Area)
- 居住誘導区域 (Residential Guidance Area)
- 都市機能誘導区域 (Urban Function Guidance Area)

洪水浸水想定区域 (浸水継続時間) (Flood Inundation Estimated Area (Inundation Duration))

- 12時間未満 (Less than 12 hours)
- 12時間以上～24時間未満 (12 hours or more ~ 24 hours less than)
- 24時間以上～72時間未満 (24 hours or more ~ 72 hours less than)

緊急輸送道路 (Emergency Evacuation Route)

- 第1次緊急輸送道路 (1st Emergency Evacuation Route)
- 第2次緊急輸送道路 (2nd Emergency Evacuation Route)

避難場所 (Evacuation Site)

- 指定緊急避難場所 (Designated Emergency Evacuation Site)
- 指定避難所 (Designated Evacuation Site)

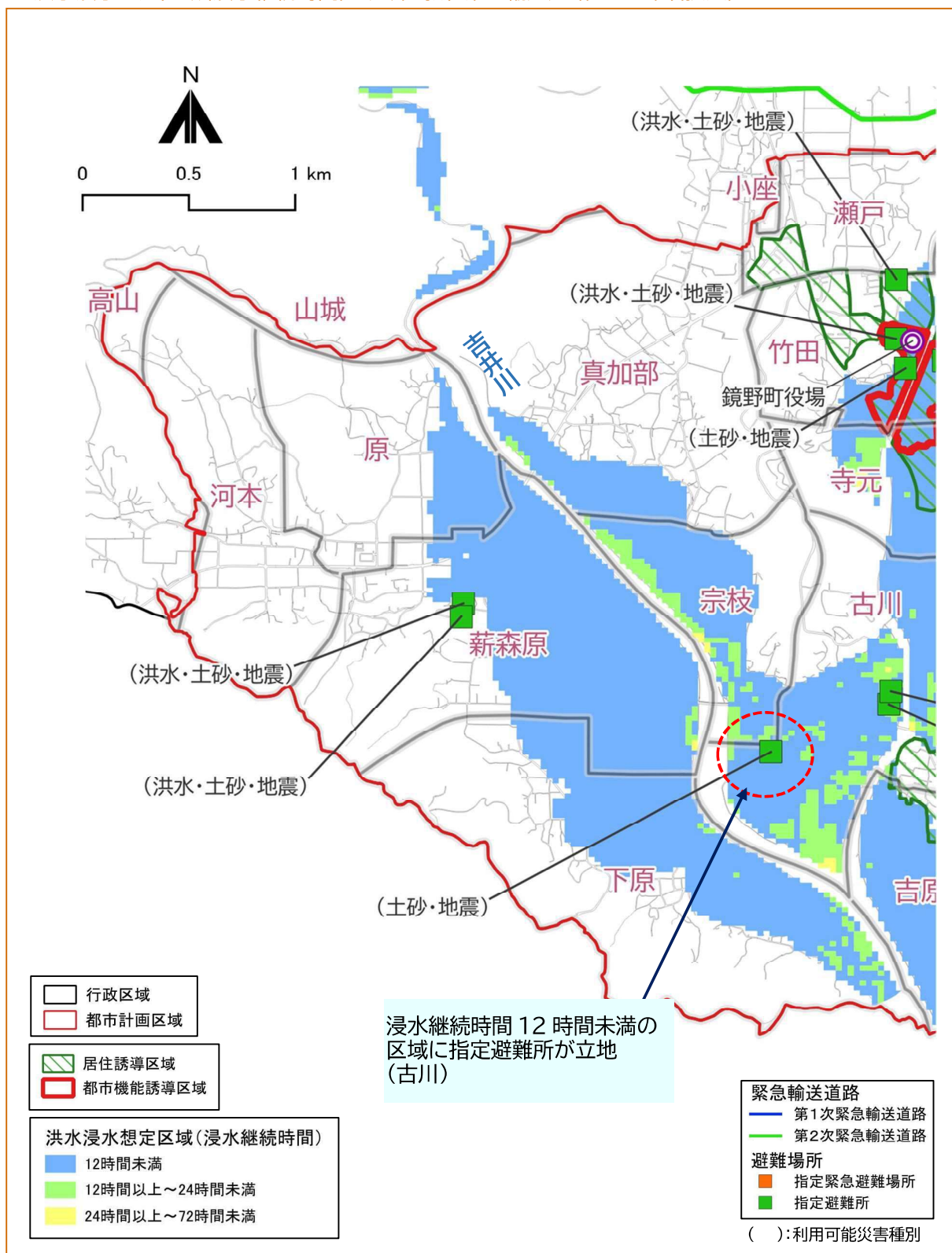
(): 利用可能災害種別 (): Utilization Possible Disaster Type

Map labels include: 和岡市場, 土居, 門宗寺, 沢田, 沖, 真加部, 鏡野町役場, 寺元, 宗枝, 古川, 布原, 下原, 吉原.

Disaster types indicated on map: (洪水・土砂・地震), (洪水・土砂・地震), (洪水・土砂・地震), (洪水・土砂・地震), (土砂・地震), (洪水・土砂・地震・大規模火災), (土砂・地震), (土砂・地震).

169

◆ 洪水浸水想定区域(浸水継続時間)と避難場所・緊急輸送道路の重ね図(拡大)

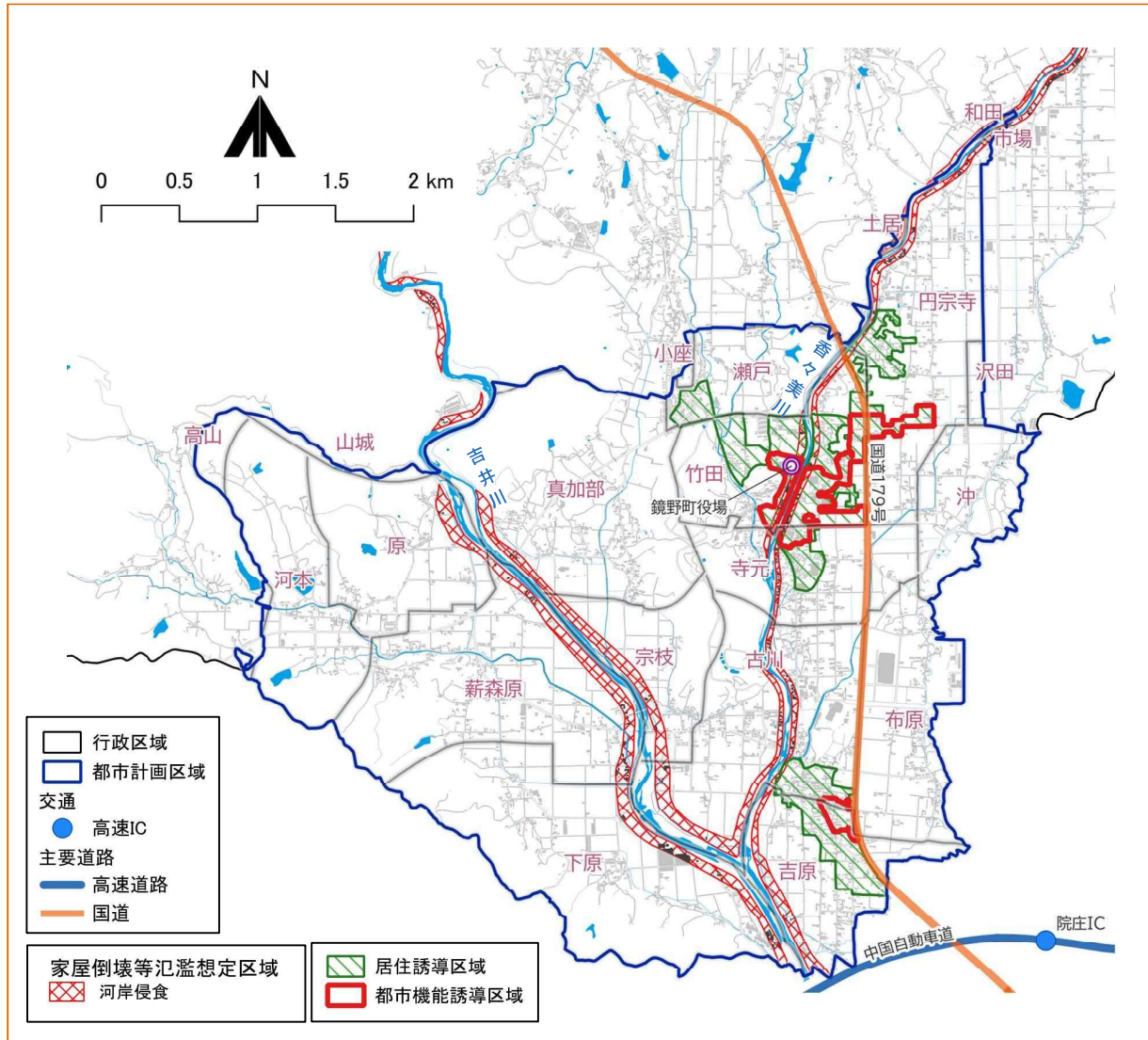


資料:国土数値情報(令和4年)、鏡野町資料

(12) 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)×建物分布

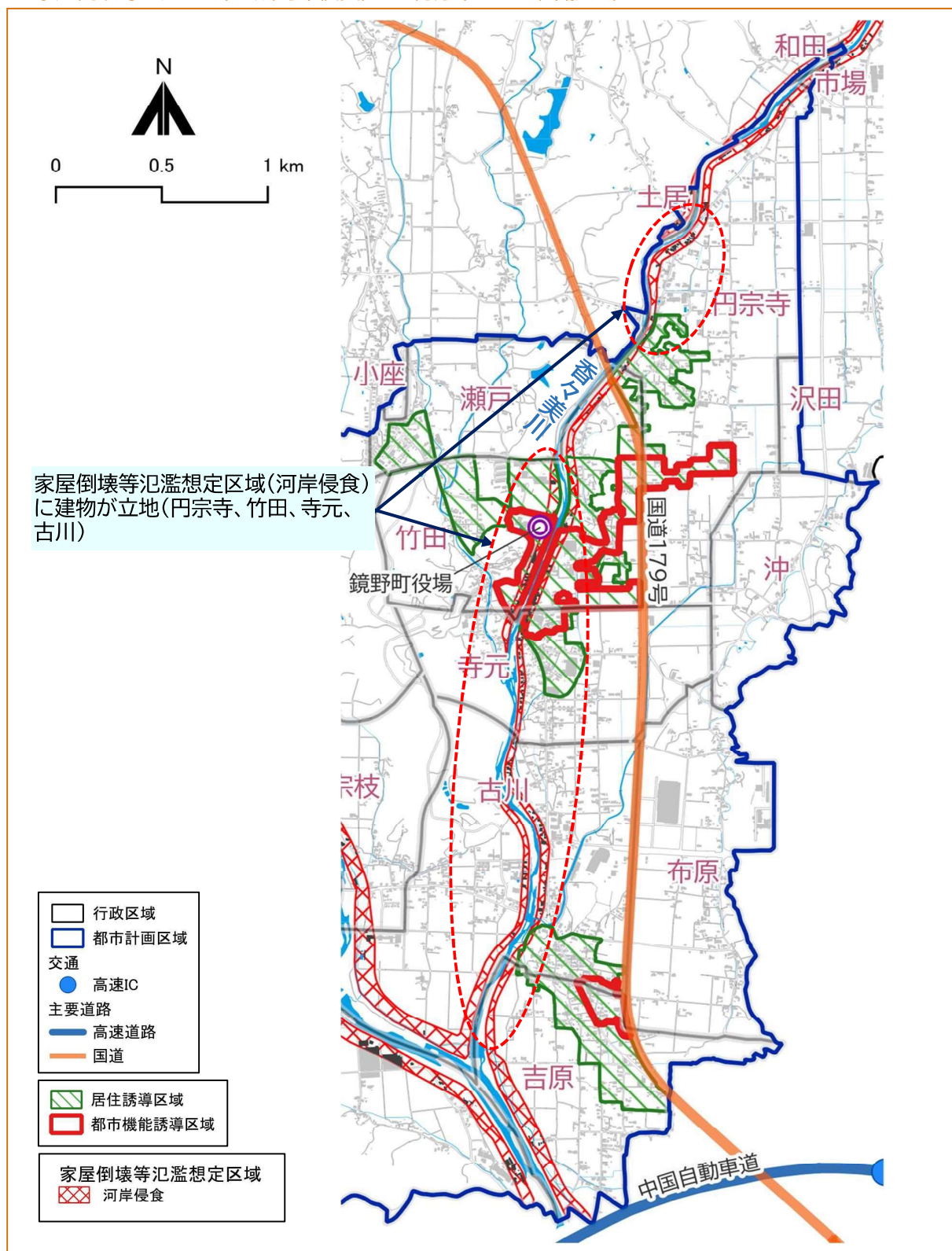
○吉井川、香々美川沿川の家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)に建物が立地しています。

◆ 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)と建物分布の重ね図(都市計画区域)



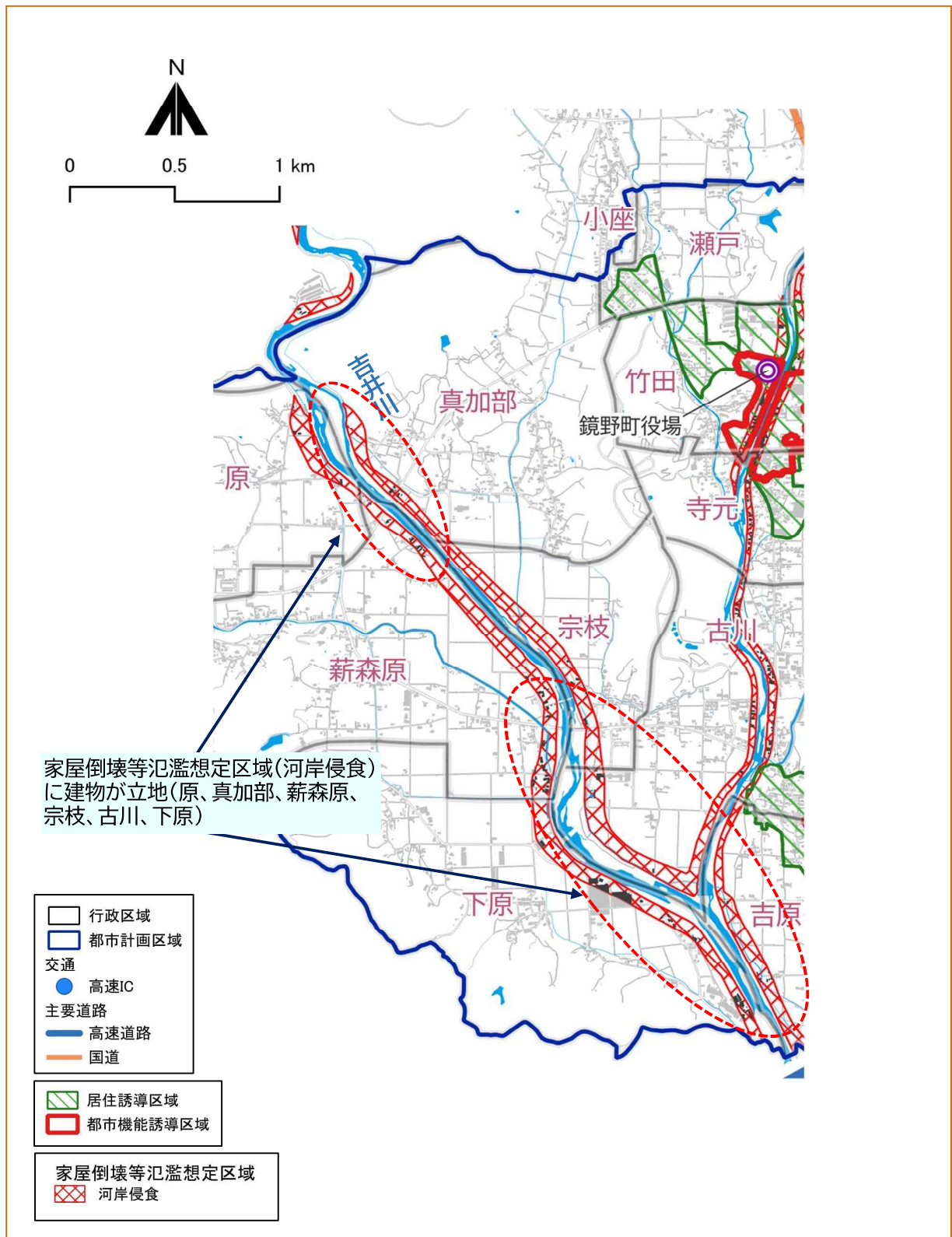
資料:国土数値情報(令和4年)

◆ 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)と建物分布の重ね図(拡大)



資料:国土数値情報(令和4年)

◆ 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)と建物分布の重ね図(拡大)

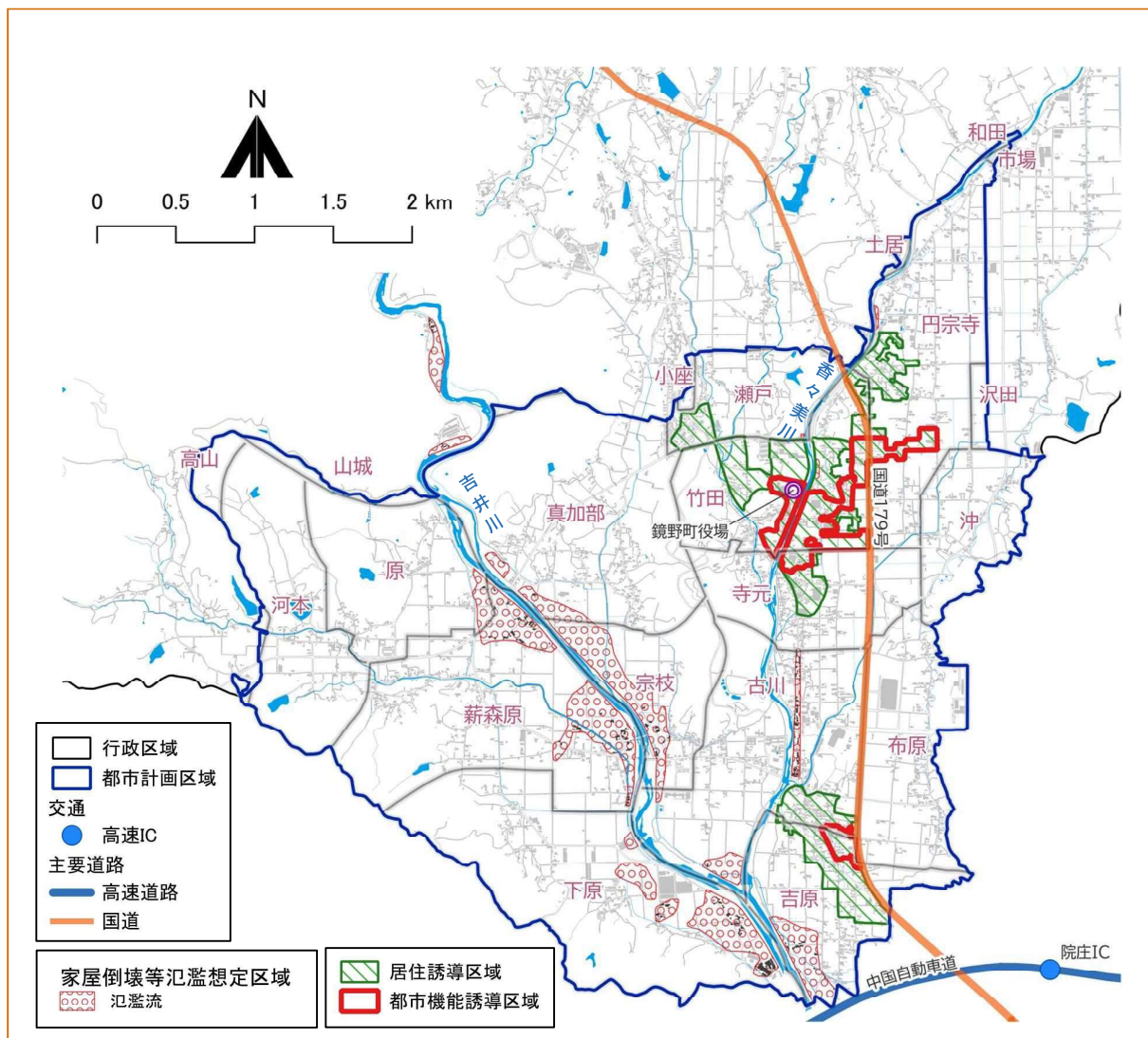


資料:国土数値情報(令和4年)

(13) 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)×建物分布

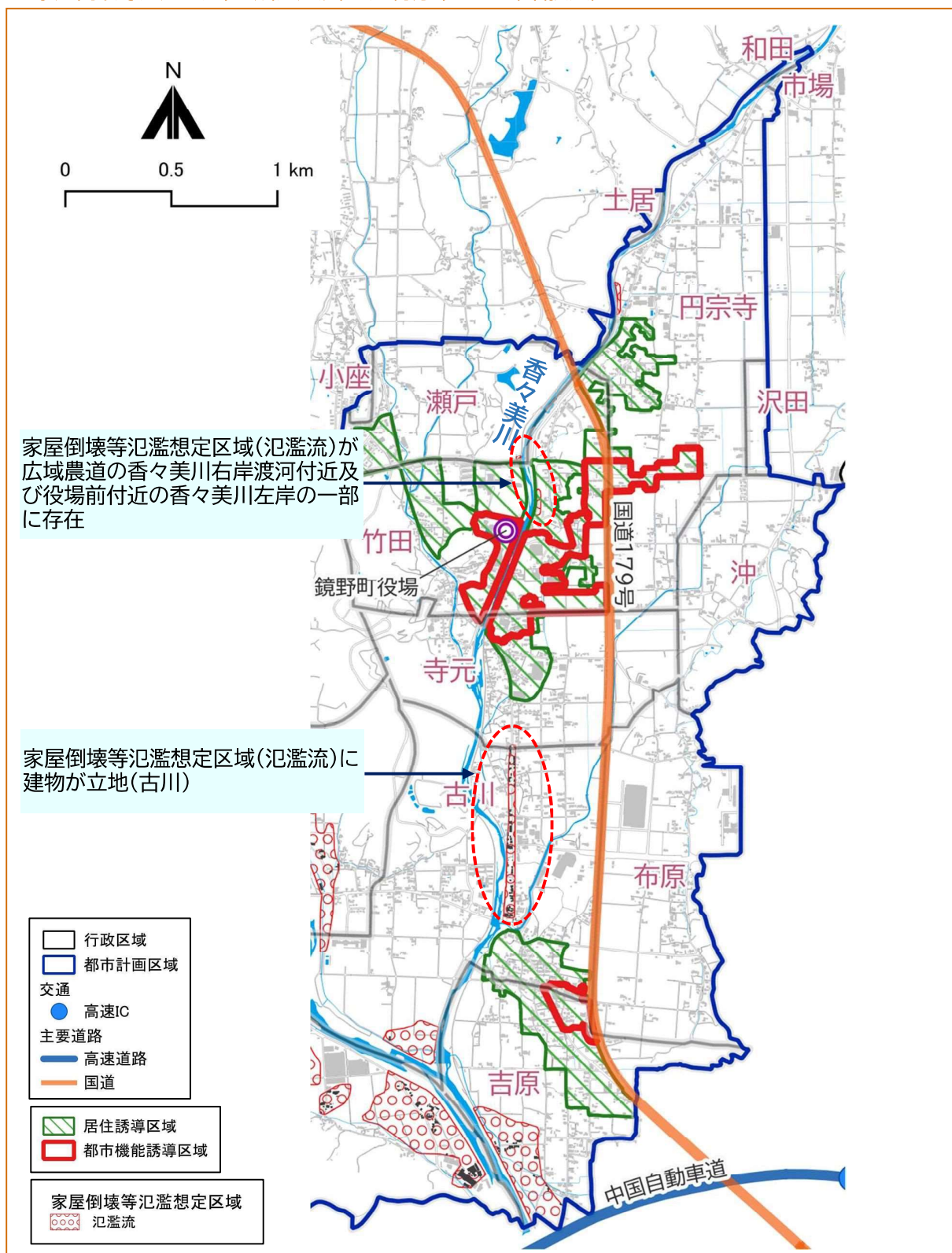
○吉井川、香々美川沿川の家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)に建物が立地しています。

◆ 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)と建物分布の重ね図(都市計画区域)



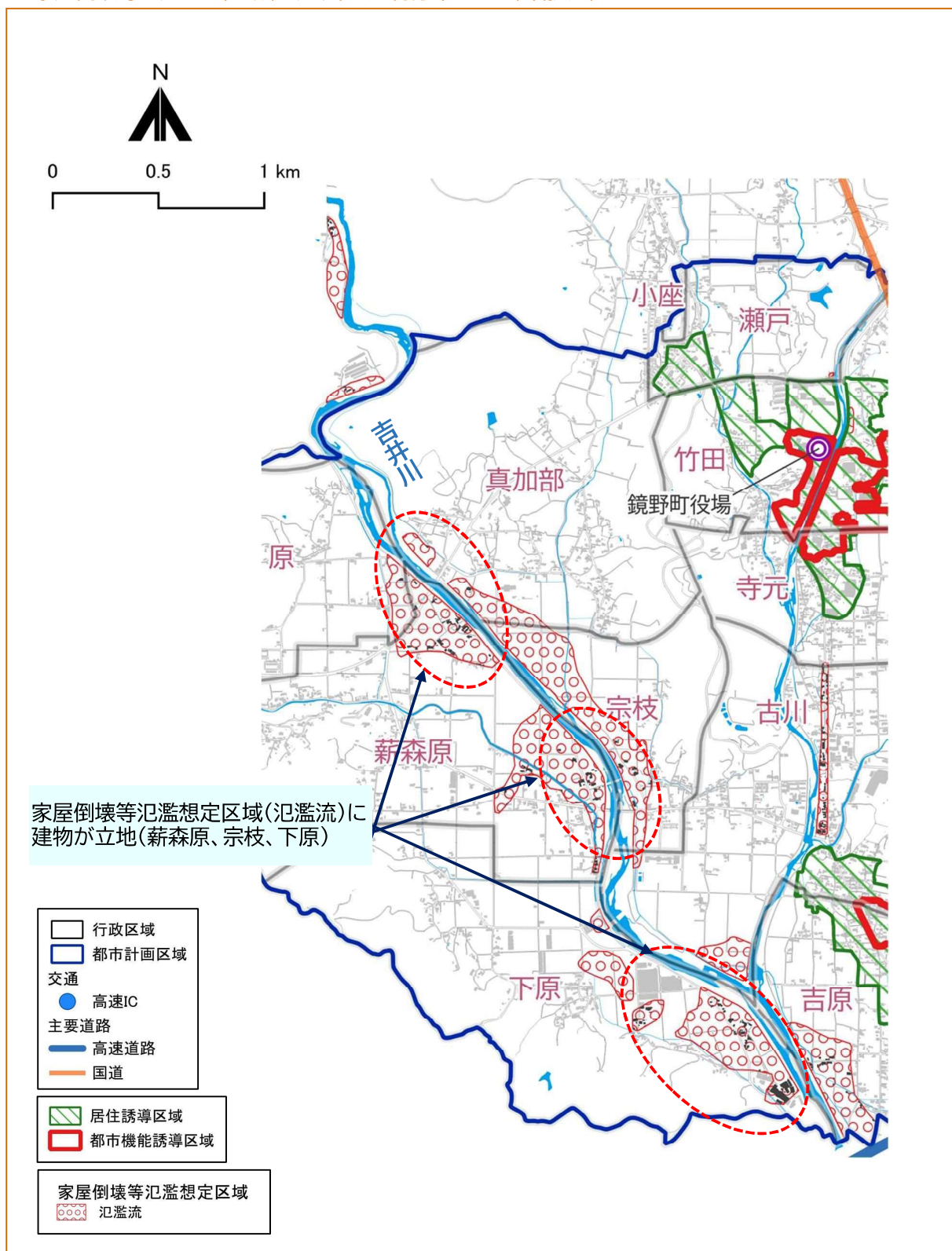
資料:国土数値情報(令和4年)

◆ 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)と建物分布の重ね図(拡大)



資料:国土数値情報(令和4年)

◆ 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)と建物分布の重ね図(拡大)



資料:国土数値情報(令和4年)

○香々美川沿川の家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)に第1次緊急輸送道路が通っています。

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)の区域に第1次緊急輸送道路が存在

The map displays the Katsuragi River and its tributaries, including the Yodo River. It highlights areas at risk of house collapse and flooding due to riverbank erosion. The map also shows the locations of emergency evacuation routes, designated emergency evacuation sites, and designated evacuation sites. The map includes a scale bar (0 to 2 km) and a north arrow.

家屋倒壊等氾濫想定区域
河岸浸食

緊急輸送道路
第1次緊急輸送道路
第2次緊急輸送道路

避難場所
指定緊急避難場所
指定避難所

行政区域
都市計画区域
居住誘導区域
都市機能誘導区域

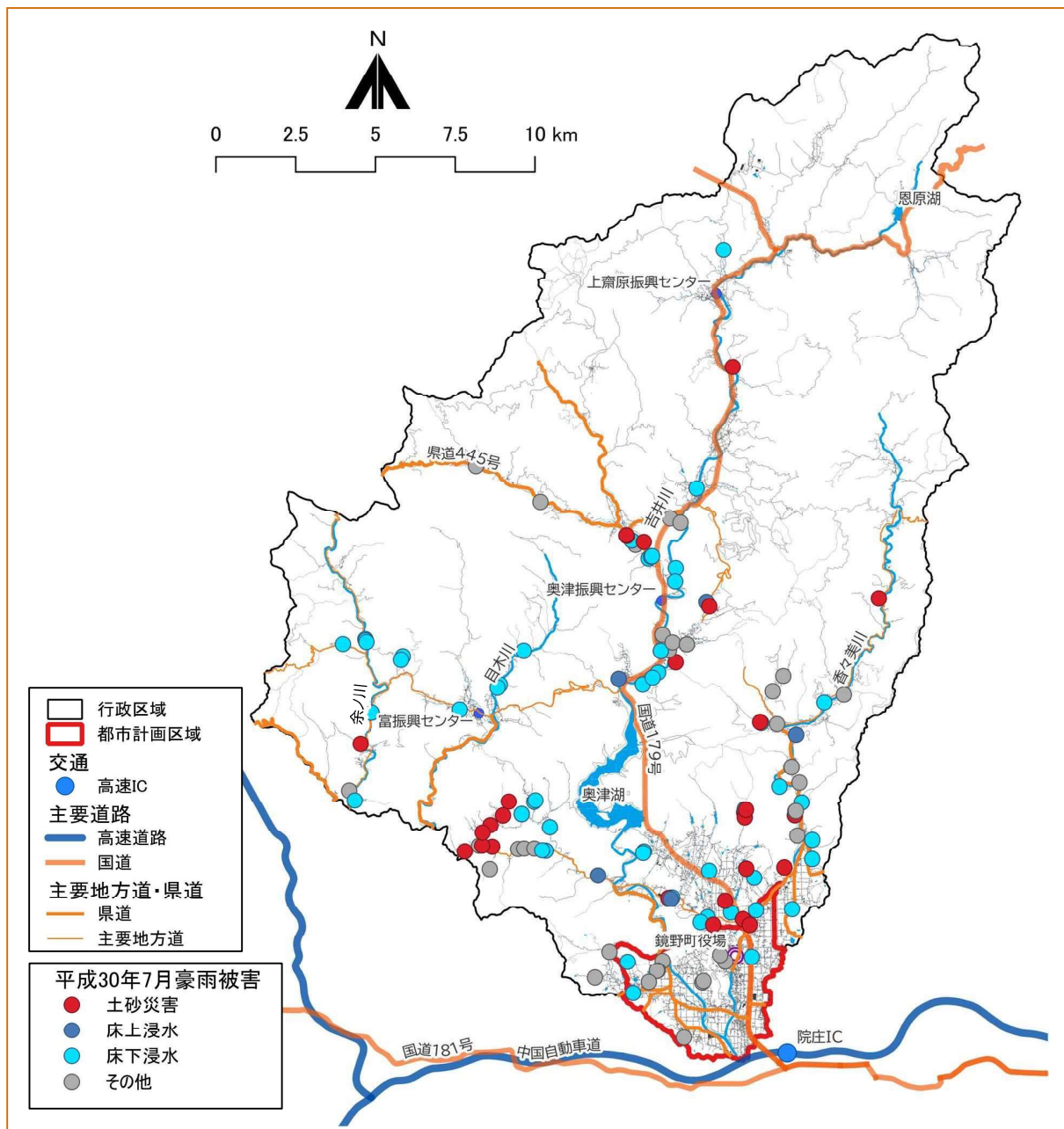
177

(15) 過去の浸水実績×道路網・建物分布(平成 30 年 7 月豪雨被害)

○平成 30 年 7 月に発生した豪雨による被害が都市計画区域内外で多数発生しています。

- ・災害の被害が発生した付近には、多数の建物が立地しています。
- ・都市計画区域で床上浸水・床下浸水やその他の被害が多数発生しています。
- ・都市計画区域の円宗寺付近で土砂災害が発生しています。
- ・都市計画区域外の吉井川、香々美川、目木川や余ノ川等の沿川で被害が発生しています。
- ・都市計画区域外では土砂災害、床上・床下浸水、その他の被害が主に谷筋で発生しています。

◆ 過去の浸水実績(平成 30 年 7 月豪雨被害)と道路網・建物分布の重ね図(行政区域)



資料:鏡野町資料

◆ 過去の浸水実績(平成 30 年 7 月豪雨被害)と道路網・建物分布の重ね図(都市計画区域)



資料:鏡野町資料

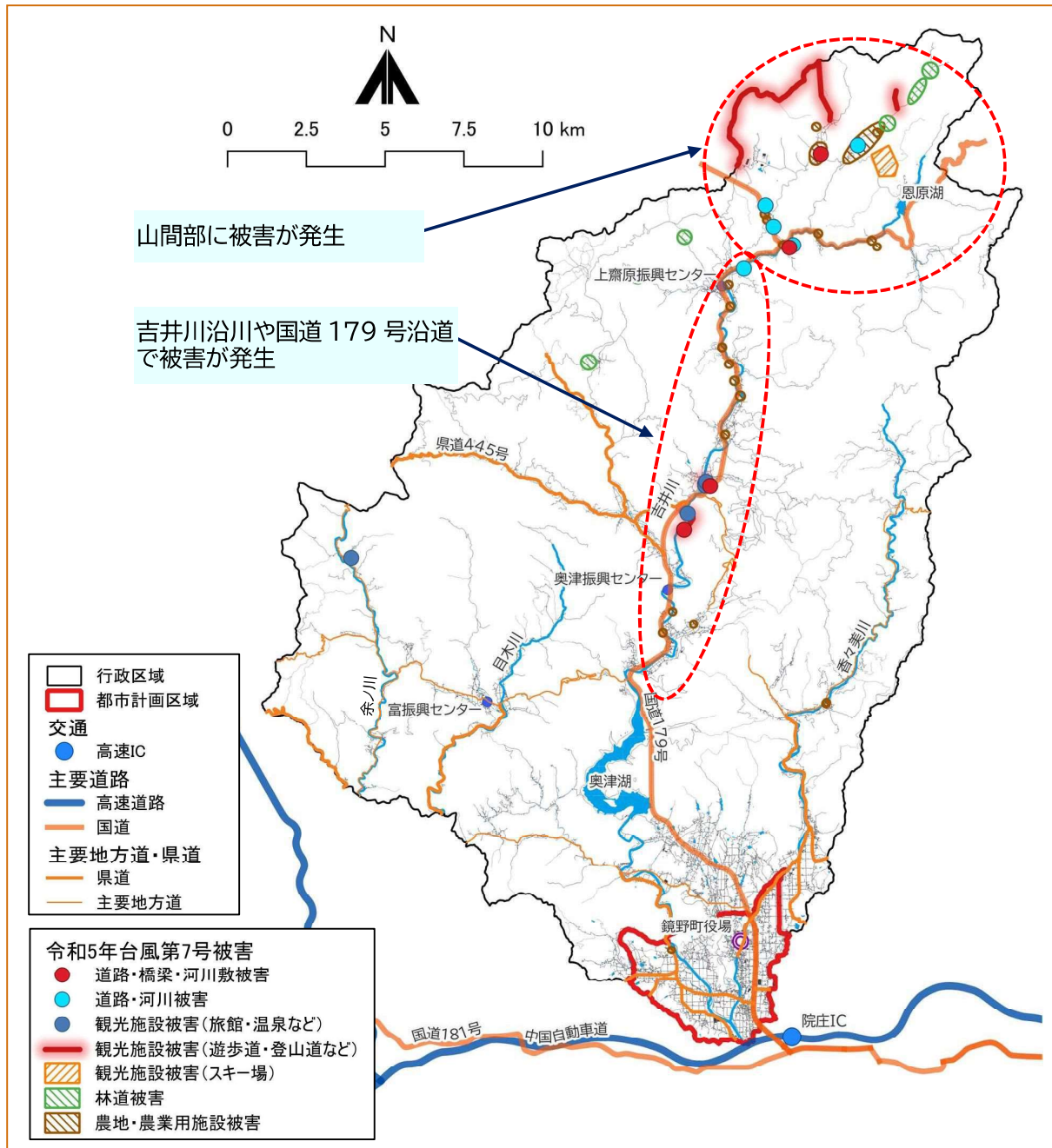
(16) 過去の浸水実績×道路網・建物分布(令和 5 年台風第 7 号被害)

○令和 5 年に発生した台風第 7 号による被害が都市計画区域内外で発生しています。

・都市計画区域外では、国道 179 号沿道、吉井川沿川や山間部で、道路、橋梁、河川、観光施設等の被害が多数発生しています。

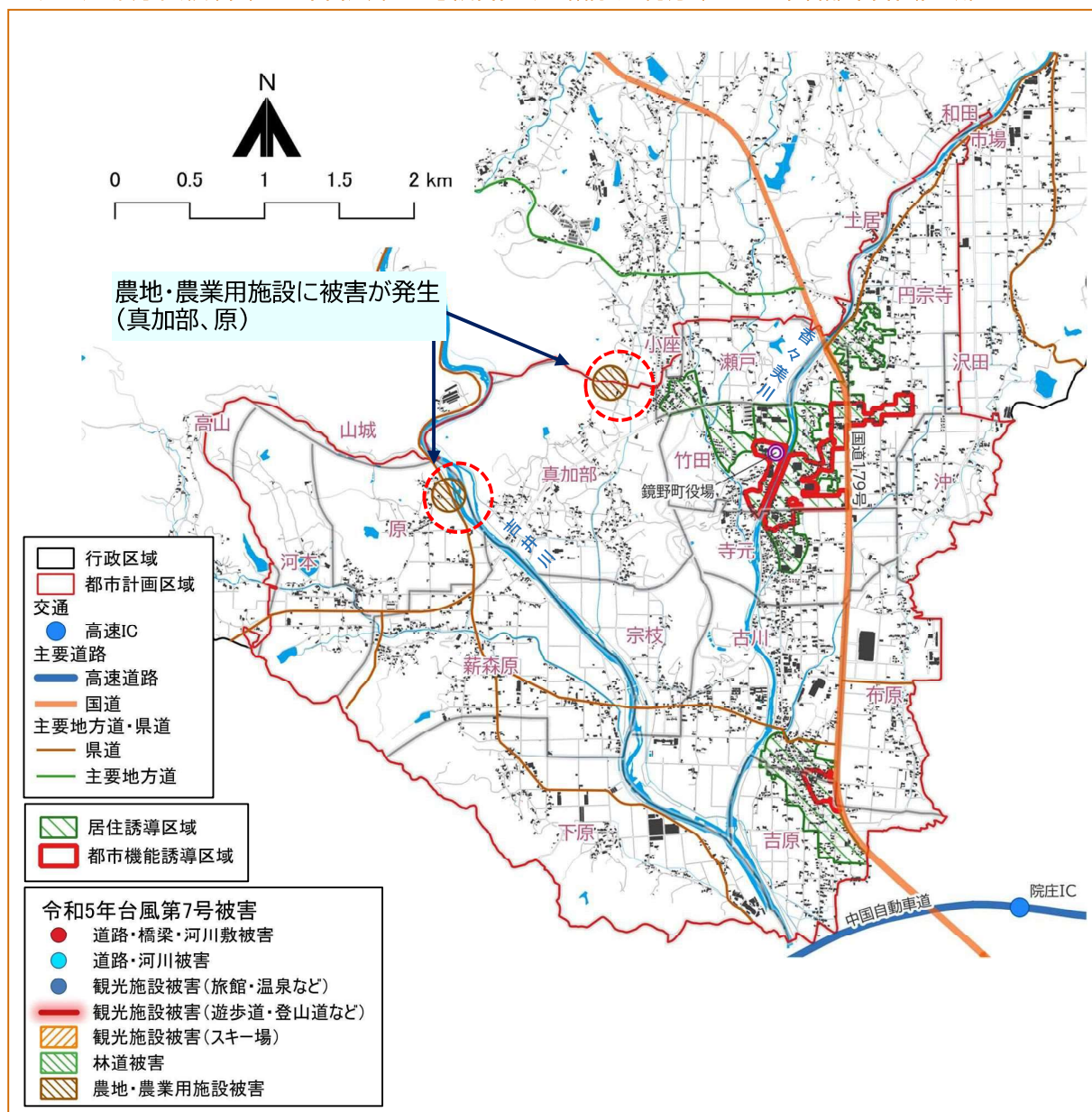
・都市計画区域の真加部や原で、農地・農業用施設に被害が発生しています。

◆ 過去の浸水実績(令和 5 年台風第 7 号被害)と道路網・建物分布の重ね図(行政区域)



資料:鏡野町資料

◆ 過去の浸水実績(令和 5 年台風第 7 号被害)と道路網・建物分布の重ね図(都市計画区域)



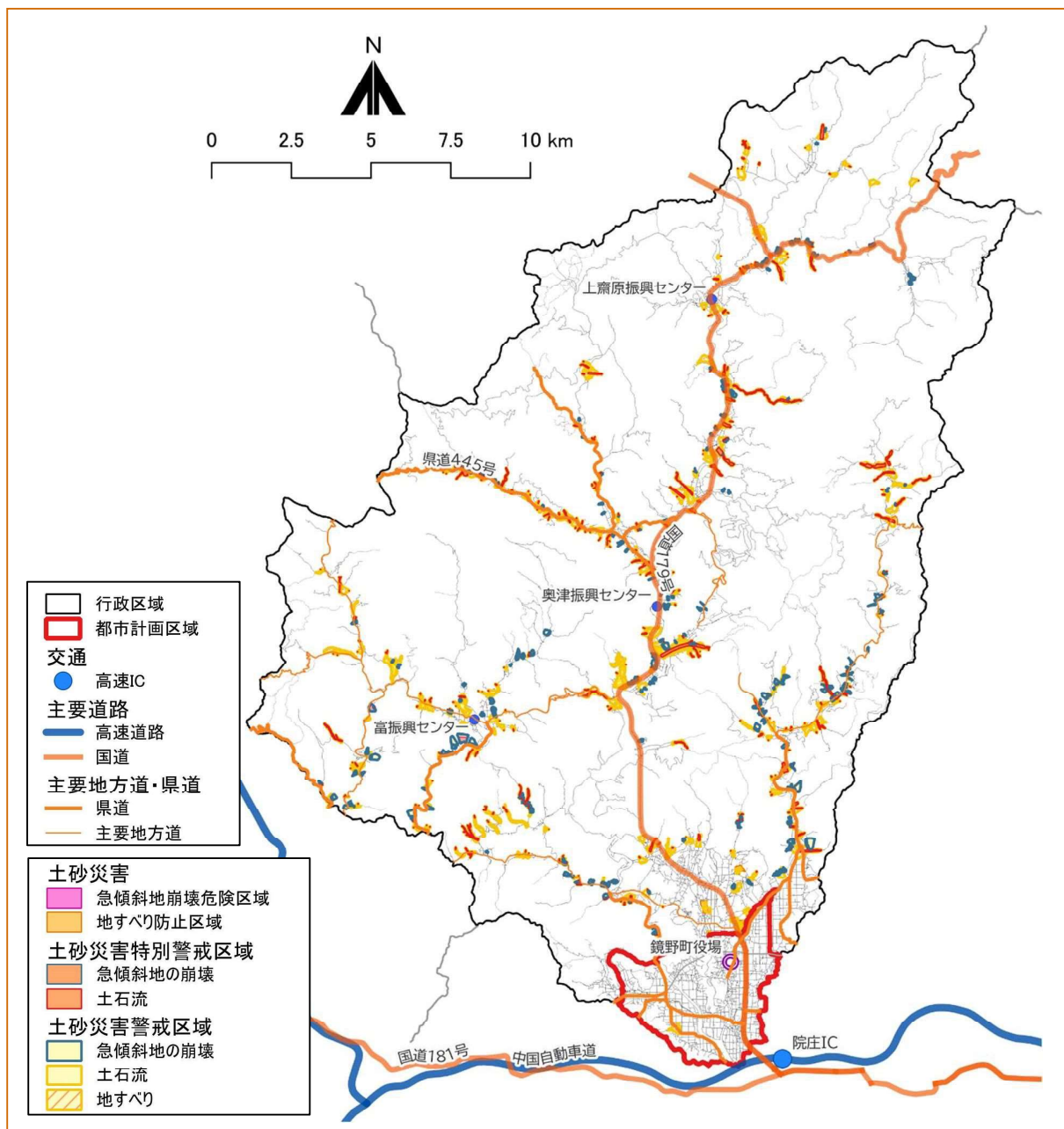
資料:鏡野町資料

(17) 地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害(特別)警戒区域×道路網

○土砂が発生した場合危険のおそれにある区域が都市計画区域外に多数存在しています。

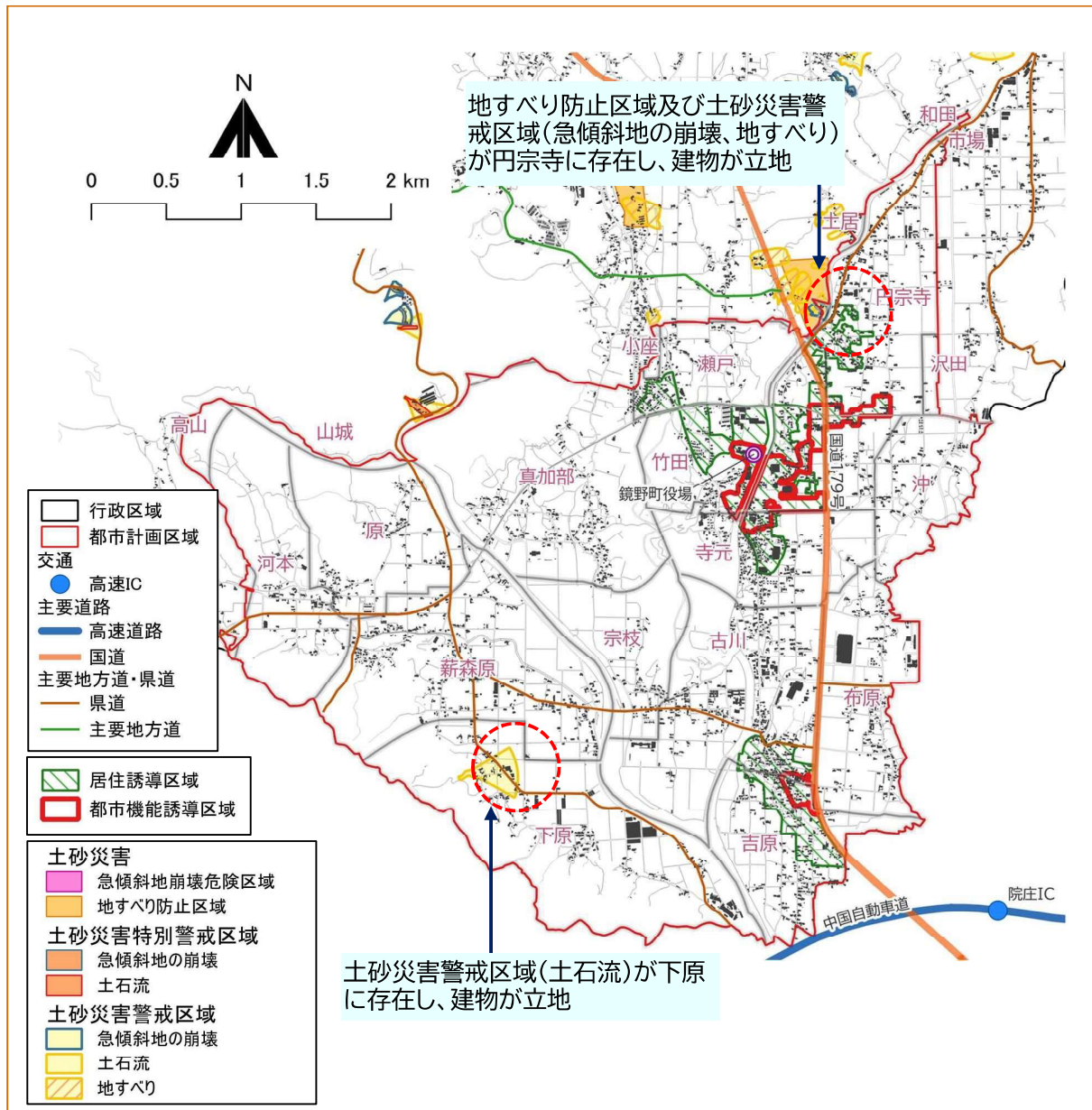
- ・都市計画区域の下原付近に、土砂災害警戒区域(土石流)が存在しています。
- ・都市計画区域の円宗寺付近に、地すべり防止区域及び土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊、地すべり)が存在しています。
- ・都市計画区域には地すべり防止区域(レッドゾーン)が存在します。
- ・都市計画区域外の山間部や国道 179 号沿道に地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊、地すべり)が点在しています。

◆ 地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害(特別)警戒区域と道路網の重ね図(行政区画)



資料:国土数値情報(令和 4 年)

◆ 地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害(特別)警戒区域と建物分布・道路網の重ね図
(都市計画区域)

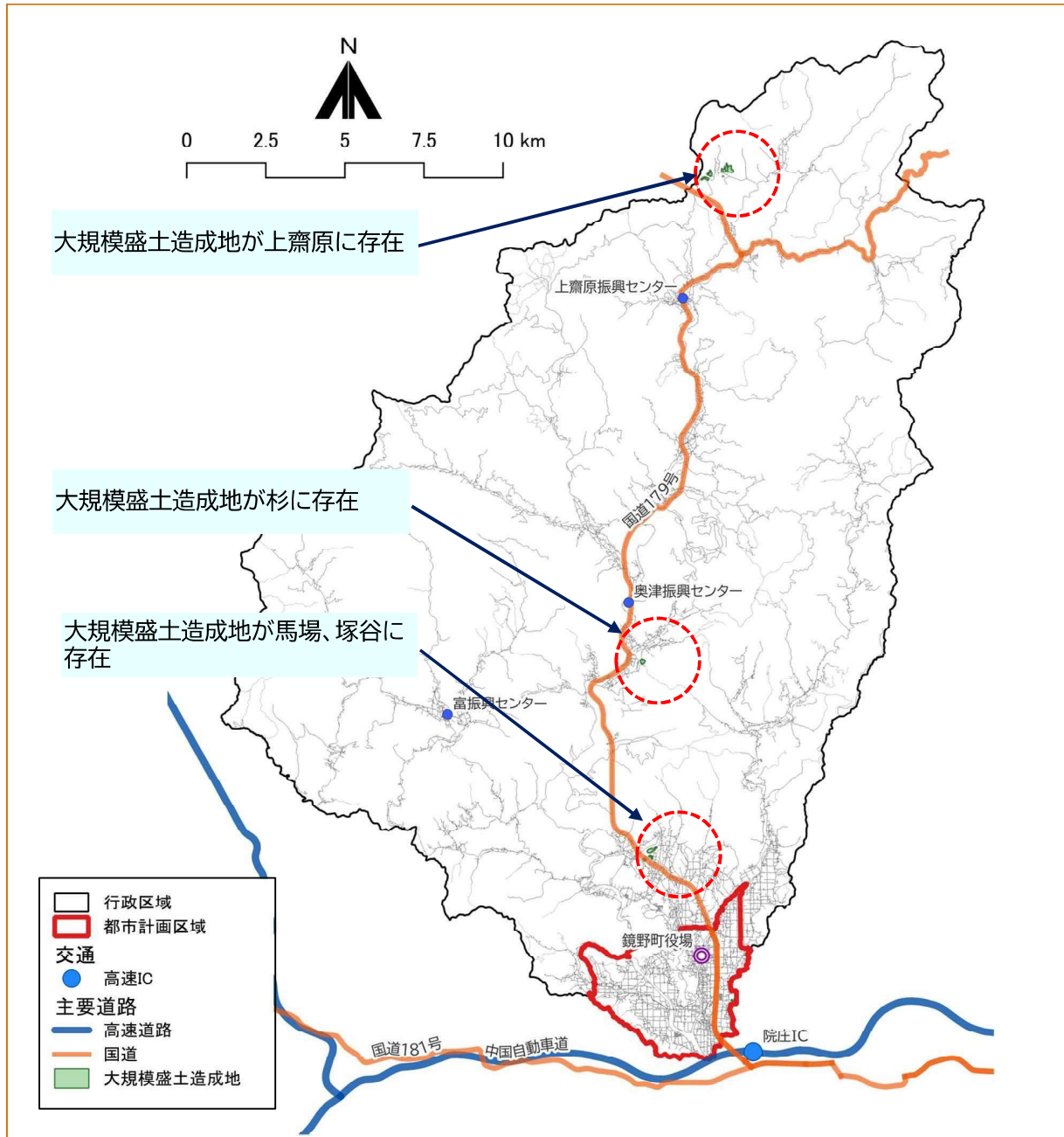


資料:国土数値情報(令和4年)

(18) 大規模盛土造成地×建物分布

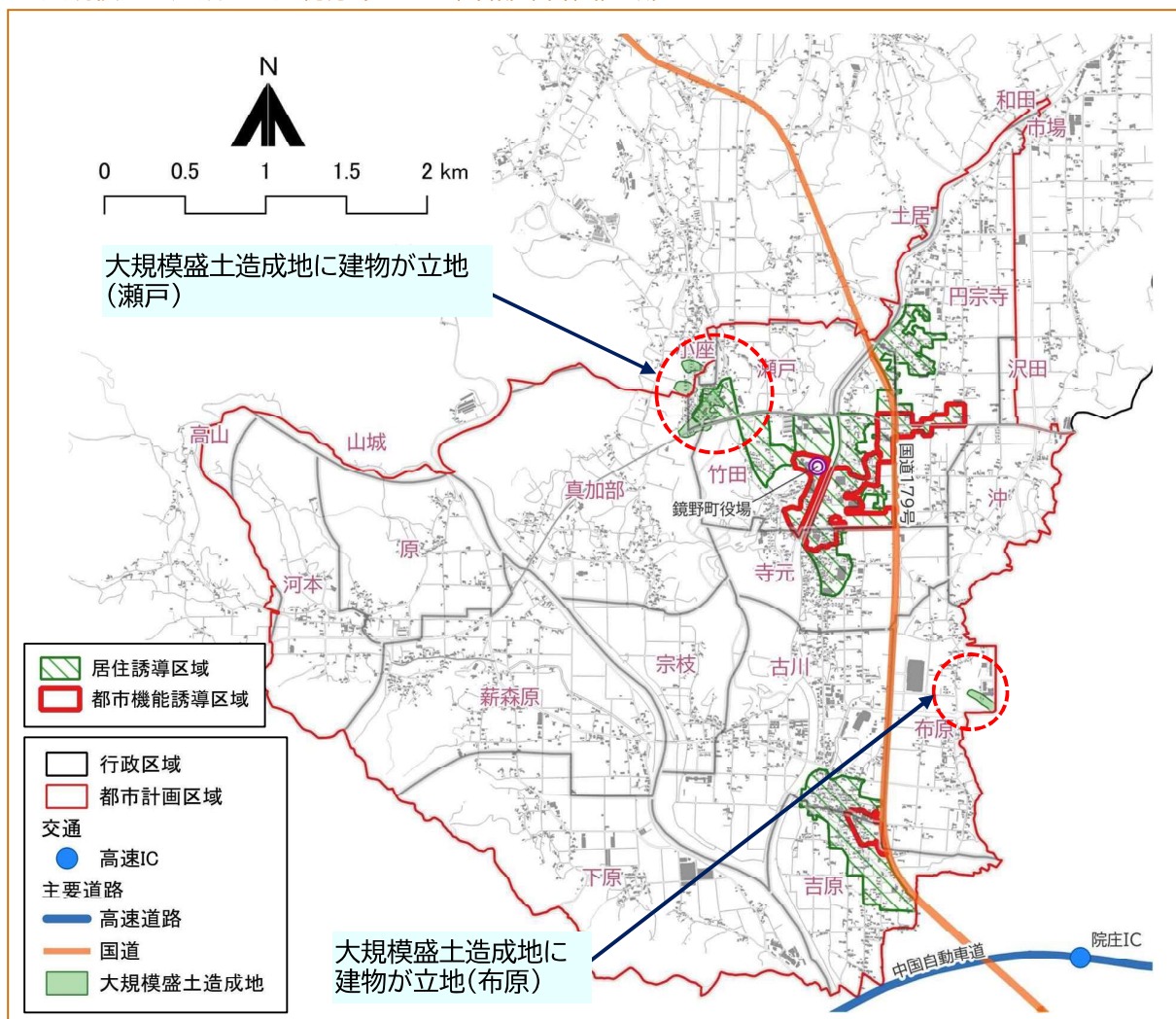
- 大規模盛土造成地が都市計画区域の瀬戸、布原に存在しており、建物が立地しています。
- 都市計画区域外では、馬場、塚谷、杉、上齋原に存在しています。
- 本町では第2次スクリーニング計画が令和4年度に完了しています。(未着手)

◆ 大規模盛土造成地と建物分布の重ね図(行政区)



資料:国土数値情報(令和5年)

◆ 大規模盛土造成地と建物分布の重ね図(都市計画区域)

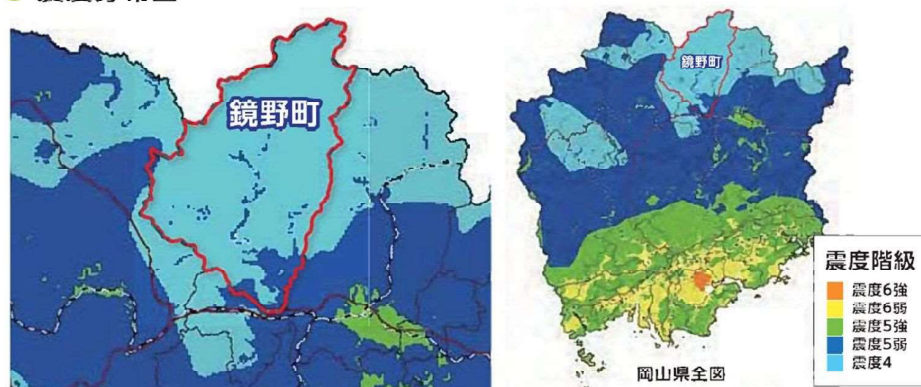


資料:国土数値情報(令和5年)

◆ 液状化・想定最大震度

- ・南海トラフ地震における本町の想定最大震度は、山間部の谷部や河川合流部等の河川低平地で震度5弱が想定されています。
- ・液状化危険度は低い($0 < PL \leq 5$)ものの、河道付近や盛土造成地は注意が必要です。

● 震度分布図



資料:鏡野町防災ハザードマップ(令和4年3月)

8-4 防災上の課題の整理

前項までのリスク分析を踏まえ、防災・減災のまちづくりに向けた課題を整理します。

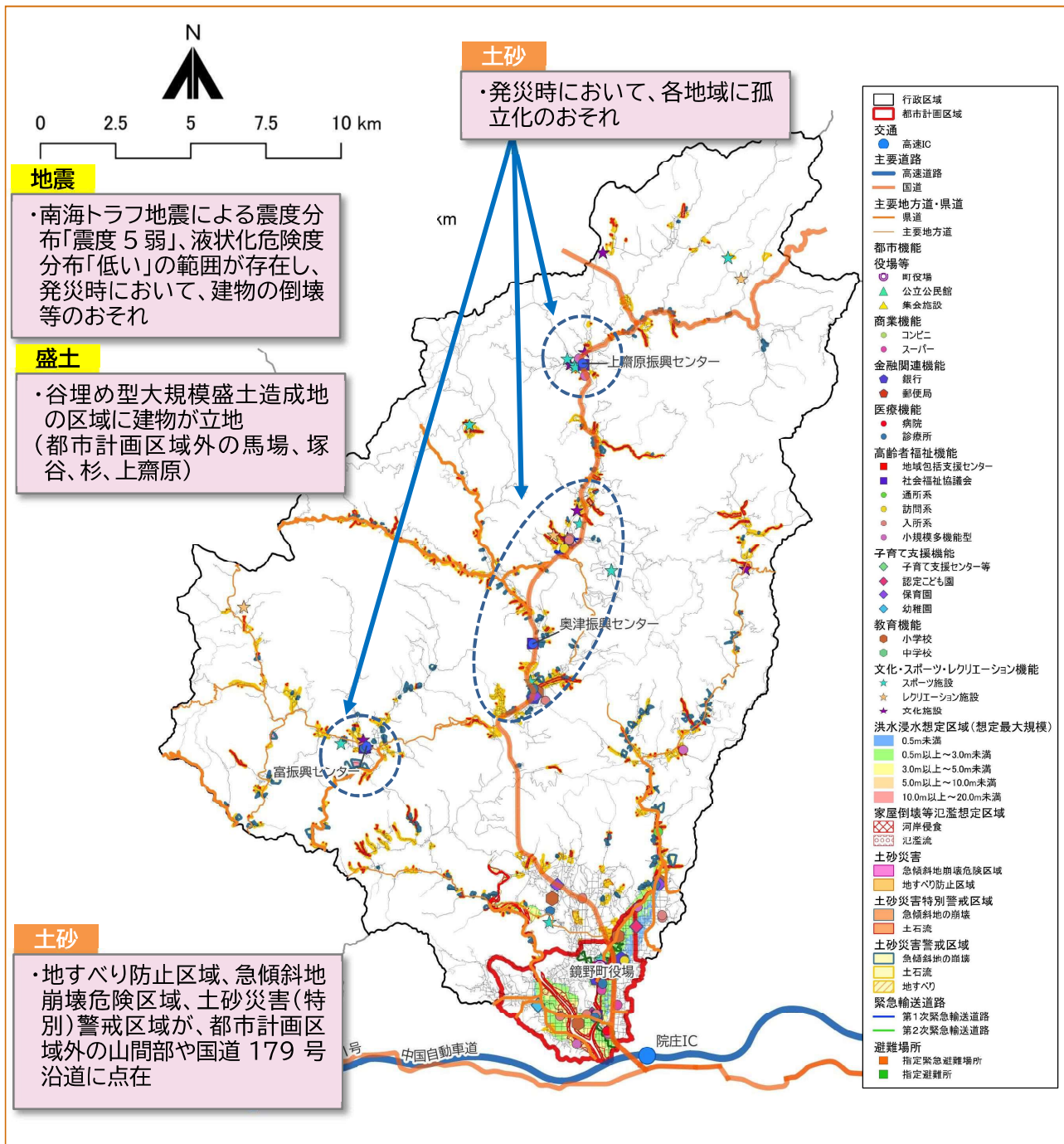
◆ 防災上の課題

分類	防災上の課題
土砂	【町全域での土砂災害特別警戒区域等の指定】 本町の地形特性により、都市計画区域外の山間部等で急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域が多く指定されています。 また、町全域で土砂災害警戒区域が指定されています。 そのため、居住地や各種施設の立地誘導によるリスクの回避や、ハード対策や避難体制の充実等によるリスクの低減が求められます。
洪水	【香々美川による浸水想定】 国道 179 号の通過する円宗寺地区では、香々美川の洪水浸水想定区域が広範囲に想定されています。 各種施設や公共交通の機能低下が懸念されるため、流域治水の体制強化や避難体制の充実等によるリスクの低減が求められます。 家屋倒壊等氾濫想定区域として、香々美川沿川では氾濫流、河岸侵食が想定されているため、そのリスクへの回避・低減が求められます。 【吉井川による浸水想定】 都市計画区域西側を流れる吉井川に洪水浸水想定区域が想定されています。 洪水浸水想定区域には、各種施設や公共交通の機能低下が懸念されるため、河川改修や避難体制の充実等によるリスクの低減が求められます。 家屋倒壊等氾濫想定区域として、吉井川沿川では氾濫流、河岸侵食が想定されているため、そのリスクへの回避・低減が求められます。
盛土	【大規模盛土造成地】 都市計画区域内の瀬戸、布原や、都市計画区域外の馬場、塚谷、杉、上齋原の谷埋め型大規模盛土造成地の区域に、建物が立地しています。 第2次スクリーニング計画が令和 4 年度に完了しています。今後は、必要に応じて安全性の把握状況や、対策工事等によるリスクの低減が求められます。

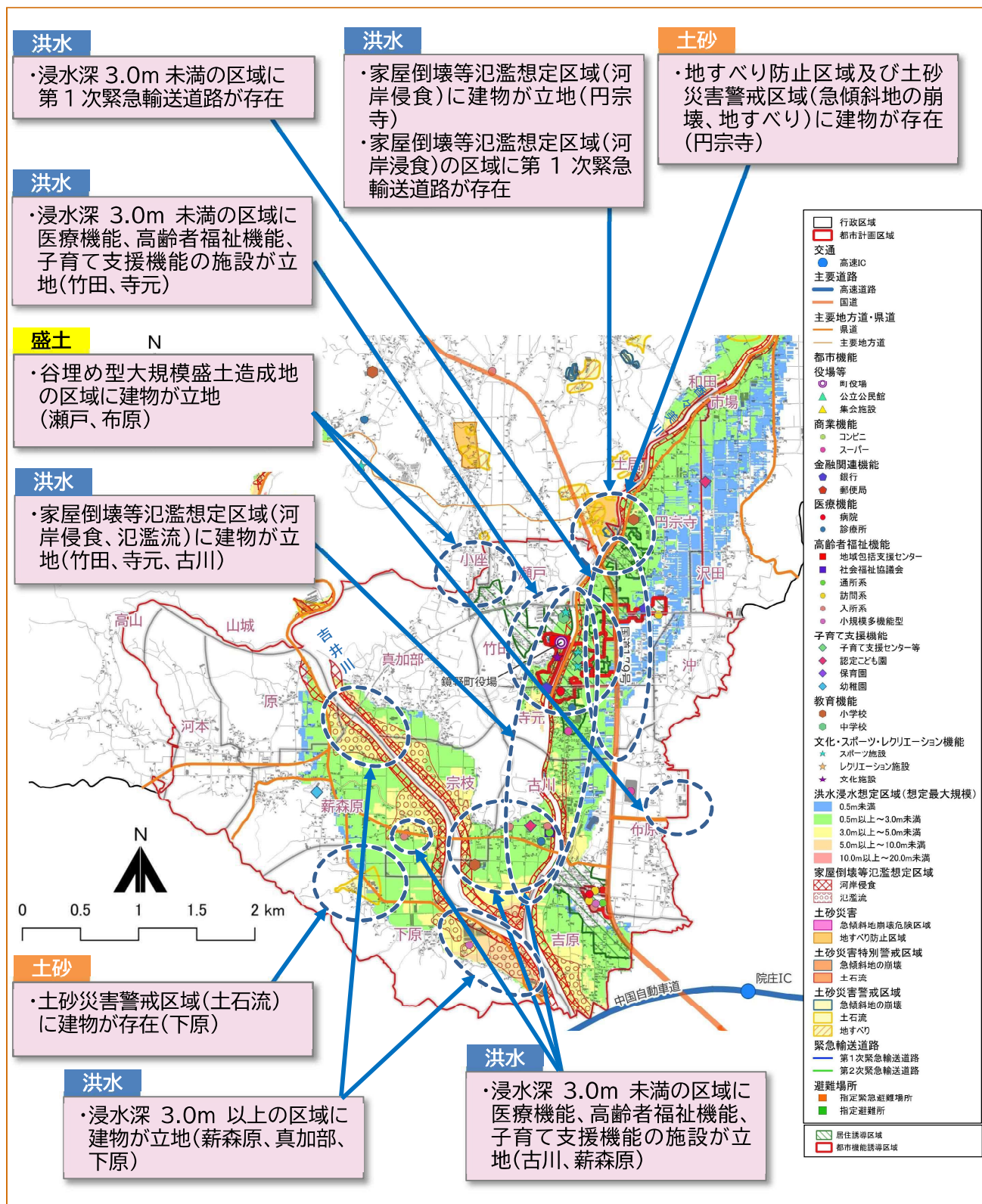
8-4-1 災害リスク分析と課題の整理

災害リスク分析と課題の整理を以下に示します。

◆ 災害リスク分析と課題の整理(行政区域)



◆ 災害リスク分析と課題の整理(都市計画区域)



8-5 防災まちづくりの将来像・取組方針の検討

8-5-1 防災まちづくりの将来像と対応方針

防災指針は、「居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるもの」(第13版 都市計画運用指針 令和7年3月国土交通省)となります。

防災・減災対策を実施していくための本町の防災まちづくりの将来像は鏡野町第3次総合計画、かがみの創生総合戦略における将来像を実現する7つの柱の政策5「安心して暮らせるまちづくり」に基づくこととします。また、鏡野町地域防災計画(令和4年4月)に示される基本理念の「町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資する(抜粋)」を踏まえ、「生命を守るまちづくり」を防災にかかわる方針として位置づけ、防災に係る各種計画との整合を図り、取組を進めていくこととします。

検討にあたっては先の分析結果を踏まえ、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくこととします。

立地適正化計画における将来都市像

これからの鏡野町キャッチフレーズ(鏡野町合併20周年記念)

花ひらき 未来へ駆ける 鏡野町

—誰もが いきいきと住み続けることのできる 鏡野の郷—
「暮らしのまち ころのふるさと鏡野」の実現

防災上の対応方針

【防災に関わる方針】

生命を守るまちづくり

災害リスクの低いまちづくり▶▶▶減災、安全・安心の取組を進めます

○災害に強いまちづくり

災害リスクの低減(減災)

:地震、台風、洪水や土砂災害等の災害リスクに対して、安全な居住環境を形成します。

災害リスクの回避(軽減)

:災害の危険性の高い居住地の抑制、安全な居住地への人口集積を促進し、被害を最小限に軽減します。

8-6 取組方針と具体的な取組

8-6-1 災害リスクに対する取組方針

災害に強いまちづくりを実現するため、ハード、ソフト両面から災害リスクの回避、低減に必要な具体的な取組について記載し、災害リスクの低いまちづくりのための対策を進めます。

防災指針と連動する施策を以下に示します。

◆ 災害ハザードエリアの対応

分類	項目	具体的な取組
共通（水災害、土砂災害、地震・盛土）	安全・安心に暮らせる環境の確保	○自然的な土地利用によるまちの安全性を総合的に向上 ・水資源の保全、森林が持つ国土保全機能の向上、治山・治水・砂防の防災対策等
	道路交通基盤の整備	○道路網のリダンダンシー強化(多重化)を推進 ○緊急輸送道路や代替路による道路網の整備を推進 ○補助道路等による災害に強い交通体系の確保 ○災害時における道路啓開のための体制の確保 ○安全性や利便性の向上を目的とした道路改良事業の推進 ○地域間を連絡する幹線道路の整備の推進 ○生活道路の線形不良・幅員狭小区間の改良 ○橋梁の修繕計画を推進
	都市施設の整備促進	○都市的な土地利用による都市の防災機能の向上 ・道路・公園(鏡野ふれあい運動公園)・下水道等の都市施設の整備を推進 ・災害時の機能維持を図るために、上層階に災害備蓄倉庫や非常用発電機を設置するなどの安全対策を講じ、一時的に周辺の居住者を受け入れることの出来る鏡野病院の建替え
	停電防止及び早期復旧	○災害時における道路啓開のための体制を関係者と連携しながら確保
	エネルギー供給施設の被害予防及び早期復旧	○災害発生時のエネルギー供給機能の確保 ・電気、ガス、石油等のエネルギー供給事業者に対し、関連施設の耐震化や系統の多重化 ・被災時の早期復旧に必要な資材、人員の確保、復旧用車両の通行ルート確保に係る道路管理者との連携等 ・計画的に耐災害性の向上を要請
	物資の備蓄・調達等	○食料・水、その他の生活必需品の個人備蓄や、災害時に孤立する可能性がある集落等での自主防災組織等による備蓄を促進
	情報通信基盤の確保	○防災通信基盤の耐災害性の向上
	建設業界との連携	○「大規模災害時における緊急対策支援業務に関する協定」の協力会社との連携の強化
	支え支えられる地域連携の推進	○地域防災力の充実強化 ・防災訓練の共同実施や防災に関するイベント・講座の開催 ・共助の中心的役割を果たす自主防災組織や自治会等への支援 ・地域における防災・減災意識の向上を促進 ・地域内の要配慮者の把握を進め、避難支援体制の整備 ・自主防災組織の結成及び活性化の推進

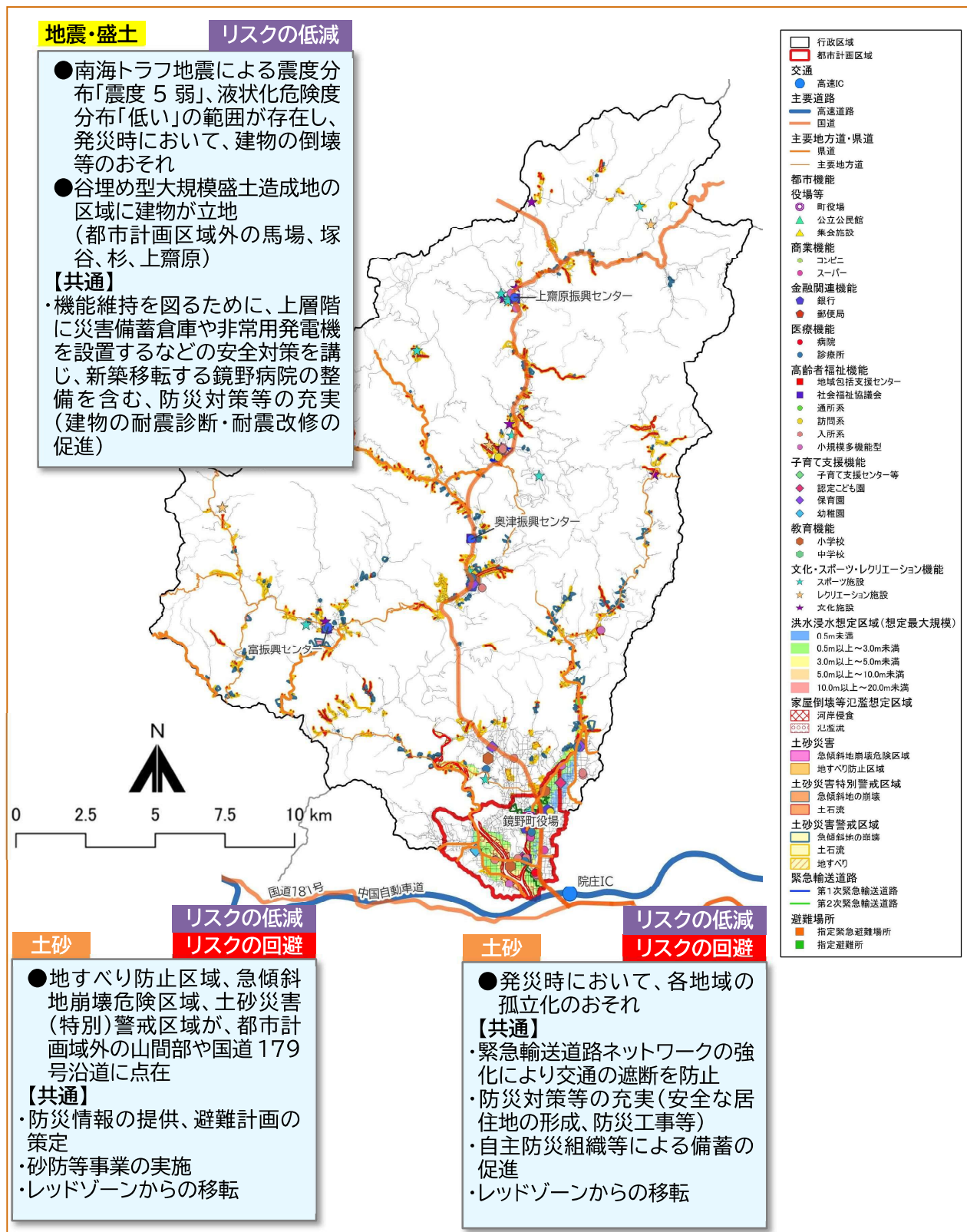
分類	項目	具体的な取組
共通（水災害、土砂災害、地震・盛土）	災害応急体制の確保	○災害時に備えた対策の推進 ・災害発生時における避難所の機能向上 ・必要となる資機材の整備や食料品等の備蓄等の計画的な推進 ・感染症対策の実施 ・福祉避難所の充実 ・震災廃棄物処理の実施 ・防災倉庫整備（鏡野町役場敷地内（歴史資料館跡地））（災害に強いまちづくりとして推進※令和6年度に事業完了） ・BCP（業務継続計画）の実施
		○防災情報の提供 ・水害・土砂災害に対する意識高揚のため、ハザードマップの随時更新と周知 ・災害発生時の迅速かつ適切な情報提供
		○災害時に高齢者や障がい者等、自ら避難が困難な方の避難計画の推進 ・個別避難計画の策定を社会福祉協議会への委託、策定支援 ・要配慮者利用施設における災害発生時に備えた避難確保計画の作成
		○「自分の命は自分で守る」を重視した取組 ・非常時等持出品袋配布事業
		○地域防災計画の検討 ・土砂災害による被害の発生が予想される医療機関、社会福祉施設、学校等の所在地や防災情報の伝達等に関する事項の検討 ・医療機関や福祉施設での具体的な避難・受入方法等の手順を示すマニュアル整備の促進 ・学校における防災教育、避難訓練の実施を通じ、児童・生徒の防災意識を高め、災害時の適切な避難行動を確保
		○避難・受入方法等の手順を示すマニュアル整備 ・土砂災害や浸水による被害の発生が予想される地域にある医療機関や社会福祉施設等での具体的な避難・受入方法等の手順を整備 ○災害時の避難誘導体制の確保
		○防災訓練や避難訓練の実施
	パトロール体制の強化等	○大規模災害時における治安の悪化を防止するため、パトロール体制等を強化 ・被災地の実情に即した効果的な部隊運用を行うため、警察と連携した合同訓練や各種会合等を通じて関係機関（防災ボランティア等）との広域的な連携体制の確保
	自主防災組織の育成等	○自主防災組織の育成及び消防団の活性化
	情報伝達体制	○災害時の情報伝達体制の充実
	防災に関する情報の収集・伝達等の迅速化	○地域、県、防災関係機関相互間における情報連絡網を整備 ○要配慮者にも配慮した多様な手段の整備 ○岡山県総合防災情報システムの有効活用 ○医療機関相互の連絡連携体制についての計画の作成促進
	普及啓発・自主防災活動の活性化	○自主防災組織の組織化を推進
	災害ボランティア活動の推進	○関係機関が協力して災害ボランティア活動を支援
	避難体制の強化	○避難計画・避難場所・避難路の確保

分類	項目	具体的な取組
水災害	河川改修事業等の実施	○流域治水の推進 ・流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策としての「流域治水」の取組を推進
	内水氾濫対策	○農業水利施設の排水機能を確保 ・町が管理する排水路の適切な維持管理
	ため池のハザードマップ作成	○防災重点農業用ため池のハザードマップを作成済み
	水防活動	○水防体制の充実・強化 ・水防団(消防団)と水防協力団体(自治会・ボランティア団体等)が連携した水防訓練の実施や地域の実情に合わせた水防活動により、水防体制の充実・強化 ○河川管理者と連携した情報収集設備の整備 ・河川の水位や画像情報等、情報収集のための設備整備を推進 ○水害タイムライン(事前防災行動計画)の考え方を取り入れた防災業務の推進 ○各種災害用装備資機材の整備充実 ○災害用装備資機材活用訓練や災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練等を実施し、体制強化
	建物の防災機能の確保	○筋交い、基礎等による建物の強化
土砂災害	土砂災害に安全な居住地の形成	○土砂災害防止法第 26 条による移転勧告の活用 ○鏡野町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 ○鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業補助金
	砂防等事業の実施	○緊急度・危険度の高い箇所から地域と連携し整備 ・要配慮者施設等のある箇所、過去の土砂災害発生箇所等、緊急度・危険度の高い箇所から地域と連携し整備
地震・盛土	庁舎、施設の耐災害性向上	○「鏡野町公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画の策定
	住宅・建築物の耐震化等	○耐震化支援を充実 ・町営住宅について、戦略的な維持管理、建替計画を検討 ・住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化 ○空き家対策総合支援事業等を推進 ・鏡野町空家等対策計画に基づき空き家情報登録制度、空き家改修工事業、空き家片付け推進事業等を推進 ・特定空家等の認定、空家等の適正管理の指導啓発、老朽空家等の除却
	水道施設の耐震化	○水道施設の計画的な耐震化の促進
	下水道施設の耐震化等	○長寿命化計画に基づく長寿命化対策の実施

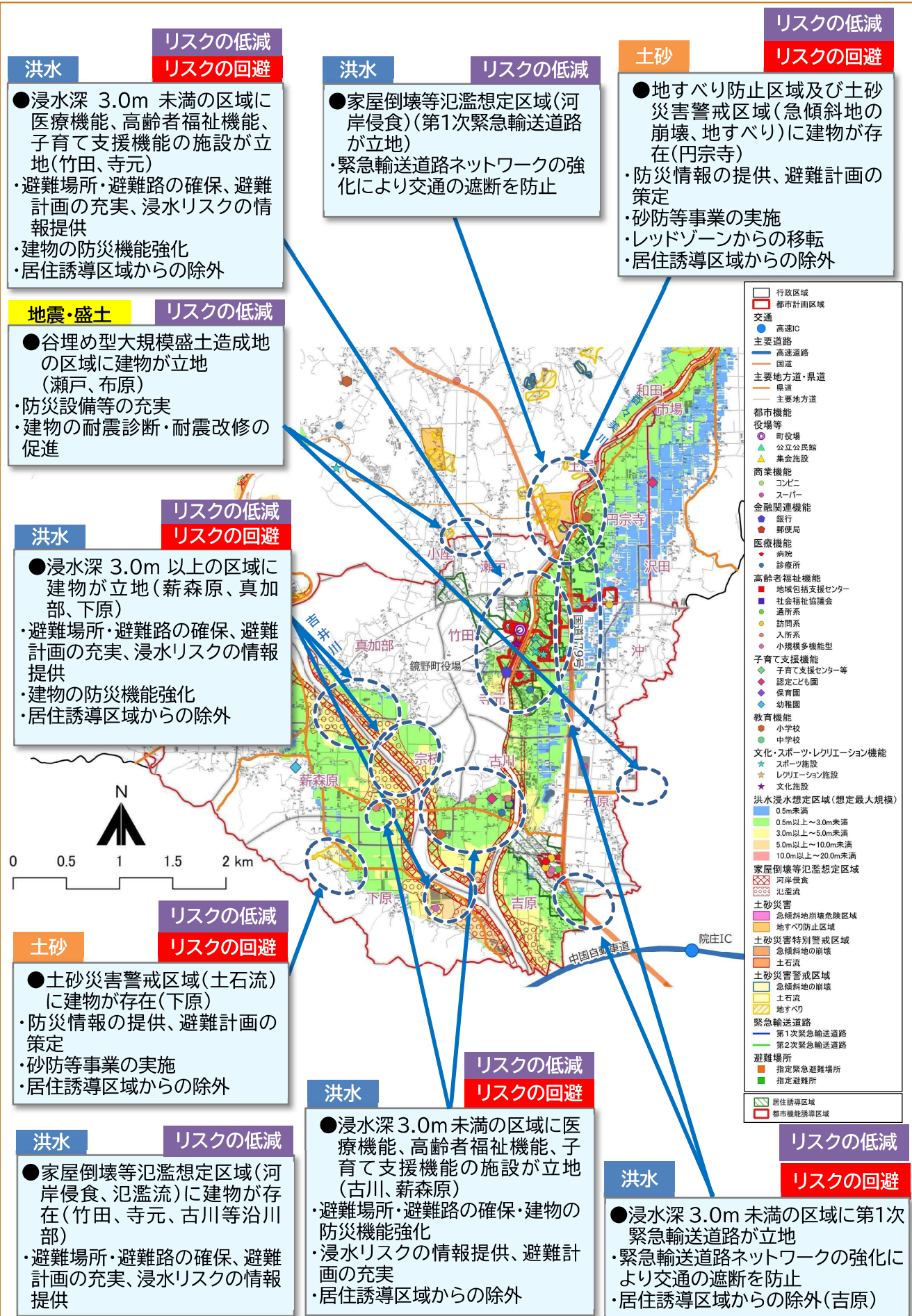
8-6-2 取組方針と具体的な取組

災害リスク分析と課題に対応した即地的な取組方針を以下に示します。

◆ 取組方針と具体的な取組(行政区域)



◆ 取組方針と具体的な取組(都市計画区域)



8-7 取組スケジュール

先に示す上位関連計画における災害への取組及び即知的な取組等に基づくスケジュールを以下のとおり設定します。

◆ 取組スケジュール

分類	施策	実施主体					実施時期		
		国	県	町	住民	事業者	短期 5年	中期 10年	長期 20年
共通(水災害、土砂災害、地震・盛土)	安全・安心に暮らせる環境の確保 (水資源の保全、森林が持つ国土保全機能の向上、治山・治水・砂防の防災対策等)								
	道路交通基盤の整備、緊急輸送道路の確保 (道路網のリダンダンシー強化(多重化)を推進、緊急輸送道路や代替路による道路網の整備を推進、補助道路等による災害に強い交通体系の確保等)								
	都市施設の整備促進 (病院・道路・公園(鏡野ふれあい運動公園)・下水道等の都市施設の整備を推進)								
	停電防止及び早期復旧 (災害時における道路啓開のための体制を関係者と連携しながら確保)								
	エネルギー供給施設の被害予防及び早期復旧 (災害発生時のエネルギー供給機能の確保)								
	物資の備蓄・調達等 (生活必需品の個人備蓄や、集落等での自主防災組織等による備蓄を促進)								
	情報通信基盤の確保 (防災通信基盤の耐災害性の向上)								
	建設業界との連携 (「大規模災害時における緊急対策支援業務に関する協定」の協力会社との連携の強化)								
	支え支えられる地域連携の推進 (地域防災力の充実強化)								
	災害応急体制の確保 (災害時に備えた対策の推進、防災情報の提供、自ら避難が困難な方の避難計画の推進、町地域防災計画の検討、災害時の避難誘導体制の確保、防災訓練や避難訓練の実施等)								
	要支援者対応等 (避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成)								
	パトロール体制の強化等 (警察と連携した合同訓練や各種会合等を通じて関係機関(防災ボランティア等)との広域的な連携体制の確保等)								
	自主防災組織の育成等 (自主防災組織の育成及び消防団の活性化)								
	情報伝達体制 (災害時の情報伝達体制の充実)								

分類	施策	実施主体					実施時期		
		国	県	町	住民	事業者	短期 5年	中期 10年	長期 20年
共通(水災害・土砂災害・地震盛土)	防災に関する情報の収集・伝達等の迅速化 (地域、県、防災関係機関相互間における情報連絡網を整備、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備等)								
	普及啓発・自主防災活動の活性化 (自主防災組織の組織化を推進)								
	災害ボランティア活動の推進 (関係機関が協力して災害ボランティア活動を支援)								
	避難体制の強化 (避難計画・避難場所・避難路の確保)								
水災害	河川改修事業等の実施 (流域全体で水災害対策としての「流域治水」の取組を推進)								
	内水氾濫対策 (農業水利施設の排水機能を確保)								
	ため池のハザードマップ作成								
	水防活動 (水防体制の充実・強化、河川管理者と連携した情報収集設備の整備、水害タイムライン(事前防災行動計画)の考え方を取り入れた防災業務の推進、各種災害用装備資機材の整備充実等)								
	建物の防災機能の確保(筋交い、基礎等)								
土砂災害	土砂災害に安全な居住地の形成 (土砂災害防止法第26条による移転勧告の活用、鏡野町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金、鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業補助金)								
	砂防等事業の実施 (緊急度・危険度の高い箇所から地域と連携し整備)								
地震・盛土	庁舎、施設の耐災害性向上 (「鏡野町公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画の策定)								
	住宅・建築物の耐震化等 (耐震化支援の充実、空き家対策総合支援事業等の推進)								
	水道施設の耐震化 (水道施設の計画的な耐震化の促進)								
	下水道施設の耐震化等 (長寿命化計画に基づく長寿命化対策の実施)								

第9章 届出・勧告制度

9-1 居住誘導区域における届出・勧告制度

居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するため、居住誘導区域外で行われる一定規模以上の建築行為又は開発行為には、都市再生特別措置法第 88 条に基づき、着手する 30 日前までに本町への届出が義務付けられています。

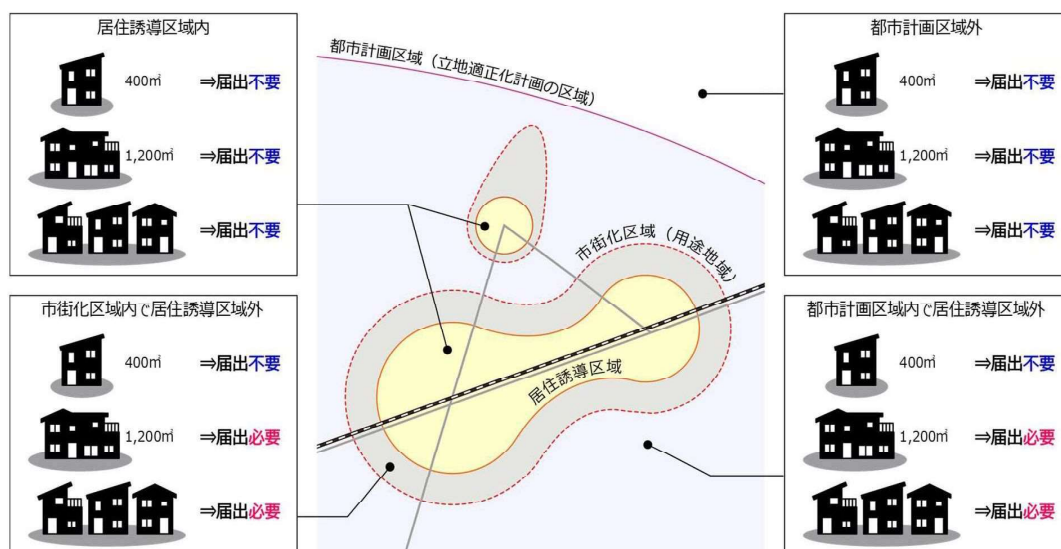
なお、居住誘導区域外での開発が居住誘導区域内の住宅等の立地誘導を図る上で支障があると認められるときは、協議・調整の上、勧告等の必要な措置を行うことがあります。

居住誘導区域外における届出・勧告制度(都市再生特別措置法第 88 条)

- ・届出制は、居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するための制度
- ・居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、原則として町長への届出が義務付け
- ・開発行為等に着手する 30 日前までに届出が必要
- ・居住誘導区域内への居住の誘導に対し、何らかの支障が生じると判断した場合は協議・調整し、不調の場合は必要に応じて「勧告」

開発行為	建築行為等
①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m ² 以上のもの ③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為(例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等)	①3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ②人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合(例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等) ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合

届出の対象例



資料:立地適正化計画作成の手引き【基本編】(令和 7 年4月改定 国土交通省)

9-2 都市機能誘導区域における届出・勧告制度

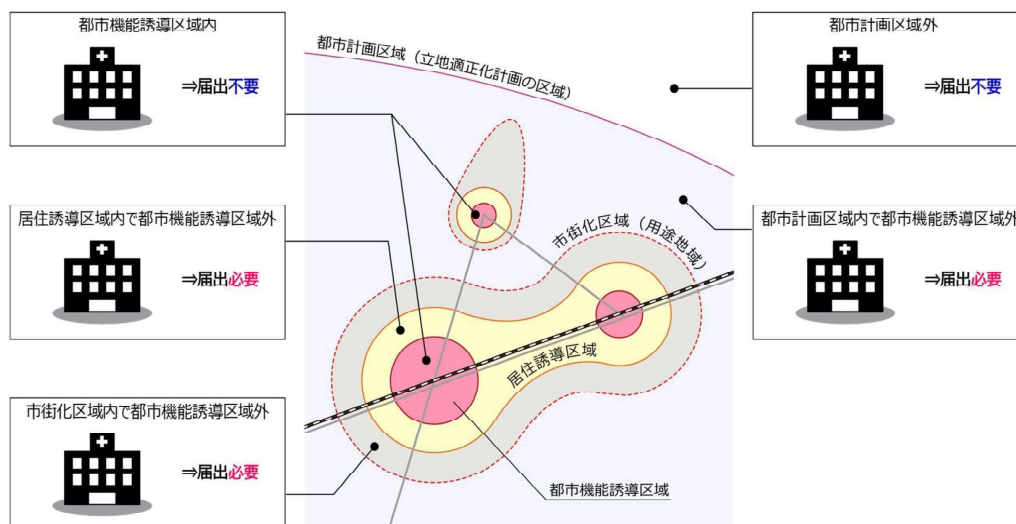
都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握するため、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の開発行為または建築等行為を行おうとする場合、着手する 30 日前までに届出が義務付けられます。なお、都市機能誘導区域外での開発が都市機能誘導区域内の誘導施設の立地誘導を図る上で支障があると認められるときは、協議・調整の上、勧告等の必要な措置を行うことがあります(都市再生特別措置法第 108 条)。

都市機能誘導区域外における届出・勧告制度(都市再生特別措置法第 108 条)

- ・届出制は、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するための制度
- ・都市機能誘導区域外の区域で、誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合には、原則として町長への届出が義務付け
- ・開発行為等に着手する 30 日前までに届出が必要
- ・届出内容どおりの開発行為等が行われた場合、何らかの支障が生じると判断した場合は協議・調整し、不調の場合は必要に応じて「勧告」

開発行為	建築行為等
○誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

届出の対象例(病院を誘導施設としている場合)



資料:立地適正化計画作成の手引き【基本編】(令和 7 年4月改定 国土交通省)

都市機能誘導区域内における休廃止に係る届出・勧告制度(都市再生特別措置法第 108 条の 2)

- ・休廃止に係る届出制は、本町が既存建物・設備の有効活用等機能維持に向けて手を打てる機会を確保するための制度
- ・都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、町長への届出が義務付け
- ・誘導施設を休止又は廃止しようとする日の 30 日前までに、届出を行うこと
- ・新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、休止又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認める場合は、必要に応じて「助言・勧告」

勧告基準の例

居住誘導区域	都市機能誘導区域	その他(勧告をしない場合)
○居住誘導区域内への立地誘導を図る上で支障があると認められる場合(開発規模、誘導区域からの距離等で判断) ○洪水・津波浸水想定区域内で、地下階に住宅を設ける建築行為等	○都市機能誘導区域内への誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認められる場合 (開発規模、誘導区域からの距離等で判断)	○誘導区域内の土地の取得について、あっせんができない

資料:立地適正化計画の手引き【基本編】(令和 7 年4月改訂 国土交通省都市局都市計画課)

第10章 評価指標・進化管理

10-1 施策の評価

立地適正化計画は、おおむね5年毎に施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努める必要があります。(都市再生特別措置法第84条)

立地適正化計画を客観的かつ定量的な分析、評価のもとでPDCAサイクルが適切に機能する計画とするため、目標及び目標達成により期待される効果を定量化します。

10-1-1 現状値、目標値

定量的な目標値は、コンパクトシティの施策効果を分かりやすく示す観点から、居住誘導区域や都市機能からの徒歩圏内の人口密度、公共交通の利用、行政コスト等に関する指標を設定することが有効とされています。

都市計画の将来像を踏まえて、定量的な目標値等を設定し、将来目標を評価します。

(1) 居住誘導に関する目標値等

「居住誘導の方針 定住する住みやすいまちづくりに向けた居住誘導」を目指します。このため、いつまでも住み続けられる持続可能な暮らしが確保されるよう、一定水準の人口規模が維持されることを目標とします。

以上を踏まえ、居住誘導に関する目標指標は、「居住誘導区域内における人口密度(人/ha)」とします。

◆ 居住誘導に関する目標指標と目標値

目標指標		現状値 令和2(2020)年	目標値 令和28(2046)年
生活利便性	居住誘導区域内における人口密度(人/ha)	16.8 人/ha	16.3 人/ha

※目標値：令和2(2020)年から令和22(2040)年(国立社会保障・人口問題研究所推計における最新データ)に基づき、おおむね20年間の誘導人数207人を勘案して算出します。さらに、令和22(2040)年以降は目標年の令和28年(2046年)まで人口密度を維持することとしています。

・令和22(2040)年の人口密度16.3人/ha=居住誘導区域内人口1,611人(=社人研パターン1の場合の区域内人口1,404人+実績から見たおおむね20年間の誘導人数207人)/居住誘導区域面積98.6haに基づき、令和22年以降は令和28年まで人口密度を維持することとして設定します。

資料：令和2年 国勢調査、令和22年 国立社会保障・人口問題研究所推計

(2) 都市機能誘導に関する目標値等

「都市機能の誘導方針 にぎやかで活気のあるまちづくりのための都市機能誘導」を目指します。このため、まちなかでの活動や交流により、町全体のにぎわいを牽引するような都市機能を誘導します。

以上を踏まえ、都市機能誘導に関する目標指標は「都市機能誘導区域に占める誘導施設割合(%)」とします。

◆ 都市機能誘導に関する目標指標と目標値

目標指標		現状値 令和2(2020)年	目標値 令和 28(2046)年
生活利便性	都市機能誘導区域に占める誘導施設割合(%)	72.7%	100.0%

※新たな機能の誘導を想定している施設を誘導することで3施設の増加を目指します。

現状=8/11=72.7% 目標=11/11=100.0%

※都市機能の徒歩圏における平均人口密度(人/ha)(=暮らしに必要な生活サービス機能(行政機能、商業機能、医療機能、金融関連機能)の徒歩圏 800m圏内の人口密度)は「(1) 居住誘導に関する目標値等(居住誘導区域内における人口密度(人/ha))」と同じとなるため、ここでは採用していない。

(3) 公共交通に関する目標値等

「公共交通の設定方針 拠点間やまちなかの回遊性の高いまちづくりのための交通ネットワークの形成」を目指します。このため、交通ネットワークの維持を図るため、バス路線(公共交通ネットワーク)沿線の人口密度の維持及び公共交通サービスの向上により、公共交通利用者の維持を図ることが必要です。

以上を踏まえ、交通ネットワーク形成に関する目標管理のための指標は、公共交通の持続と利便性の確保を評価可能な「公共交通機関の分担率(路線バス平日)(%)」とします。

◆ 公共交通に関する目標指標と目標値

目標指標		現状値 令和 6(2024)年	目標値 令和 28(2046)年
生活利便性	公共交通機関の分担率(路線バス平日)(%)	1.7%	1.7%程度

※居住地別端末含む交通手段別分担率(平日休日別)平日路線バス 1.7%(休日0.1%)(資料: 岡山県パーソントリップ調査報告書 追加・増補版(令和6年3月 岡山県))を施策により維持を目指します。

※施策: タクシー利用助成制度の創設、福祉バスを含め、路線バスの再編の検討、ダイヤ改編にあたって各路線バスとの乗り継ぎが可能となるよう設計等

※(参考)県平均: 平日 2.2%、休日 1.4%

(4) 防災に関する目標値等

「生命を守るまちづくり」により、災害リスクの低いまちづくりとして減災、生命を守る取組を進めます。このため、住宅等の建築や開発行為等の規制があるレッドゾーンについて、災害の危険性の高い居住地の抑制、安全な居住地への人口集積を促進し、被害を最小限に軽減します。

以上を踏まえ、防災に関する目標管理のための指標は、「防災上危険性が懸念される地域の建物のうちの建物戸数割合(建物用地内)の割合(%)」とします。

◆ 防災に関する目標指標と目標値

目標指標		現状値 令和 4(2022)年	目標値 令和 28(2046)年
安全・安心	防災上危険性が懸念される地域の建物のうちの建物戸数割合(建物用地内)の割合(%)	16.5%	11.1%

○現状値

- ・防災上危険性が懸念される地域の建物のうちの建物用地の割合(%)：16.5%(=240戸/1,458戸)
- ・レッドゾーンに立地する総建物数 1,458 戸(全町)
- ・レッドゾーンに立地する建物用地内の戸数 240 戸(全町)

○目標値

- ・防災上危険性が懸念される地域の建物のうちの建物用地の割合(%)：11.1%(={162 戸(=240 戸－78 戸)}/1,458 戸)
- ・レッドゾーンに立地する建物用地内の移転目標戸数 78 戸(全町)(=240 戸×32.5%)
- ・32.5%：住み替えたい場所(買い物等不自由なく日常生活がおくれるところ)(資料：鏡野町都市計画マスタープラン・立地適正化計画における町民アンケート調査(令和 5 年 12 月))

※建物用地とは：住宅地・市街地等で建物が密集しているところ(資料：国土数値情報：建物用地(住宅地・市街地等で建物が密集しているところとする。))

※施策：災害ハザードエリアからの移転に関する財政支援等(「安全なまちづくり」・「魅力的なまちづくり」の推進のための都市再生特別措置法等の改正について 国土交通省)

資料：・レッドゾーン(国土数値情報(令和4年))、建物(基盤地図情報(令和5年))

(5) 行政運営に関する目標値等

立地適正化計画は、居住や都市機能の誘導をととして、効率的な都市経営のための取組を行い、持続可能なまちづくりを進めることとなります。

本町は、鏡野町第3次総合計画、かがみの創生総合戦略において、「誰もが 安心してくらす 笑顔あふれるまち」を目指し、笑顔で健やかなまちづくりの推進を図っていきます。さらに、鏡野町過疎地域持続的発展市町村計画(社会経済的発展の方向の概要)においても、健康づくりの充実を目指しています。このため、住民が健康で住み続けられるまちとするため、人口減少による税収の減少と福祉にかかわる経費の増加の抑制が大切となります。

以上を踏まえ、行政運営に関する目標値は「歳出に対する扶助費の割合(%)」の抑制とします。

◆ 行政運営に関する目標指標と目標値

目標指標		現状値 令和5(2023)年	目標値 令和 28(2046)年
行政運営	歳出に対する扶助費 の割合(%)	6.9%	6.9%程度

※扶助費：児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対して支給する費用、各種サービスに必要な経費等を「健康になる暮らし、身近なレクリエーション空間の活用(健康づくりの推進(都市再生整備計画)等)」等の施策により、住民すべての健康寿命の延伸に向け、できる限り扶助費の現状維持を目指します。

※歳出：令和 5(2023)年(合計 127.5 億円、扶助費 8.8 億円)

資料：鏡野町資料(財政状況資料集(令和 3 年))

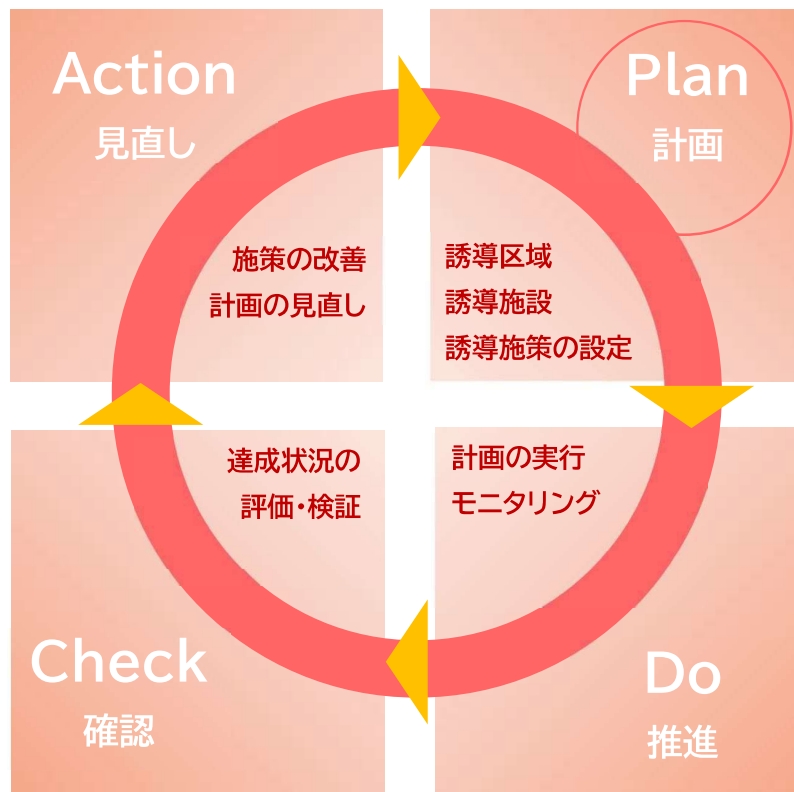
10-2 進行管理

おおむね5年毎に施策の実施状況について、調査、分析及び評価を行います。

あわせて届出制度の運用状況を把握し、将来像の実現に向けて、まちづくりの進行を検証します。

また、上位計画である鏡野町第3次総合計画、かがみの創生総合戦略の改定や、関連法令、都市計画運用指針等の改正、将来人口見通し等が大きく変化した場合には、必要に応じ計画の見直しを行います。

◆ 進行管理の仕組み(PDCA サイクルのイメージ)



第11章 策定経緯

11-1 策定経緯

【令和 5 年度】

日 付	内 容
10月26日	第 1 回「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」策定に向けた庁内作業部会（鏡野町立地適正化計画について、鏡野町都市計画マスタープランについて）
12 月7日～ 12月 28 日	鏡野町「まちづくり」に関するアンケート調査
2月29日	第 1 回 鏡野町都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会（都市計画マスタープラン及び立地適正化計画について、立地適正化計画における現況課題整理、アンケートの結果）

【令和 6 年度】

日 付	内 容
8月2日	第 2 回「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」策定に向けた庁内作業部会（都市計画マスタープランについて・地域拠点の範囲について、立地適正化計画における防災指針について）
9 月27 日	第 2 回 鏡野町都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会（都市計画マスタープランにおける全体構想について、立地適正化計画における居住誘導区域、防災指針について）
1月17日	第 3 回「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」策定に向けた庁内作業部会（立地適正化計画における居住誘導区域・誘導施設について、防災指針について）
2月4日	第 3 回 鏡野町都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会（将来像の検討、立地適正化計画における誘導区域、誘導施設、防災指針について）

【令和 7 年度】

日 付	内 容
5月 12 日	第 4 回 鏡野町都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会（将来像の検討、立地適正化計画における誘導区域、誘導施設、防災指針について）
6 月 28 日	鏡野町まちづくりワークショップ （ワークショップ 1: 地域ごとの「良いところ（現況）」「悪いところ（課題）」をみつける ワークショップ 2: 「課題解決に向けた取組」として何が必要なのか、どのようなまちを目指すのかを考える）
8月4日	第 4 回「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」策定に向けた庁内作業部会（将来像、立地適正化計画における誘導区域、誘導施設の確認、防災指針について）
9月 1 日	第 5 回 鏡野町都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会（都市計画マスタープランにおける地域別構想について）

日 付	内 容
12 月 22 日	第 6 回 鏡野町都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会 (立地適正化計画(案)、都市計画マスタープラン(案)について)
1 月 20 日～ 2 月 18 日	鏡野町立地適正化計画(案)に関するパブリックコメント
3 月 5 日	第 1 回鏡野町都市計画審議会
3 月 31 日	鏡野町立地適正化計画 公表

11-2 検討体制

【鏡野町都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会委員】

氏 名	所属団体・役職等	備 考
◎ 上山 肇	法政大学 デザイン工学部 都市環境デザイン工学科、 法政大学大学院 地域創造インスティテュート 教授	学識経験者
津々 清美	学校法人 美作学園 児童学科 准教授	学識経験者
後藤 功	中鉄北部バス株式会社 所長	公共交通関係者
○ 野井 隆博	鏡野観光有限会社 代表取締役	公共交通関係者
岸 儀之	晴れの国岡山農業協同組合 鏡野支店 支店長	金融、農業関係者
難波 庄司	一般社団法人 鏡野観光局 事務局長	観光関係者
寒竹 一郎	鏡野町国民健康保険病院 院長	医療関係者
小林 由美子	鏡野町社会福祉協議会 事務局次長	福祉関係者
細川 一枝	公募委員	一般公募
笹井 晃子	公募委員	一般公募

※◎は会長、○は副会長

※所属・役職等は委員委嘱当時のもの

■ 用語集

abc

GX

Green Transformationの略。化石エネルギー中心の産業構造・社会構造を自然エネルギー中心へ転換すること。

ICT

Information and Communication Technologyの略称。

情報(Information)や通信(Communication)に関する技術の総称。

SDGs

「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略称。

あ

インバウンド

「インバウンド」(inbound)とは、外から入ってくる旅行、一般的に訪日外国人旅行を指す。

インフラ

インフラストラクチャーの略称。

⇒「都市基盤」参照

液状化

地震の振動により地盤が液状の性質を示し、地表構造物の沈み込み等が発生する現象。埋立地等で発生しやすい。

エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組。

か

開発許可

市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を担保し、良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を目的とした制度。良質な宅地水準を確保するための技術基準と、市街化調整区域では許可できる開発行為の類型を限定する立地基準からなる。市街化区域においては1,000㎡以上、市街化調整区域においては全ての開発行為について原則として許可を要することとなっている。

官民連携

従来、公共が独占してきた公共事業、サービスの提供を、民間の参画によってより良いものにしようという考え方。

急傾斜地崩壊危険区域

崩壊するおそれのある急傾斜地(傾斜度が30度以上の土地)で、その崩壊により一定規模以上の人家、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのある土地及びこれに隣接する土地のうち、一定の行為を制限する必要がある土地の区域を都道府県知事が指定した区域のこと。急傾斜地法第3条に基づき指定される。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

緊急輸送道路

阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速道路、一般国道及びこれらを連絡する県道と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路。

重要度に応じて3種類に分類されている。

区域区分

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域(計画的に市街化を図るべき区域)と市街化調整区域(市街化を抑制する区域)とに区分する都市計画法に基づく制度。

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能

(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。

健幸

世界保健機関(WHO)が発表した「Well-being」という概念のことである。健幸とは、健康と幸福を一体の概念として捉えるものであり、生活の質(QOL)の向上を目的とする。

「健幸社会への処方箋『Smart Wellness City』(久野譜也・吉澤裕世、筑波大学等)において、「健幸社会」という語を用い、「健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むことのできるまちづくり」を提唱しており、都市政策・まちづくりの文脈で「健幸」がキーワードになっている。

減災

被害の発生を完全に防ぐことが出来ないため、いざ災害が発生した場合には、発生し得る被害を最小限に食い止めるための施策や取組。

公共施設等総合管理計画

厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことを目的とした計画。

公的不動産(PRE)

Public Real Estateの略称であり、国や地方公共団体が保有する不動産のこと。

交通結節点

駅前広場(鉄道とバス・自動車・自転車等)や駐車場(自動車と自転車・徒歩等)等複数あるいは異なる交通手段の接続が行われる場所。

コミュニティ

一般的に地域共同体又は地域共同社会。

行政の分野では、都市化の進展に伴う伝統的な地域共同体の消滅により発生した様々な問題を解決するために、新しい形の地域社会の形成を志向する際に使用。都市計画の分野では、主として、住民相互の協力と連帯による地域のまちづくり事業や身近な生活環境施設の整備事業等において使われる。

コンパクト・プラス・ネットワーク

今後は急速な人口減少が見込まれる。拡散した市街地のままで人口が減少し居住が低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービス(都市機能)は密度の経済性が発揮されにくくなり、将来的にそれらサービスの提供が困難になりかねない状況にある。

人口が減少する中でも、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導しつつ、その周辺や公共交通の沿線に居住を誘導し、生活サービスへのアクセスを確保しながら一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティの持続性が高まると考えられる。また、高齢者が急増する都市においては、在宅医療・介護も含めた地域包括ケアの考え方を踏まえ、既存ストックを活用しながら医療・福祉を住まいの身近に配置し、高齢化に対応した都市づ

くりを推進することが必要と考えられる。

このような背景から、生活サービス機能や居住の誘導と公共交通ネットワークの形成を連携して取り組む「コンパクト・プラス・ネットワーク」という考え方が生まれた。

さ

自主防災組織

地域の初期消火活動や救護活動、避難場所への安全な移動等、地域の防災活動を担う組織のこと。自治会や町内会等を主体に結成されている。

自然再興(ネイチャーポジティブ)

「自然再興(ネイチャーポジティブ)」とは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。環境省が事務局を務める2030生物多様性枠組実現日本会議(J-GBF)は、ネイチャーポジティブの実現に向けた第一歩として、「ネイチャーポジティブ宣言」を表明してもらうよう呼びかけている。

持続可能なまちづくり

持続可能なまちづくり(あるいは発展、開発)は、将来の世代の要求を満たしつつ、現代の世代の要求も満足させる概念。

環境と開発を互いに反するものではなく共存し得るものとして捉え、環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるという考え。

集約型都市構造

都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市のこと。

少子・高齢化

〔少子化〕

こどもの出生率・出生数が激減している現象をいう。

〔高齢化〕

全人口に高齢者(65歳以上)の占める割合を「高齢化率」というが、この割合が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えている社会を「超高齢社会」と国連で規定している。

ストック

蓄え、資産のこと。社会資本整備の分野では、道路や港湾、上下水道、公園等の社会資本が整備された量や、施設そのものを示す場合もある。「住宅ストック」という意味では、ある時点までにその地域に蓄積されている既存住宅のこと。

生活圏

地域に暮らす人々が生活機能を共有し、生活の土台としている圏域であり、地域の資源や特色を活かした将来の姿を共有すべき圏域。

生活道路

日照や通風の確保等の良好な環境の保持や、消防車や救急車等の緊急車両の通行、火災の延焼を防ぐ役割等を果たす生活に密着した道路。

生産年齢人口

生産活動の中核をなす15歳から64歳の人口。

た

大規模盛土造成地

盛土造成地のうち、①谷埋め型で盛土の面積が3,000㎡以上のもの、②腹付け型で盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上のもののこと。

脱炭素社会

低炭素社会の実現に向けて設定された目標は、地球温暖化を止めるためには不十分であったため、二酸化炭素の排出量を減らすだけでなく、実質的に

ゼロの状態をめざすとして掲げられた考え方。

地域防災計画

災害対策基本法に基づき、災害発生時の応急対策や復旧等災害にかかわる事務・業務に関して総合的に定めた計画。

低未利用地

都市の中心部等の土地の有効利用を図るべき地域に残されている単独では利用することが著しく非効率な虫食い土地や企業の撤退等に伴う跡地等の土地。

都市機能

本計画では主に、生活圏域の中心部に立地するような、商業・業務・文化・レクリエーション・行政窓口施設等の各種サービスを提供する機能を備えた施設を指す。

都市機能増進施設(誘導施設)

医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

都市機能誘導区域

医療・福祉・商業施設等の都市機能を誘導し集約することで、各種サービスの効率的な提供を図る区域。

都市基盤

道路、鉄道、河川、上下水道、公園、河川、その他の公共施設等、都市の骨格を形成する根幹的な都市施設のこと。

都市計画区域

都市計画法やその他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。市町村の中心の市街地を含み、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量等を勘案し

て一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域が指定される。

都市計画区域マスタープラン

正式には「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画法第6条の2)。

一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、県が一市町村を超える広域的見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるもの。

都市計画マスタープラン

正式には、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(都市計画法第18条の2)という。

市町村が、都市計画区域内の各市町村の区域を対象として、より地域に密着した都市計画に関する事項を主とする市町村の都市計画に関する基本的な方針。

都市施設

道路・公園・下水等、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設。

都市計画法では、道路・公園・上下水道・廃棄物処理施設・河川・学校・病院等を都市施設としており、都市計画に必要なものとして計画決定されたものは、「都市計画施設」と定義。

都市的土地利用

住宅・商業施設・工場・事務所用地や道路等、人工的な諸施設が整備された土地利用の状況。

都市のスポンジ化

人口減少等の急速な進行に伴い、空き家・空き地が時間的・空間的にランダムに発生する現象。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が

発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害防止法に基づき都道府県知事が指定する。特定の開発行為に対する許可制や建築物の構造規制等が行われる。

な

内水氾濫

堤防から水が溢れなくても、河川へ排水する川や下水路の排水能力の不足等が原因で、降った雨を排水処理できなくて引き起こされる氾濫。

南海トラフ地震

南海トラフ沿いを震源として発生すると予測されている海溝型地震。西日本を中心に甚大な被害を及ぼすと予測されている。

ニューノーマル

ウィズコロナの新しい生活様式のこと。

農業振興地域、農用地区域

農業振興地域は、「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」に基づき、今後相当期間にわたり総合的に農業振興を図るべき地域として都道府県知事が指定する区域。

農用地区域は、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域。

は

ハザードエリア

危険、危険の要因。本計画では、自然災害の潜在的危険性のある区域を指す。

バリアフリー

障害者や高齢者等が円滑に生活できるように、

建築物等の障壁を取り除くこと。移動平面の段差の解消や音声案内、点字表示の設置等を行う。

扶助費

社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障がい者等に対して行っている様々な支援に要する経費。

防災

災害時に被害を出さないことを目指す総合的な取組を「防災」と呼ぶ。

ま

メッシュ

網の目といった意味を持ち、100mメッシュであれば100m×100mの四角のこと。

や

優良建築物等整備事業

様々な形で行われる民間の建築活動の適切な誘導により、市街地環境の向上と良質な市街地住宅の確保を推進するため国や地方公共団体が必要な助成を行う制度。市街地再開発事業と異なり、法律の手続きを必要としない任意の事業。

ユニバーサルデザイン

年齢や言葉の違い、身体的条件等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人にとって使いやすいものであるように製品や環境等をデザインすること。

もとのデザインを変更したり、特別な仕様を加えたりすることで今ある障壁を除去する「バリアフリー」から更に深く踏み込んだ考え方とされる。

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種。建築物の用途、建ぺい率、容積率を規制するもので、都市の計画的な土地利用を実現するため定められる地域地区の中でも最も根幹をなす制度。

ら

ライフスタイル

個人や集団の生き方。単なる生活様式を超えてその人の独自性を示す際に用いられる。

リダンダンシー

「冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質を示す。

立地適正化計画

都市再生特別措置法に基づき、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして、地方公共団体が策定する計画。市町村マスタープランの高度化版として位置づけられる。

■ 参考資料

参考資料(現実的に誘導可能な人口の検証)

合計誘導人数及び誘導人数(受け皿)の検証(本町の移住先)の根拠を示すと以下のとおりです。

また、これらを踏まえて、現実的に誘導可能な人口の検証を示すと以下のとおりです。

【計画期間内(20年)の誘導人数のまとめ】

○合計誘導人数=207人(20年)

【1】婚活イベントによる成婚者数の誘導5人

【2】雇用による誘導 75人

【3】移住者数の誘導 127人

※うち、小学校統合による誘導 31人を含む

○誘導人数(受け皿)の検証(本町の移住先)

【4】空き家の売買・賃貸成立件数及び新築件数による誘導人数の検証=335人/20年(現実的OK)

【5】町営住宅の空き部屋分の空き家への誘導想定 8人

(1) 施策による居住誘導区域への新規居住者の誘導

【1】婚活イベントによる成婚者数の誘導

○算定式
居住誘導区域への誘導人数
=a(マッチングイベントによる成婚数×ペア)×b(年平均)×c(住み変えたい場所)×計画期間
=(1組×2人)×(2組/5年)×32.5%×20年=5.2人≒5人

a(マッチングイベントによる成婚数)

項目	H29	H30	H31/R1	R2	R3
成婚数(成立時点)	1	0	0	0	1

■マッチングイベントの実績

累計参加者数(イベント):累計マッチング数 21組、成婚数 2組

H29.9.23 成立 H30.9 成婚(円宗寺×津山市)→円宗寺

R3.10.17 成立 R5.4.12 成婚(津山市×上齋原)→寺元

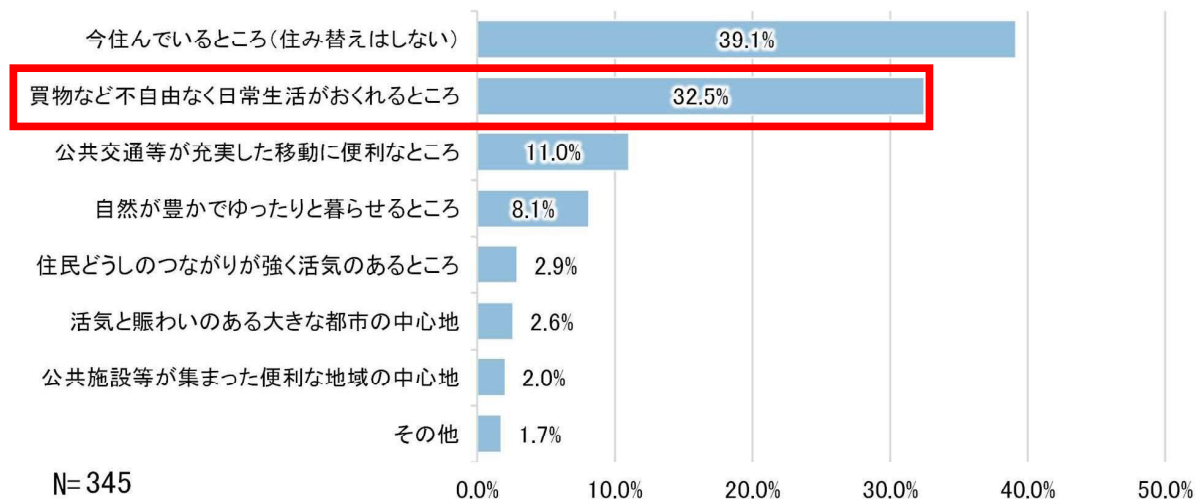
開催年度	イベント数	参加人数 (延べ)	開催年度	イベント数	参加人数 (延べ)
令和5年度	2	62	令和元年度	3	101
令和4年度	2	48	平成30年度	2	53
令和3年度	2	25	平成29年度	1	34
令和2年度	2	48	平成28年度	1	36

出典:町資料

c(住み変えたい場所)

■【問6】 住み替えたい場所

・買い物など不自由なく日常生活がおくれるところ→居住誘導区域 32.5%



出典:鏡野町都市計画マスタープラン・立地適正化計画における町民アンケート調査(R5.12)

【2】雇用による誘導

○算定式

居住誘導区域への誘導人数

= a(平均新規創業・起業件数 + 平均新規就農者数) × 計画期間 × c(住み変えたい場所)

= (7.3 人 + 4.3 人) × 20 年 × 32.5% = 75.4 人 ÷ 75 人

a(就業者数)

項目	R3	R4	R5	R7 町目標値
新規創業・起業件数	9	9	4	20
新規就農者数	3	5	5	5

※R7 は目標値(総合計画)

・3 年平均新規創業・起業件数(R3→R5):7.3 人

・3 年平均新規就農者数年平均就業者数(R3→R5):4.3 人

c(住み変えたい場所)

■【問6】 住み替えたい場所

・買い物など不自由なく日常生活がおくれるところ→居住誘導区域 32.5%

【3】移住者数の誘導

○算定式
居住誘導区域への誘導
$=a(\text{年平均移住者数}) \times c(\text{住み変えたい場所}) \times \text{計画期間}$
$=19.5 \text{ 人} \times 32.5\% \times 20 \text{ 年} = 126.7 \div \underline{127 \text{ 人}}$

a(移住者数)

	R2	R3	R4	R5	R7 町目標値
移住者数	14	31	23	10	30

※R7 は目標値(総合計画)

・上記より、R2～R5 の年平均移住者数 78 人/4 年=19.5 人

c(住み変えたい場所) 【1】参照

■【問6】住み替えたい場所

・買い物など不自由なく日常生活がおくれるところ→居住誘導区域 32.5%

出典：鏡野町都市計画マスタープラン・立地適正化計画における町民アンケート調査(R5.12)

※移住者のうち小学校統合による誘導可能性(小学校統合によ移住者は、【3】に含まれると想定)

○算定式
居住誘導区域への誘導人数
$=a(\text{大野小学校に統合される香々美小学校年の平均生徒数})$
$\times b(\text{世帯平均人数}) \times c(\text{住み変えたい場所})$
$=36.9 \text{ 人} \times 2.6 \text{ 人} \times 32.5\% = 31.2 \text{ 人} \div \underline{31 \text{ 人}}$

a(香々美小学校年平均生徒数)

■児童数推移(あり方検討委員会答申と町の方針)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	合計	平均
香々美小学校	42	43	39	41	36	35	31	28	295	36.9

出典：町資料

b(世帯平均人数)

■令和2年国勢調査(総務省統計局) 都道府県・市区町村別の主な結果

調査年	人口(人)	世帯数	人/世帯
R2	12,062	4,643	<u>2.6</u>

出典：国勢調査

(2) 誘導人数(受け皿)の検証

【4】空き家の売買・賃貸成立件数及び新築件数による誘導人数の検証⇒合計 245 人/20 年

○①空き家売買・賃貸成立件数に基づく誘導区域への移転者想定⇒101 人/20 年

・空き家売買・賃貸成立件数の実績についてみると、今後 20 年間で約 101 人(=(286 人+26 人)×32.5%)の居住誘導区域への移転が想定できる。

○②住宅(新築)件数に基づく誘導区域への移転者想定⇒234 人/20 年

・住宅(新築)件数の実績についてみると、今後 20 年間で約 719 人の居住誘導区域への移転が想定できる。
ただし、同敷地での建替件数が不明なため、住み替えたい場所の割合 32.5%を勘案し、約 234 人が移転者と想定できる。

○①+②誘導区域への誘導人数⇒合計 335 人/20 年

・居住誘導区域へは 335 人程度(=101 人+234 人)の誘導を想定できる。

・以上から、先に示す誘導施策による約 207 人の誘導は、居住誘導区域内への受け入れが可能であり、誘導施策の効率的、効果的な実施により実現化を図ることとする。

項目	空き家売買・賃貸成立件数 (H27 年度～R6 年度の 10 年間)		住宅(新築)件数 (H29 年～R4 年の 6 年間)
	売買成立件数	賃貸成立件数	
件数※1	55	5	166
居住誘導区域	不明	不明	83
年平均件数	5.5	0.5	13.8
20 年間換算(世帯数)	110.0	10.0	276.7
世帯平均人数(2.6 人/世帯)	2.6	2.6	2.6
20 年間の想定人数	286	26	719
摘要	○今後 20 年間で約 101 人(=(286 人+26 人)×32.5%)の居住誘導区域への移転が想定できる。 ※32.5%:【問6】住み替えたい場所(買い物など不自由なく日常生活がおくれるところ)		○町内における新築(約 6 年間)のうち、約 50%(=83 件/166 件)が居住誘導区域内の建築であり、残り 50%を誘導する。 ○今後 20 年間で約 719 人の居住誘導区域への移転が想定できるが、ただし、同敷地での建替件数が不明なため、住み替えたい場所の割合 32.5%を勘案し、約 234 人が移転者と想定

※1 鏡野町空き家情報登録制度 年度別状況(R7.2.28)

年度	売買成立件数	賃貸成立件数
平成 27 年度	1	0
平成 28 年度	5	2
平成 29 年度	3	0
平成 30 年度	6	1
令和元年度	11	0
令和2年度	9	1
令和3年度	5	0
令和4年度	6	1
令和5年度	3	0
令和6年度	6	0
合計	55	5

都市計画基礎調査 R6.2(鏡野町 新築動向 建築計画概要書)

年度	住宅(新築件数)
平成 29 年度	26
平成 30 年度	28
令和元年度	27
令和 2 年度	16
令和 3 年度	37
令和 4 年度	32
合計(都市計画区域)	166
うち、居住誘導区域件数(図上計測)	83

【5】町営住宅の空き部屋分の空き家への誘導想定 8 人

○算定式
居住誘導区域への受け入れ人数
=a(町営住宅空き部屋数)×b(世帯平均人数)
=3 部屋×2.6 人=7.8 人=8 人

a(町営住宅空き部屋数 令和 6 年度現在(R7.2.10))

空き部屋数 23 部屋→居住誘導区域内の空き家等への転入促進(居誘導区域内の空き部屋は 3 部屋)

区域	棟数	戸数	入居戸数	空き部屋合計
居住誘導区域内	2	10	7	3
居住誘導区域外	32	85	65	20
合計	34	95	72	23

出典:町資料

b(世帯平均人数)

■令和2年国勢調査(総務省統計局) 都道府県・市区町村別の主な結果

調査年	人口(人)	世帯数	人/世帯
R2	12,062	4,643	2.6

出典:国勢調査

(3) 現実的に誘導可能な人口の検証

立地適正化計画の手引き【基本編】(令和7年4月改訂 国土交通省都市局都市計画課)に基づき、現実的に誘導可能な人口の検証を行うと以下のとおりです。

■現実的に実現可能な人口の検証				148.4	←検証前案の居住誘導区域面積ha	
2020年(人)		目標年度2040年(人)		増減	人口密度	検証
行政人口	12,062	行政人口	9,569	79.3%		○2020年人口(令和2(2020)年国勢調査) ○2040年目標年度人口(鏡野町人口ビジョン パターン1)
①検証前案：現状のまま人口減少(社人研推計(パターン1)) 社人研の増減率を基に居住誘導区域内外の人口を算出				9,569		●検証前案の人口密度14.0人/ha
居住誘導区域外	9,991	参考：GISによる計測値7,806人	7,926	79.3%		
居住誘導区域	2,071	参考：GISによる計測値1,763人	1,643	79.3%	11.1	●人口密度14.0人/ha⇒11.1人/ha(計測値の場合11.9人/ha) ●低密度が進行
②_1 検証前案：出生率や転入増加を見込んだ推計(目標維持(パターン1))・推移は独自推計(パターン3))				12,062		出典：鏡野町人口ビジョン(H27.8) p43
居住誘導区域外	9,991	・目標人口を維持とし、独自推計(パターン3)と同割合で目標年度の居住誘導区域人口を算出	7,771	77.8%		●人口密度14.0人/ha⇒人口密度28.9人/ha ●実現不可能(非現実的)
居住誘導区域	2,071		4,291	207.2%	28.9	
②_2 検証前案：出生率や転入増加を見込んだ推計(独自推計(パターン3))				9382		出典：鏡野町人口ビジョン(H27.8) p43
居住誘導区域外	9,991	・目標人口は独自推計(パターン3)を採用	7,771	77.8%		●人口密度14.0人/ha⇒人口密度10.9人/ha ●低密度が進行
居住誘導区域	2,071		1,611	77.8%	10.9	
②_3 検証前案：出生率や転入増加を見込んだ推計(独自推計(将来展望))				9707		出典：鏡野町人口ビジョン(H27.8) p43
居住誘導区域外	9,991	・目標人口は将来展望を採用	8,040	80.5%		●人口密度14.0人/ha⇒人口密度11.2人/ha ●ほぼ維持であるが施策による325人の増加の検証が必要
居住誘導区域	2,071		1,667	80.5%	11.2	
③検証前案：居住誘導により現状の人口密度を維持				9,569		●人口密度14.0人/ha⇒人口密度14.0人/ha ●密度は上昇するが、施策による428人の増加の検証が必要
居住誘導区域外	9,991	・目標人口は社人研、居住誘導区域は維持	7,498	75.0%		
居住誘導区域	2,071		2,071	100.0%	14.0	
④検証後：居住誘導により一定の人口密度を維持(誘導区域の縮小、施策の検証) (区域縮小、施策の推進により確保の見込まれる人口(207人)の移動を見込んだ案)				9,569	79.3%	↓ 居住誘導区域の面積を検証しつつ縮小
居住誘導区域外	9,991		7,958	79.7%		●検証前案→居住誘導区域の設定(検証後) ・面積：検証前案148.4ha⇒98.6haに縮小 ・パターン1人口密度：11.1人/ha⇒16.3人/haに向上
居住誘導区域	2,071	居住誘導区域(検証後)人口1,611人 ーパターン1,404人+施策207人	1,611	77.8%	16.3	●社人研推計(パターン1)における検証 ・面積を縮小した居住誘導区域においては、パターン1の居住誘導区域人口が1,643人(検証前案)から将来展望人口1,404人に減少するが、施策により207人が居住誘導区域に移動すると仮定すると、将来人口1,611人となる。 ・施策による207人の誘導は移住者の実態や空き家のキャパシティに基づく想定であり、実現可能と判断できる。

■参考：鏡野町人口ビジョン(平成27年8月)より抜粋

図表Ⅲ-4. 年齢区分別人口推移(各推計比較)

	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年
将来展望推計	総人口	13,580	12,137	10,821	9,707	8,702
	年少人口	1,622	1,422	1,302	1,293	1,235
	生産年齢人口	7,275	6,030	5,350	4,859	4,295
	65歳以上人口	4,683	4,685	4,169	3,555	3,171
	20-39歳女性人口	1,209	1,019	865	772	694
社人研推計準拠(パターン1)	総人口	13,580	12,146	10,787	9,569	8,456
	年少人口	1,622	1,402	1,196	1,081	963
	生産年齢人口	7,275	6,048	5,435	4,919	4,301
	65歳以上人口	4,683	4,695	4,156	3,568	3,191
	20-39歳女性人口	1,209	1,018	903	830	726
独自推計(パターン3)	総人口	13,580	12,120	10,713	9,382	8,124
	年少人口	1,622	1,412	1,227	1,087	925
	生産年齢人口	7,275	6,017	5,322	4,699	3,958
	65歳以上人口	4,683	4,691	4,163	3,595	3,241
	20-39歳女性人口	1,209	1,016	865	737	624

第1事案：R2現状
第1事案：パターン1
第1事案：パターン3
第1事案：将来展望
第2次案



鏡野町立地適正化計画

発行年月：令和8(2026)年3月

発行・編集：鏡野町総合政策室

〒708-0392 岡山県苫田郡鏡野町竹田660

Tel:(0868)54-2983 Fax:(0868)54-2988

HP:<https://www.town.kagamino.lg.jp>